

官報

号外

平成二十五年十一月十九日

○第百八十五回国会衆議院会議録 第十一号

平成二十五年十一月十九日(火曜日)

議事日程 第九号

平成二十五年十一月十九日

午後一時開議

第一 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二 障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

第三 産業競争力強化法案(内閣提出)

第四 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 産業競争力強化法案(内閣提出)

日程第四 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議
○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

日程第一 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

○議長(伊吹文明君) まず、日程第一、社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件と、あわせて日程第二、障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長鈴木俊一君。

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔鈴木俊一君登壇〕

○鈴木俊一君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日・ハンガリー社会保障協定は、平成二

十五年八月二十三日、ブダペストにおいて署名されたもので、我が国とハンガリーとの間で、年金制度、医療保険制度等に関する法令の適用について調整を行うこと及び両国の年金制度の加入期間を通算することによって年金の受給権を確保すること等について定めるものであります。

次に、障害者権利条約は、平成十八年十二月に国際連合総会において採択されたもので、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について規定するものであります。

両件は、十一月七日外務委員会に付託され、翌八日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日及び十五日質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、両件を一括して採決をいたします。

両件を委員長報告のとおり承認するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第三 産業競争力強化法案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 引き続き、日程第三、産業競争力強化法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長富田茂之君。

産業競争力強化法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(富田茂之君登壇)

○富田茂之君 た、いま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、長引くデフレによって低迷してきた我が国経済を再興するため、アベノミクスの三本目の矢である、民間投資を喚起する成長戦略を着実にかつ早急に行に移すことにより、我が国の産業競争力を強化するものであります。

その主な内容は、成長戦略を政府一体となつて強力に実行するため、平成二十五年度以降の五年間で集中的に取り組む制度改革等の内容を実行計画として策定するとともに、新たな事業活動を実施しようとする企業に規制の特例措置を認める等規制改革を推進する制度を創設し、あわせて、産業活動における新陳代謝を促進するためのベンチャー企業に対する資金供給の円滑化、事業再編の促進、中小企業の事業再生の支援強化等の措置を講じるものであります。

本案は、去る十月二十九日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、十一月六日に茂木経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、八日に質疑に入りました。十二日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、十五日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派共同提案により、重点施策の進捗及び実施の状況等に関して、公表及び国会報告を義務づけること等を内容とする修正案が、また、日本維新の会、みんなの党から、それぞれ修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論、採決を行った結果、日本維新の会及びみんなの党の提案に係る両修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派共同提案による修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 討論の通告がありますので、順次これを許します。まず、今井雅人君。

(今井雅人君登壇)

○今井雅人君 私は、日本維新の会を代表いたしまして、た、いま議題となりました政府提出の産業競争力強化法案及び自民、民主、公明三党共同提出の修正案、両案に反対の立場で討論をいたします。(拍手)

安倍総理は、世界で一番企業が活動しやすい国

を目指す、さまざまな場で発言をされておられます。

現在の足元の状況を見ますと、世界銀行が公表しているビジネス環境の国際ランキングで、我が国は、何と二十七位と、諸外国に大きく後塵を拝しております。これを、世界一企業が活動しやすい国にするためには、まさに総理の発言のとおり、異次元の構造改革、規制改革が必要となってくることは言うまでもありません。

しかしながら、本法案は、とてもそれに値するような法案の中身とはなっておりません。まず、本法案では、企業実証特例制度の新設が目玉政策として盛り込まれております。本制度は、特定の企業に対して規制の特例措置を設けるというものであります。

茂木経済産業大臣の答弁では、一定期間を過ぎた後、特例を開放して全国展開することであるとありますが、本法案では、規制のあり方について検討を加え、その結果に基づき必要な法制上の措置を講じるとの記述にとどまっており、どれぐらいの期間で特例が開放されるかも、実際に規制が緩和されるかも担保されておらず、案件によっては、ある特定企業に優位な状況が長期間にわたって続くことにもなりかねません。

さらに申し上げれば、そもそも、このようなある一定の企業に対して全国一律の規制改革を先導して特例を認めるという回り道をわざわざする必要があるのでしょうか。

安倍総理は、岩盤の規制を崩していくとおっしゃってられますが、岩盤をつくっているのは、まさに、政府であり、官僚であります。その

頂点に立っている総理がリーダーシップを発揮して決断すれば、特例から全国展開などという安全運転をしなくても、一気に改革が実行できるのではないですか。

安倍総理は、十一月八日の本会議での国家戦略特区法案に対する我が党の阪口議員の質疑への答弁の中で、安倍政権には抵抗大臣はいませんと発言をされました。どの省庁にも、規制を阻害せず、改革に取り組む閣僚がいるのであれば、わざわざ経済産業省が間に入る必要がどこにあるのでしょうか。こういう措置をしなければならぬということとは、まさに、安倍政権の中に規制改革に後ろ向きな人がいるということを認めているのではないですか。

また、本法案のもう一つの目玉政策であるグレートゾーン解消制度の創設は、企業が新分野に進出するに当たり、事業所管大臣を通じ、規制大臣に企業計画の適法性を確認するという制度であります。

しかし、これも、しよせん対処療法にすぎません。そもそも、グレートゾーンなどという言葉が存在しないよう、社会経済活動にかかわるあらゆる規制を、原則撤廃でゼロベースで見直し、時代の流れに先駆けて、不断の規制の見直しを実行していくことこそが、異次元の改革ではないでしょうか。

税制面で企業、ベンチャーキャピタルなどに直接支援する政策が盛り込まれている点は、企業が活動しやすい税制環境を整えることが、税をつかさどる公の果たす責務であることを鑑みれば、十分評価に値します。

しかしながら、金融面での支援策には疑問を投じざるを得ません。

これまで、我が国は、産業育成のため、数々の公的金融支援策を講じてまいりました。今回も、その延長線上の中、さまざまな拡充策が講じられております。しかし、今回の措置は、余りにも過保護な内容であります。

例えば、本法案では、ベンチャーキャピタルの資金調達に対しても公的機関が保証するという制度が盛り込まれています。なぜ、資金調達までわざわざ保証する必要があるのでしょうか。

また、本法案では、廃業経験のある創業者への無担保保険にかかわる保険価格に対する保険金額の割合を引き上げ、保証協会が資金を提供しやすい制度を設けています。これもまた、保証協会の審査能力を低下させるリスクを秘めているという点では同根であります。

こうした措置こそ、金融の健全性を阻害し、モラルハザードを生みかねない政策であり、公的支援を拡大するような今回の措置には反対です。

私は、かつて金融機関で融資を担当していましたが、保証協会の貸し出しなどを活用すればするほど金融機関の貸し出し能力を劣化させてしまうということを体感してまいりました。

民間金融機関が資金供給しないので官が保証したりあるいは直接資金を供給するという、この状況が進めば進むほど日本の金融機関の審査能力は劣化してしまうというジレンマをはらんでいることを、ぜひ認識していただきたい。

金融は経済の血流です。リスクマネーを供給できるとは強い民間金融機関を育成することこそ

が、日本経済を発展させる重要な鍵であります。それにもかかわらず、公的金融支援を拡充する政策を続けているために、いつまでたつても日本の金融機関は、本来の役割を果たすように進化していかないのです。テレビのドラマではありませんが、金融庁もそろそろ規制庁体質から脱皮していただきたいと、強く要望いたします。

また、本法案では、中小企業基盤整備機構、あるいは、官民ファンドといいたが実質的にはほぼ官主導ファンドとなつていいる産業革新機構などの独立行政法人を、これまで以上に活用する内容となつております。

これまで、政府は、さまざまな国の制度をつくり、それに合わせて雨後のタケノコ状態で独立行政法人をつくつてきました。それが、数々の支援制度をより複雑にするとともに、天下りの温床となつてきたわけであります。簡素なシステムにするためにも、制度、体制の徹底的な見直しによる整理統合をする必要があります。

現在の日本では、立法府が法律をつくり、行政府、つまり、官僚が省令、政令をつくつていきます。実は、この立法府の目の届きにくい省令、政令による運用こそが企業の経済活動を阻害している例が多数あることを、皆さんも理解なさつていただくと思ひます。

したがって、我々立法府としては、そうした事態が発生しないよう、根本の法律において徹底的に規制を撤廃させることこそが、世界で企業が一番活動しやすい国を実現する近道だと思います。日本経済の牽引役は、紛れもなく民間の力で、あらゆる規制を見直し、官の介入を徹底的に

排除することで、企業が活動しやすい環境が整備され、日本経済は発展していきます。

国の関与をより肥大化させる、経済産業競争力強化法案ならぬ、経済産業省強化法案とでもいふべき本法案には反対せざるを得ないと申し上げて、私の討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)
○議長(伊吹文明君) お待ち遠さま。
それでは、奥野総一郎君。

〔奥野総一郎君登壇〕

○奥野総一郎君 私は、民主党・無所属クラブを代表いたしました。ただいま議題となりました産業競争力強化法案につきまして、修正に賛成する立場から討論を行います。(拍手)

近年の日本の産業政策において、歴代政権は、選択と集中により、生産性の低い部門から高い部門への経営資源のシフトを図ろうと、さまざまな成長戦略を提起してまいりました。

第二次安倍政権におきましては、日本再興戦略がこの成長戦略に当たり、本法案がその重要な実行ツールと位置づけられているものと理解をいたしているところでございます。

本法案におきまして、実行体制を確立するための実行計画の策定、規制の早期改革への突破口とすべく、横断的な企業実証特別制度とグレーゾーン解消制度という試み、産業の新陳代謝の促進に資する、企業再編を行う際の支援や先端設備投資の促進策、ベンチャー投資の促進など、産業政策によつて企業の成長力を推し進めるべく支援環境整備策を列挙したことは、万全とは言えないものの、半歩前進として、一定の評価をしたいと思ひ

ます。

しかし、今後、法案成立後、この実行に当たつて課題があることは、指摘をさせていただきたいと思ひます。器をつくつたとしても、その施策を趣旨どおりに運用することができなければ、意味はありません。この法案が生かせるかどうかは、まさに、成立後の運用にかかつていいる、政府の実行力にかかつていいると言えます。

例えば、実行計画に係る施策が実行できなかった場合、この実行計画の改定ごとに担当大臣が理由を述べて代替案を出していく改革の先送り、先延ばしが可能であります。この繰り返しでは、これまで同様、なかなか前に進んでまいりません。

今回、我々が提出いたしました修正案では、産業競争力の強化に関する実行計画に係る重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に關しまして、各年度ごとに報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないことを追加いたしました。これは、政府の成長戦略の施策の実施状況を国会がチェックできるようにし、実行度を透明化するための措置でございます。

我々は、政府の重点施策の方針と実施の状況及びその評価を通じて実態を精査し、国会として、まさに、政府の実行力を点検、チェックしてまいります。

また、企業実証特別制度やグレーゾーン解消制度については、事業所管大臣と規制所管大臣との協議に委ねられており、これでは従来の各省協議とほとんど変わりません。実効ある規制改革の実現が危ぶまれます。

そこで、附帯決議で決議をさせていただいたように、新たな規制の特例措置の求め及び規制の解釈、適用の確認の求めについて原則一カ月以内に回答することとし、その期間内に回答できない場合には一カ月ごとにその趣旨や理由を通知する、新たな規制の特例措置の求め及び規制の解釈及び適用の確認の求めの件数については四半期ごとに公表するなど、二つの規制改革制度の運用について迅速かつ適切に整備すべきことを、強くこの場において求めさせていただきます。

最後に、一言申し上げます。

日本経済を前に進めるのか、とめてしまうのか、この成長戦略の成否は、まさに、内閣総理大臣のリーダーシップにかかっております。

安倍総理は、やるべきことは明確です、これまでも同じような成長戦略はたくさんありました、違いは、実行が伴うかどうか、もはや作文に意味はない、実行なくして成長なしと今国会の所信表明演説で発言されましたが、それがぐれぐれも空文とならぬように改めて申し上げまして、私の修正案に対する賛成討論とさせていただきます。

(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、三谷英弘君。

〔三谷英弘君登壇〕

○三谷英弘君 みんなの党の三谷英弘です。

ただいま議題となりました産業競争力強化法案及び自民、民主、公明各党提出の同修正案について、みんなの党を代表して、反対の討論をさせていただきます。(拍手)

本法案は、アベノミクス三本目の矢、成長戦略

の重要な一つとして位置づけられています。みんなの党としても、経済成長に規制改革及び産業の新陳代謝は、いずれも極めて重要だと認識しており、本法案の大きな方向性に異論はありません。

しかしながら、まず、規制改革の目玉の一つ、企業実証特例制度ですが、一企業にのみ規制を解除することは、公正な競争を阻害するおそれがあります。加えて、特定の企業とそのビジネスを所轄する官庁との癒着を生み、便宜供与と引きかえに天下りポストが用意されるという結果を生じかねません。

また、今までの、規制改革の困難な過去に鑑みれば、民間の有識者を交えたワーキングチームを創設したり、内閣が総合調整を行ったりという仕組みのないこの制度がどれだけ機能するか、非常に疑問です。

そもそも、このような中途半端な制度を創設せずとも、今国会で議論されている国家戦略特区制度を、いわゆるバーチャル特区の考え方を踏まえて柔軟に運用することで、特定の企業に限ることなく、先端的な取り組みに関する規制改革を進めることができるのです。あえてこの制度を導入する必要はありません。

次に、グレーゾーン解消制度です。

この制度を使えば、事業所轄官庁が間に入り、規制がかからないような事業のあり方への変更を含め、親身なアドバイスをしてくれるということです。この制度が一旦できると、コンプライアンスを重視する会社ほど、何でも官庁に事前に相談すべきだとして、かえって事業遂行の妨げとな

るおそれがあります。

また、規制から免れるためのアドバイスをもらえるとしても、ビジネスの魅力を維持したまま規制が適用されない形へとつくりかえるのは、ビジネスのプロでも至難のわざ。この制度によって門外漢がビジネスのあり方に口を挟むことで、角を矯めて牛を殺すという結果を招来しかねません。

三点目は、産業の新陳代謝の点についてです。

本法案には、ベンチャーファンドへの減税措置を含め、魅力的な施策は含まれています。しかしながら、そもそも、本法案では、国が産業の過剰投資等を判断する仕組みになっていますが、産業のあるべき姿を部外者が判断できるのか疑問です。し、事業再編に関しても、何が有効か霞が関で判断できると思えません。

本法案の前身である産活法において、特定の企業の救済目的でわずか三年の間に国に三百億円近い損失を出したのは、記憶に新しいところです。極めて難しい、事業の将来性について国が判断するという根本的な問題について、真摯な反省が見られていないことは残念です。

本主に産業の新陳代謝を進めるという観点からいえば、人材の流動化やコーポレートガバナンスの強化に直接注力すべきです。しかし、現時点でこうした動きは鈍く、この点でも、政府の産業新陳代謝への取り組みには、真摯度が伝わってきません。

最後に、安倍総理が、本法案を、アベノミクス三本の矢の、成長戦略の重要な法案であると位置づけ、規制改革を強調しながら、本法案の審議に

はたったの一度すら出席せずに本日を迎えたこと、医療や農業、雇用等の岩盤規制への取り組みは後回しにする一方、タクシー規制やインターネットでの医薬品販売規制など規制強化に向けて動いていることからすれば、逆に、国の規制改革への意欲を疑わざるを得ません。規制改革という原点に立ち戻っていただきたいと、あえて付言させていただきます。

以上のとおり、本法案に対しては、その方向性には賛同するものの、具体的内容に十分かつ不適切な面が多々存することから、反対させていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、塩川鉄也君。

〔塩川鉄也君登壇〕

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、産業競争力強化法案に対し、反対の討論を行います。(拍手)

安倍総理は、この臨時国会を成長戦略実行国会にすると述べ、日本再興戦略を具体的に実行するために、産業競争力強化法案を国会に提出しました。ところが、本法案が審議入りした十月二十九日、総理の姿は議場にありませんでした。原発売り込みのトップセールスのため、トルコを訪問していたのです。

半年足らずで二度の訪問という熱のこもったセールスのおかげか、三菱重工業や伊藤忠商事が加わった日仏企業連合が原発建設を受注することが実質的に合意をされました。

福島原発事故は依然として事故原因の究明にす

に至らず、ふえ続ける汚染水の処理すらままならない中、我が国同様世界有数の地震国であるトルコへの原発輸出など、無責任きわまりありません。福島では、震災から三度目の冬を前にして、いまだ十四万人以上の方が厳しい避難生活を強いられています。福島県民の苦しみへ背を向けるものであり、厳しく抗議をするものであります。

産業競争力強化法案の根本的な問題点は、世界で一番企業が活動しやすい国に日本をつくりかえると称し、産業再編の促進策や企業単位の規制緩和の仕組みを盛り込んでいくことです。

しかし、この二十二年間に及ぶ構造改革と規制緩和の結果はどうだったでしょうか。自動車、電機などの大企業が世界に名立たる多国籍企業に成長しただけで、国民には貧困と格差しかもたらさなかったものであります。

多国籍企業の競争力を強化することが、国民の利益と一致しないばかりか、対立するものとなっていることは明白であり、本法案は、この矛盾を一層深めるものにしかありません。

反対理由の第一は、本法案が、株主資本利益率、ROEの向上を最優先とした、大企業のリストラ支援法である産活法を継承するものだからです。

産活法の経産省認定企業のおよそ半分は、多国籍企業であります。政府は、産活法によるリストアップに加え、持ち株会社の解禁や会社分割など大企業の組織再編は熱心に整備する一方、労働者保護に係る制度の整備は放置したままであります。その結果、持ち株会社や企業を実質支配するファンドらによる不当労働行為を招き、労働者の

地位は不当に害されているではありませんか。それなのに、産業競争力会議では、雇用分野を岩盤規制だと敵視し、さらなる労働法制改悪をたくらむなど、絶対に許されません。

第二は、企業実証特例制度やグレーゾーン解消制度を突破口に、規制緩和を全国展開する仕組みとなっているからです。

これらの制度で企業が提案できる規制には、何ら制約がありません。労働者が人たるに値する生活を営むための最低基準である労働法制を企業単位で緩和するなど、断じて認められません。企業ビジネスのために国民の暮らしや安全を損なう規制緩和の仕組みは、容認できません。

第三は、法案と一体に整備される与党税制改正大綱による減税措置を加えても、多国籍企業の国内投資と雇用がふえる保証が全くないからです。

質疑で明らかにしたように、海外法人の資金の国内還流を促進するとして導入され、毎年度四兆円にも及ぶ海外子会社配当益金不算入の実績を見ても、国内での投資も雇用もふえませんでした。

結局、多国籍企業の内部留保の積み増しを加速し、国と地方の税収に大穴をあけただけであります。

多国籍企業、大企業の応援ではなく、国民の所得をふやし、中小企業と地域経済を応援する方向に政策を切りかえてこそ日本経済全体の発展につながることを最後に指摘し、反対の討論といたします。(拍手)
○議長(伊吹文明君) これにて討論は終結をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり修正議決をいたしました。

日程第四 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第四に入ります。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生労働委員長後藤茂之君。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(後藤茂之君登壇)

○後藤茂之君 ただいま議題となりました持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにしようとする

ものであり、その主な内容は、
第一に、少子化対策、医療制度、介護保険制度及び公的年金制度の各分野に関し、検討すべき事項、措置を講ずる時期等を定めるとともに、医療制度及び介護保険制度については、法律案の提出を目指す時期を規定すること、

第二に、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、関係閣僚により構成される社会保障制度改革推進本部を置くとともに、有識者から成る社会保障制度改革推進会議を置くこと等であります。

本案は、去る十一月一日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日田村厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、六日から質疑に入り、十二日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、十五日に質疑を終局いたしました。

次いで、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 討論の通告があります。順次これを許します。まず、中根康浩君。

(中根康浩君登壇)

○中根康浩君 民主党・無所属クラブの中根康浩でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました持続可能な社会保障制度の確

立を図るための改革の推進に関する法律案、いわゆる社会保障制度改革プログラム法案に対して、反対の立場から討論を行います。(拍手)

まず、本法案が、民主党、自民党、公明党の三党社会保障実務者協議で、民主党の要望を一切拒否した上で策定されたものであることを指摘しておかなければなりません。

昨年の六月、三党は、「今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する」と合意いたしました。

この三党合意に基づいて、三党協議が、ことしの一月から六月まで、十七回にわたって開催されました。その中で、民主党は、新たな年金制度や高齢者医療制度を提案し、自民党、公明党に制度改革について協議するよう再三求めてまいりました。しかし、自民党、公明党は、年金や医療は現行の制度でよいとの一点張り、改革の議論を拒否し続けてまいりました。

その結果、本法案には、肝心の年金制度や高齢者医療制度の改革案が盛り込まれておりません。

三党で成立させた社会保障制度改革推進法には、国民会議の審議を踏まえて、社会保障制度改革を行うための法制上の措置を講じることが規定されています。当時の民主党政権が意図していた法制上の措置とは、公的年金制度や高齢者医療制度を改革する法案の提出です。

にもかかわらず、安倍政権が法制上の措置として提出したのは、一番肝心な年金と医療制度改革が入っていないアリバイ法案だったのです。これでは、国民年金に非正規雇用者が多く加入し、不

安定年金に変質してしまっているという問題や、低年金・無年金者の問題、七十五歳以上の医療の保険料がそれ以外の年齢層に比べて上昇スピードが速いという問題など、さまざまな問題を放置し続けることになってしまっています。

また、本法案では、具体的な医療や介護などの改革内容が不明であり、法律にする必要性が感じられません。見直しの対象となる項目や法案の提出時期は羅列されておりますが、中身がなく、具体的に何をどのように変えるのが全くわかりません。

事実、委員会審議においても、民主党から、介護保険や難病対策の新制度では、何人の方が負担増になり、何人の方が負担減になるか、負担増の総額、負担減の総額などを聞いたとしても、具体的な答弁は全く得られないどころか、田村厚生労働大臣は、個別法案を出すときでよいではないかと、開き直った答弁に終始していました。これでは、審議に値せず、法律にする必要性が全くありません。せいぜい閣議決定で十分です。

以上、本法案の問題点を申し上げましたが、政府が検討している介護保険などの見直し案の問題点についても、さらに申し述べておかなければなりません。

要支援一、二の方の介護保険サービスを市町村事業化することを検討しています。要支援者は約百五十万人に上り、認知症の方も多く、虚弱な高齢者です。要介護度の進行の抑制、症状の改善のために、安定した、今までどおりのサービスが不可欠です。

しかし、要支援者向けの介護保険サービスを市

町村事業に移行すると、命綱である今までのサービスを利用できなくなるおそれがあります。また、市町村間で、自己負担額、サービスの質や量についての格差が拡大することも懸念されます。

要支援サービスが市町村事業になった場合、自己負担が、一割ではなく、二割、三割へと重くなる可能性があることや、人員配置が手薄になる、サービス単価が下がる、事業の種類ごとに上限を設定し利用抑制することなどが、審議の中で明らかになっています。これは、障害者自立支援法で犯した失敗の繰り返しです。

また、安倍政権は、市町村が困難ケースと判断しても、要介護二以下の方が特養に入所できなくなるようにすることも検討しています。要介護度が低い方であっても、認知症であったり、介護する家族がいけないなど、入所が必要不可欠な方もおられます。入所が制限されてしまえば、適切な介護を受けられなくなり、重篤化していくおそれもあります。

また、低所得者への補足給付の制限も検討されています。

あろうことが、安倍政権は、難病患者の方々の負担もふやそうとしています。

現行制度では、国が認定した重症の患者の方の医療費は無料とされていますが、安倍政権は、世帯単位の収入に応じて自己負担を求めることを検討しています。負担増は、最高で一月四万四千四百円で、年額約五十三万円と、大変重いものです。

民主党のヒアリングにお越しになったALS患者御本人は、昨年、人工呼吸器をつけた、世帯単

位の収入基準だと、これまで無料だった自己負担額が一月四万四千四百円になる、一生二人の子供ら家族に迷惑をかけることになるなら、人工呼吸器をつけずに死ねばよかったと話しておられました。

小児がんや小児心臓病の御家族からは、原疾患だけではなく、当然、風邪なども引く、その他の医療費、衛生用品、介護用品、通院の交通費、親のうちの一人は仕事をやめなければならぬこと、教育や兄弟姉妹の問題もある、まず二十歳以後のトランジション問題を解決してほしいのに、自己負担が最高一月二万二千二百円ふえる上、入院時の治療食、一食二百六十円、一月約二万四千円程度の負担も新たに加わるとのお話を承りました。

厚生労働省は、他の制度との公平、均衡を理由に、難病患者に自己負担を課していますが、均衡を図る他の制度とは、生活実態の大きく異なる高齢者医療制度ですから、全く納得できません。私たちが、難病患者の生活実態調査を実施し、難病患者の特性に合った制度を設けるべきだと求めている、実態調査すらゼロ回答でした。

生活実態の異なるものを機械的に当てはめての公平、均衡など、認められるはずがありません。ましてや、これ以上頑張れないほど頑張っている人たちに、どうしてこれ以上の自助努力を求められるのでしょうか。病气や老いなど、個人の努力では克服できない困難な状況の人に手を差し伸べるこそ、政治の責任であり、消費税の使い道なのではないでしょうか。

ALSなどの難病は誰がいつかかるのかという私の問いに、田村厚生大臣自身、それはもちろん

ん、誰だって、いつだって、なる可能性があるわけでごいまして、人ごとではないというようなものが難病であるというふうには我々は認識いたしておりますと答弁をされております。

まさにそのとおりで、全ての国民が自分自身のこととして難病対策を捉え、難病患者が難病患者を支えるという仕組みではなく、国民全体で支える仕組みを構築すべきです。

民主党は、委員会審議の中で、これらの給付カット、負担増の対象となる方々の不安や怒りの声を政府・与党の皆さんに届けてまいりました。

この法案の審議中は、難病患者御本人に何度も何度も、党のヒアリングや委員会の傍聴にお越しをいただきました。雨の日もお越しをいただきました。難病患者さんが国会にお越しになるのは、私たちの想像以上に御苦労と御負担をおかけするものでしたが、当事者の皆さん自身が新制度で命の危機に直面させられるのではないかとという悲壮な思いからでございました。

何度も何度も何度もお越しをいただいた皆さんの気持ちや声を受けとめなくて、どうして政治と言えるのでしょうか。

消費税を増税するにもかかわらず、高齢者サービスカット、難病や小児がんの患者の自己負担アップはありません。

安倍政権は、重い負担を押しつける一方、消費税増税とセットで、五兆円も使って、景気対策や公共事業、復興特別法人税の前倒し廃止と、大盤振る舞いをしようと検討しています。これは、事実上、消費税率引き上げによる税収を、公共事業に二兆円、そして九千億円の復興特別法人税の廃止の財源に流用することと言えます。

このような、社会保障と税の一体改革ではなく、公共事業と税の一体改革を、断じて許すことはできません。

また、田村厚生労働大臣が、五月の十七日、赤坂の料亭にて徳洲会幹部と懇談し、これについては、特定の業者との接待を禁止する大臣規範に違反するところがあるようです。(発言する者あり)

○議長(伊吹文明君) ちよつと待った。ちよつと待った。(発言する者あり) 静かにしなさい。

○中根康浩君(統) 最初は記憶にないと答弁したが、二度目の質問では認め、当日お店に行くまで徳洲会幹部がいることは知らなかった、選挙の話はしなかったなどと不自然な答弁でございました。

報道によれば、その料亭での懇談後、徳洲会幹部が関係者に対して、選挙に関連して厚労大臣から頼まれたという趣旨の発言をしたことが明らかになっていきます。

さらに、今回逮捕された徳洲会関係者と六月に大臣室で面会しており、このような徳洲会と田村大臣の疑惑は深まるばかりです。(発言する者あり)

○議長(伊吹文明君) 中根君。中根君。中根君。中根君。

○中根康浩君(統) 厚生労働委員会強行採決は、田村大臣の徳洲会疑惑隠しではないでしょうか。○議長(伊吹文明君) 中根君。ちよつと待ちなさい。

今申し上げましたように、本法案及び政府が検討している社会保障の見直し案には、重大な問題があります。

消費税の使い道としての社会保障の見直しは、国民の暮らしに大きく影響する問題であるため、民主党は慎重に審議するように求めてまいりましたが、政府・与党は、強行に採決をするという暴挙に出ました。

国民の暮らしを顧みず、数の力を使つてなりふり構わず社会保障を切り捨てようとする安倍政権に対して、強く抗議をいたします。

負担増先行、充実後回し、制度改革後回しの社会保障削減法案を認めるわけにはいきません。最後に、法制上の措置の義務を形だけ果たすためのアリバイづくりにすぎない本法案に反対の立場であることを申し述べ、私の反対討論を終わらせていただきます。(拍手、発言する者あり)

○議長(伊吹文明君) ちよつと静粛にしてください。静粛にしてください。

まず、中根君に申し上げます。余りにも不規則発言が多いので、私はそれを阻止しようとしているときに、議運の理事の指示に従つて発言を少しとめなければいけません。それを指示しているんですから。

次に、不規則発言を禁ずるものではありませんが、不規則発言は、なるほどと思わせるものにしてください。

以上。それでは、議長の議場整理権に従つて発言をするように。次に、與水恵一君。

〔與水恵一君登壇〕

○與水恵一君 公明党の與水恵一でございます。私は、自由民主党並びに公明党を代表して、ただいま議題となりました持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

安倍内閣のもと、三本の矢の経済政策を初め、新たな成長戦略の策定、実行などにより、日本経済は力強さを取り戻しつつあります。

先日発表されたGDP速報値によつて、四半期連続でプラスの経済成長が続けていることが示されました。いよいよ、ここから勝負であります。決して現状に甘んじることなく、さらに、日本の潜在的な力を引き出す改革、広く国民が実感し、具体的に成長の成果を享受できる経済政策を一層進めていくことが重要であります。

ここで、その日本経済の成長と安定の基盤となっているのが、年金、医療、介護、子育て支援など、国民の日々の暮らし、生活を支えている社会保障制度であります。そうした観点からも、私たちは、この国民にとつて本当に重要なインフラともいふべき社会保障制度を断じて守らなければなりません。このことは、今を生きる私たちの、将来世代に対しての重大な責務でもあります。

現在、高齢化率二四・一％、合計特殊出生率一・四一という数字に象徴されているように、日本の社会は、超高齢化、人口減少という、今まで経験したことのない急激な変化に直面しています。右肩上がりの時代の終えんによる厳しい財政運営の中で、給付と負担のあり方を含めた社会保障制度の見直しは避けられません。

我々は、将来にわたり安心で持続可能な日本の社会を構築していくために、その迅速かつ着実な改革の推進のために、本法案の成立は不可欠であると考えます。

以下、主な賛成理由を申し上げます。

まず、今般のプログラム法案は、昨年、自民、公明、民主三党による議員立法として提出され、成立した社会保障制度改革推進法に基づくものであります。その推進法によって昨年設置された、

有識者による社会保障制度改革国民会議で精力的な議論をいただき、その報告書をベースに策定したのが本法案であります。今後進めるべき改革の方向性と実施の時期を明記しており、特に、医療、介護を中心に制度改革を着実に前に進めていく上で、極めて重要な法案であると考えます。

具体的には、医療サービス等においては、二〇一七年度をめどに、効率的で質の高い医療の提供体制の構築を目指し、病床の機能分化と連携や、在宅での医療と介護の一体的な展開を進めるために、また、介護サービスの提供体制については、

住みなれた地域で医療や介護、生活支援を総合的に受けられる地域包括ケアシステムの構築に向けて、二〇一四年の通常国会に法案を提出することを目指すとしており、本法案を受けて、安心して長生きができる地域の構築に向け、具体的な取り組みが迅速かつ計画的に進められます。

また、消費税引き上げ分のうち、四％相当は全て社会保障の安定化に充当することとされており、社会保障の充実及び効率化、重点化とあわせて、ネット、消費税一％分、約二・八兆円が社会保障の充実分として確保されていることは、極めて重要であると考えます。

最後に、本法案において、難病対策、小児慢性特定疾患対策が盛り込まれたことは画期的であります。

難病患者の皆様の悲願である、四十一年ぶりの難病対策の抜本改革に向け、財源の確保とあわせ、恒久的かつ総合的な対策を盛り込んだ法案が来年の通常国会に提出される方針が明確に示されており、

今後の具体的な制度設計に当たっては、難病患者の皆様の生活の実情を踏まえつつ、公平かつ適切な医療費助成制度を構築するとともに、難病の克服に向けた治療研究と治療法の確立、患者の社会参加を支援し、さらには、難病にかかっても尊厳を持って生きられる社会を実現するという理念の具現化に全力を挙げていかなければならないと考えております。

以上、主な賛成理由を申し述べさせていただきます。

私は、昨年、衆議院議員に当選する前は、一人の地方議員として、医療や介護、福祉の現場に寄り添いながら、政策実現に努めてまいりました。

そうした経験からも、社会保障とは、地方自治体や地域のコミュニティの果たす役割が大きく、さらに、地域やボランティアによる支え合い、助け合いの中で、困ったときに温かな手を差し伸べる、そんな血の通ったものでなければならぬと強く感じています。

日本は、世界一の長寿社会を実現したという誇りを持ち、一人一人の国民にとっての理想的な福祉の実現、なにかんずく、自助を支える共助、公助

のバランスのとれたセーフティネットの構築に向けた改革に全力で取り組んでいかなければなりません。その決意を申し上げて、私の賛成討論いたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、重徳和彦君。

(重徳和彦君登壇)

○重徳和彦君 日本維新の会の重徳和彦です。

私は、日本維新の会を代表いたしましたして、ただいま議題となりました持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案について、反対の立場から討論を行います。(拍手)

法案の内容に関する討論に入る前に、まず、去る十一月十五日の衆議院厚生労働委員会における採決での各党の対応について、強く抗議をさせていただくとともに、今後、国会を実質的な審議を行う場としてより適切に運営するため、我が党が主張する、形式国会から実質国会への国会改革の考え方を改めて申し述べたいと存じます。

まず、与党は、法案の内容を十分に審議できるよう審議時間を確保するのは、国会運営の基本中の基本であります。たくさんの方の法案を通したいのに、会期を短く設定し、結局、国会日程がタイトなことを理由に採決を急ぐぐらいなら、そもそも、今国会の開会時期を例年になく異様におくられたことが間違いだつたのではないのでしょうか。

一方、野党各党の皆様にも申し上げたいことがあります。

今回の委員会採決に先立ち、我が党が反対討論を行うことについては、事前に理事間において各党合意した事項でありました。にもかかわらず、

民主党及びみんなの党の委員は、与党の強行採決を阻止するべく委員長を取り囲む行動に出た際に、我が党の委員が、理事間で決定し、委員長の指名のもと正当に行っている反対討論に対して、反対討論をやめろなどと罵声を浴びせ、討論を妨害したことは、議会のルールを無視する暴挙であつたと断じざるを得ません。

国会は言論の府であり、賛成なら賛成、反対なら反対と、その論拠を挙げて、ルールに基づき堂々と表明し、議論すべきなのであつて、与党も野党も、国民不在の不毛な闘争をするべきではありません。こんな国会運営を繰り返していたら、国会に対する国民の信頼を失墜させるだけです。

日本維新の会が掲げる国会改革は、こうした国会の古きあじき慣習を打破し、国民が理解しやすく信頼できる国会を目指すものでありますので、各党の皆様ぜひとも深い御理解を賜りたいと存じます。

以上、申し上げまして、本論に入らせていただきます。

日本維新の会は、他党のように、本法案に負担増の項目が含まれているとか、負担ばかりふえて充実がないなどという、改革に後ろ向きな理由で反対するわけではありません。

政府案は、自立した個人、自立した地域があつて初めて公助が持続可能となるという基本を忘れ、抜本改革には及び腰で、肝心な問題は先送りする、極めて不十分な内容の法案だから、反対するのであります。

先日、私の地元で、ある女子高生が私にこんなことを言いました。国会議員さんに話すのは初め

てですが、言いたいことがたくさんあります、私
がこの先社会に出て保険料を払っても、将来、年
金なんて大してもらえないと聞いたのですが、本
当ですかと。

今、現役世代、とりわけ若い世代の方々は、政
府の社会保障政策に極めて懐疑的な思いを抱いて
います。我が国の社会保障制度が持続可能かどう
かは、負担と給付の世代間格差の拡大をいかに食
いとめ、是正するかに尽きると言っても過言では
ないのです。

委員会での質疑で明らかになったように、これ
までの社会保障制度は、右肩上がり経済を背景
に、負担は低目に、給付は高目という設定を漫
然と続けてきました。この結果、急速な少子高齡
化の局面を迎えた現在、世代間格差は著しく広が
り、六十歳以上の世代と、これから生まれてくる
将来世代との間には、一世帯当たり一億円の格差
が生じているとの試算もあるほどです。これを放
置し、問題を先送りすればするほど、さらに状
況は絶望的となります。

私たち政治家は、国民の皆さんにこうした事態
を明確かつ丁寧に粘り強く説明しながら、将来世
代に対して責任ある改革を、先送りすることなく
断行することこそが必要なのです。

しかしながら、本法案は、消費税の段階的な引
き上げを前提とした当面の対応に終始するのみで
あり、負担と給付の関係の見直しを含む抜本改革
に全く踏み込んでいません。

例えば、公的年金制度を定める本法案第六条
は、中身の論議の羅列であるばかりか、世代
間格差の抜本的な是正につながる仕組みとして我

が党が法案提出の準備をしている年金積立方式へ
の移行については、検討の可能性にも踏み込んで
いません。

また、平成十六年改正で年金財政の安定化を担
保するために導入した仕組みのほうなのに、十年
近くの間一度も発動したことのないマクロ経済ス
ライドを実施するのかどうか、個人の人生の将来
設計にも大きく影響する支給開始年齢は、当面六
十五歳とした後、どう引き上げていくのかいかな
いのか、いずれも、条文上、方向性が全く読み取
れず、田村大臣にお尋ねしても、明確な答弁が
返ってきません。

また、少子化対策、高齢者医療、介護などに
いても、既存の法律や条文が並べられているだけ
の法案となっており、昨年成立した社会保障制度
改革推進法に基づく必要な法制上の措置が十分に
講じられていないと到底評価できません。

大臣は、一年という短い期間で全て条文に書き
込めないという趣旨のことを言っておられます。
しかし、本来、実施すべき改革の多くは、社会保
障制度改革国民会議報告書を初め、長年の議論の
中で既に選択肢は明らかではなく、求められるの
は、まさに政治決断なのです。

社会保障制度改革の道筋を示すはずのこの法案
は、将来への不安と政府の社会保障政策への不信
感を強く抱いている若い世代に対する責任感や、
改革に立ち向かう覚悟がみじんも感じられない、
問題先送り法案としか言いようがなく、断じて賛
成できません。

この程度のプログラム法案では、今後進められ
る具体的な改革には何ら期待することができず、

厳しい財政危機にある我が国にさらなる巨額の赤
字債務が積み上がり、消費税率を上げても上げて
も追いつかないという絶望的なスパイラルから抜
け出せるとは思えません。

また、来年春の消費税増税に合わせて行われる
社会保障制度改革がこの程度のものであれば、社会保
障と税の一体改革の名に値せず、このような構造
改革なき消費増税は、パッケージとして容認しが
たいと言わざるを得ません。

もつと先を見据えた、将来世代への責任ある、
抜本的な社会保障制度改革こそが何よりも必要で
あることを申し上げて、私の反対討論を終わりに
します。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、中島克仁君。

(中島克仁君登壇)

○中島克仁君 みんなの党の中島克仁です。

私は、みんなの党を代表して、ただいま議題と
なりました、いわゆる社会保障制度改革プログラ
ム法案に反対の立場で討論を行います。(拍手)
みんなの党は、増税の前にやるべきことがある
という主張を一貫し訴え続けております。

まずは、徹底した無駄の削減、不公平の是正を
前提に、岩盤規制を打ち破り、構造改革を行い、
その上で、将来ビジョンを示し、今後の社会保障
に幾ら足りなくて幾ら必要なのかを明確に示すべ
きだと訴えております。

審議の中でも指摘をした厚生年金の徴収漏れ対
策、政府は、その試算計算すら明確にしておりま
せん。みんなの党の試算では、この徴収漏れは、
一千万人、十兆円にも上るとしております。

徴収漏れ対策として歳入庁導入に対する質問で
は、国税庁と年金機構ではその専門性が違い、そ
れぞれの専門性を高めていくとされましたが、そ
れぞれのデータの連携ができていないことが、徴
収漏れにつながっているのです。国税庁を中心に
社会保障料の徴収の仕組みを再構築したらどうか
と言っているのです。税と保険料の一元化がなさ
れていないのは、先進国の中で、日本を含めごく
少数です。

歳入庁を創設して徴収漏れを是正すれば、財政
再建につながり、増税の必要はありません。行財
政改革にもなりますし、国民の利便性向上につな
がります。政府の答弁には納得できませんし、不
公平の是正に取り組む姿勢が全く見受けられませ
ん。

また、二〇一二年の会計検査院の報告で、税金
の無駄遣いが、六百三十件、四千九百億円と指摘
をされました。官僚体制のためとも言える予
算消化がまかり通る状態が、旧態依然として続い
ていることが明らかになっております。

国民に負担を求める前に、またまたやるべきこ
とがあるではないですか。こういったことを放置
したまま増税をすれば、社会保障の充実どころ
か、不公平はさらに広がってしまうことは明らか
です。

また、この法案の提案理由に、社会保障改革の
全体像を明らかにするためとありますが、どう探
してみても、その改革の全体像やビジョンのかけ
らも見えませんが、財政上の規模も示されてお
りません。介護認定審査については、まだ現状分析
ができていないとの答弁もありました。年金改革

に至っては、その具体的な進め方は何一つ見当たりません。

本法案の改革案は、国民会議の提言をそのままそっくり写した、無責任な内容です。本来、政治が責任を持つて、将来世代に負担を残さない改革をしなければなりません。

また、岩盤規制である医療や介護、それを打ち破るための医師会、医療法人、社会福祉法人の構造改革が必要です。

本法案は、改革にかける覚悟も感じられなければ、魂も感じられない、抜け殻法案と言えます。本当に本法案は必要なのでしょうか。言うなれば、消費税増税を正当化するためのアリバイ法案です。

繰り返し申し上げますが、みんなの党は、増税の前に、増税による税収増を当て込んだ社会保障改革をやる前に、やるべきことがあると言いつけております。

さらに、委員会での議論も深まっていない段階での強行採決、数の力で押し切るといふ今回の経緯を容認することはできません。委員会での議論、理事会での決定もない中での強行採決、その経緯に強く抗議するとともに、無駄の削減もされず、不公平の是正もされていない、さらに改革の姿勢の見えない本法案に対しては、明確に反対する意思を表明いたします。

言うまでもなく、不公平は正のための社会保障制度の改革、持続可能な社会保障制度の確立が必要だという認識は、私たちも共有しております。

私は、現場の届かない声を伝えるために政治の道に進んだのです。新人議員であり、議員としての経験は浅い私ですが、医療や介護現場での経験を生かし、少しでも力になりたいと考えております。

我が党も、よりよい改革を進めるためには、協力は惜しみません。社会保障の今後のあり方について、党派を超えて知恵を出し合うことが必要であり、政治の駆け引きに使われるようなことはあつてはならないという認識を持っております。

ですから、今後、議論を進めていくに当たり、我々の意見も取り入れられるよう、みんなの党も協議に参加して意見が言える場を設けていただければ、強く要請いたします。私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、高橋千鶴子君。

(高橋千鶴子君登壇)

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表して、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案に反対の討論を行います。(拍手)

まず、先週十五日の厚労委員会において、三野党が十分な審議を求めていたにもかかわらず、与党によつて一方的に審議が打ち切れ、採決が強行されたことに、強く抗議をするものです。

本法案は、昨年、税と社会保障の一体改革関連法案の審議最終盤に、自民、公明、民主三党によつて突然持ち出された社会保障制度改革推進法がその根拠となつています。ことし八月二十一日までに法制上の措置をとると規定されていたこと

から、目標年次と方向性を列挙するだけという異例な法案であり、プログラム法案と呼ばれるのも、そのためであります。

社会保障制度改革推進法は、社会保障は個人と家族の責任とし、負担がなければ給付なしの保険を基本原則としました。そのため、公費の投入を抑制して、負担増と、給付の削減を行うことが方向づけられたものであります。プログラム法案は、この推進法の理念を再確認したにすぎず、なくともよい法案であります。

消費税増税と引きかえに推進法を受け入れた民主党政の責任も強く問われるということとを、あえて指摘したいと思ひます。

反対する第一の理由は、本法案が、社会保障に果たす国の責務を定めた憲法二十五条から大きく逸脱しているからです。

本法案では、講ずべき社会保障制度改革の措置等として、自助自立のための環境整備を掲げています。政府には、個人がその自助努力を喚起される仕組みの導入とその推進を図ることを課して、国民に自助自立を押しつけるものになつています。これは、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めた憲法二十五条から大きく逸脱していることは明白であり、断じて許せません。

第二の理由は、政府に社会保障解体の促進を義務づけているからです。本法案は、少子化対策、医療、介護、年金の四分野についての検討項目と、改革の工程、それを

実施するために必要な法案提出時期を明示し、政府に実施を義務づけています。改革推進本部や改革推進会議の設置によつて、実施状況や検討項目が点検され、社会保障解体の促進を図るものとなつています。

委員会での審議においては、各制度の詳細はこれから検討するという答弁が繰り返されました。肝心なことは全く不明なまま、基本的な枠組みだけが決められて将来の議論を縛るということになり、認めるわけにはいきません。

第三の理由は、審議の中でも明らかにされたように、検討されている改革の中身が、どれも国民に痛みを押しつけるものになつていくからです。百五十万人の要支援者の介護保険外しや、受け皿のないまま特別養護老人ホームからの追い出し、利用料の倍化も検討されています。高齢者医療の窓口負担増、年金のデフレ下でのマクロ経済スライドの導入や支給開始年齢の引き上げも検討されるなど、改悪のメニューがメジロ押しです。

一方、難病の医療費助成制度の見直しは、患者団体などの粘り強い運動によつて、制度発足以来四十年来にして、ようやく法制化が実現しようとしていきます。

特定疾患五十六の外には、研究治療事業の対象疾患、さらに名前さえも知らない疾患も多く、福祉的対応も含め、難病の対象が拡大されることが期待されてきました。ところが、今まで無料だった重症者にも最大五十三万円もの負担が強いられ、希少性と認定基準によつて対象疾患と患者が振り分けられるなど、到底認められるものではありません。

既に、生活保護の扶助基準が削減され、全国で一万を超える行政不服審査請求が行われている。年金では、特例水準の解消の名による給付の削減が、来月の振り込みから行われます。痛みは始まっているのに、消費税増税が追い打ちをかけ、社会保障の充実部分は、ほとんどないか、あつても、打ち消される程度のもにすぎません。

国の責任を放棄し、社会保障を大きく変質させる本法案は、廃案にすべきです。

日本共産党は、真に憲法二十五条が生かされる政治、社会の実現のために全力を尽くすことを表明し、反対討論とします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、小宮山泰子君。

(小宮山泰子君登壇)

○小宮山泰子君 私は、生活の党を代表いたしまして、ただいま議題となりました持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案について、反対の立場で討論を行います。(拍手)

少子高齢化の急速な進展、経済の低成長、低迷、雇用基盤の変化など、社会経済状況は大きく変化しています。

このような中で、我が国の社会保障制度の改革を進めるには、まずは、国民一人一人の命と暮らしの安心が守られる安定した制度へと再構築することを目指すべきではないでしょうか。

本法案の、ありとあらゆる改革と称するものは、国民の命と暮らしを軽視する思考があらわれております。国民の生活が第一とする我が党とし

ては、到底容認できるものではありません。以下、反対の主な理由を申し上げます。

反対する第一の理由は、本法案は、消費税引き上げのための、単なる改革先送り法案にすぎないということであります。

昨年の社会保障と税の一体改革では、社会保障制度改革の議論をきちんと進めるということが、消費税引き上げの前提となっていたはずですが、にもかかわらず、安倍内閣は、社会保障制度改革の議論に真正面から向き合うことを放棄して、消費税の引き上げにのみ、ひたすら邁進しています。

本法案では、少子化対策も、医療も、介護も、年金も、抜本的な改革は打ち出されておられません。消費税の引き上げに合わせて社会保障も充実するのだという政府の言いわけのために、現行制度にこだわりの、当面の手直しに終始した、このような中身の無い法案を成立させる意味は全くもってないと考えます。

反対する第二の理由は、こうした当面の手直しにおいても、社会保障の充実より負担増を先行させている点であります。

政府から出てくる話といえば、七十歳から七十四歳の高齢者の医療費の自己負担の二割への引き上げ、介護保険における、要支援者の切り捨てにつながりかねない、予防給付の市町村への丸投げや、難病患者の自己負担の引き上げなど、給付減や負担増の項目ばかりであります。国民に生活の安心を与える社会保障制度の充実からはほど遠い状況にあります。

そもそも、政治や行政の身を切る努力はどこへ行ってしまったのでしょうか。議員定数の削減議論は遅々として進まず、天下りもいまだに禁止できていません。

やるべきことをやらずに、物言えぬ一般庶民のように、取りやすいところから取るのでは、順序が全く逆であります。このような、負担増ばかりを後押しするような法案には断じて賛成できません。

反対の第三の理由は、社会保障に対する国の責任を大きく後退させようとしている点であります。

社会保障は、自助、共助、公助の組み合わせであり、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互、国民相互の助け合いの仕組みを通じてこれを実現する環境整備は重要であります。

しかしながら、本法案では、あえて自助自立のための環境整備に係る規定を設け、殊さらに自助を強調しております。これは、共助、公助の役割を相対的に低下させることとなり、とりわけ、公助、すなわち社会保障に対する国の責任を大きく後退させることになりかねません。

高齢化が進み、ひとり暮らしもふえるなど、自助自立が難しい時代だからこそ、共助、公助を充実させ、国民の皆様が安心できる制度改革が求められているのです。しかし、安倍内閣の進める社会保障制度改革は、こうした方向に明らかに逆行しており、到底賛成できるものではありません。

最後に、現在、国会改革を進めている中、委員会での採決、そして審議は、強行せず、丁寧に行

うべきであります。

また、消費税増税に邁進し、社会保障の給付減、負担増ばかり目指そうとする安倍内閣の社会保障制度改革は、改悪であり、断固として認められないことを申し上げて、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 以上をもって討論は終局をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。

本委員長の報告は可決であります。本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よつて、本法案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十六分散会

出席国務大臣

外務大臣 岸田 文雄君
厚生労働大臣 田村 憲久君
経済産業大臣 茂木 敏充君

(議案提出)

一、去る十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(渡辺喜美君外三名提出)

(議案送付)

一、去る十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

首都直下地震対策特別措置法案

公職選挙法の一部を改正する法律案(第百八十三回国会衆法第四一号)

三、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

裁判官の配偶者同行休業に関する法律案

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

交通政策基本法案

一、昨十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(渡辺喜美君外三名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の配偶者同行休業に関する法律案

一、去る十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(渡辺喜美君外三名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の配偶者同行休業に関する法律案

一、去る十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(渡辺喜美君外三名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の配偶者同行休業に関する法律案

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案

(質問書提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

通学路における交通安全確保のための緊急合同点検および合同点検に関する質問主意書(杉本かずみ君提出)

一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約の存在を裏付ける米政府公文書に係る安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「袴田事件」の報道に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約の存在を裏付ける米政府公文書に係る安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

我が国の国会議員の海外視察の是非に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

防衛省の秘密解除後の文書公開と破棄に関する質問主意書(長妻昭君提出)

(答弁書受領)

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子君提出我が国の国会議員の海外視察の是非に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出韓国外務省によるNHKドラマの無断使用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出警視庁が作成した国際テロの捜査情報が流出した件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出本年、秋の園遊会で、山本太郎参議院議員が天皇陛下に手紙を手渡した件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員今井雅人君提出業務改善の指示を行う場合の企業名の公表に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出パートタイム労働法の早期改正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出復興予算の執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出本年、秋の園遊会で、山本太郎参議院議員が天皇陛下に手紙を手渡した件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員今井雅人君提出業務改善の指示を行う場合の企業名の公表に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出パートタイム労働法の早期改正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出復興予算の執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出本年、秋の園遊会で、山本太郎参議院議員が天皇陛下に手紙を手渡した件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員今井雅人君提出業務改善の指示を行う場合の企業名の公表に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出パートタイム労働法の早期改正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出復興予算の執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出本年、秋の園遊会で、山本太郎参議院議員が天皇陛下に手紙を手渡した件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員今井雅人君提出業務改善の指示を行う場合の企業名の公表に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出パートタイム労働法の早期改正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出復興予算の執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出本年、秋の園遊会で、山本太郎参議院議員が天皇陛下に手紙を手渡した件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員今井雅人君提出業務改善の指示を行う場合の企業名の公表に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出パートタイム労働法の早期改正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出復興予算の執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

四 我が国の国会議員が、税金を使つて海外視察を行い、その見聞を国政活動に活かすことの意義について、当方は否定するものではない。しかし、欧州等に偏るのではなく、例えばエネルギー資源を確保する等の、国家戦略に立ち、中東地域やロシア、アフリカ、中南米といった新興地域にも目を向けるべきだと考えるが、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一八五第五〇号

平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出我が国の国会議員の海外視察の是非に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出我が国の国会議員の海外視察の是非に関する質問に対する

答弁書

一について

御指摘の「国会議員による海外視察」には様々なものがあることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、国会議員が公共性を有する公務で外国を訪問し、訪問国の関係者と交流を深め、現地の政治、経済、文化等の事情や日本との関係等につき知見と理解を深めることは有意義であると考えている。

二について

お尋ねについては、個々の状況によつて様々であり、一概にお答えすることは困難である。三及び四について

御指摘の記事については承知しているが、お尋ねについては、国会議員としての判断に基づいて行われた活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

平成二十五年十一月五日提出
質 問 第 五 一 号

韓国外務省によるNHKドラマの無断使用に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

韓国外務省によるNHKドラマの無断使用に関する質問主意書

韓国外務省が同省HP上に公開した竹島を宣伝する動画の中に、我が国の公共放送機関であるNHKのドラマ映像が無断で使われていたことが報道されている。
右を踏まえ、質問する。

一 政府、特に外務省として、韓国外務省によるNHKドラマの無断使用をいつ、どのように知ったのか、詳細を説明されたい。

二 新聞報道によると、NHK側から韓国外務省に抗議をし、動画の削除を求めたところ、同省はそれに応じたとのことである。また謝罪のコメントも出しているとのことであるが、政府、特に外務省として、今回の無断使用に関連し、韓国側に抗議は行っているか。

三 NHKは我が国の公共放送機関であり、運営にあたり国民の受信料が使われている。二で、抗議を行っていないのなら、それはなぜか。

四 我が国固有の領土である竹島に関連し、NHKの動画を無断で使用することは、まさに国家主権の侵害にあたると思われるが、政府、外務省の考え如何。
右質問する。

内閣衆質一八五第五一号
平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出韓国外務省によるNHKドラマの無断使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出韓国外務省によるNHKドラマの無断使用に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道については承知しているが、外交上の個別の事実確認の詳細について明らかにすることは差し控えたい。

二及び三について

政府として、お尋ねの件に関し、大韓民国政府に対して懸念を伝えるとともに、一般に、映像等の無断使用を行わないよう再発防止を求めている。

四について

日本放送協会の映像の無断使用の有無にか

わらず、大韓民国外交部が公開した竹島に関する動画は、竹島の領有権に関する我が国の立場に照らし受け入れられず、遺憾であり、大韓民国政府に対して、このような動画を再び作成・公開しないよう強く求めている。

平成二十五年十一月五日提出
質 問 第 五 一 号

警視庁が作成した国際テロの捜査情報が流出した件に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

警視庁が作成した国際テロの捜査情報が流出した件に関する質問主意書

二〇一〇年十月末、警視庁が作成した国際テロの捜査情報がインターネット上で流出するという不祥事が生じた。それから丸三年、容疑者、実行者は誰か明らかになることがないまま、時効が成立している。
右を踏まえ、質問する。

一 国際テロ捜査情報が流出した件は、我が国の国益にどう影響するか。政府の認識を示されたい。

二 今回の事件は、内部流出によるものであるか。政府の認識を示されたい。

三 前文でも触れたが、本年十月二十九日、偽計業務妨害罪の公訴時効が成立した。今回の事件に関しては容疑者が誰かがわからず、よつて誰も処分されないまま事件は闇に葬り去られることとなる。政府として、右に関してどのような認識を有しているか。

四 国際テロという、極めて機密性が高く、また国民の安全に直結する問題の捜査情報が外部に流出するということは、極めて由々しき事態であると考ええる。政府として、時効成立した後も、今後の再発防止を徹底する観点からも、引き続き関与した人間を探し、処分を下す考えはあるか。

五 四で、ないのならその理由を示されたい。右質問する。

内閣衆質一八五第五二号
平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出警視庁が作成した国際テロの捜査情報が流出した件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出警視庁が作成した国際テロの捜査情報が流出した件に関する質問に対する答弁書

一、二、四及び五について

平成二十二年十月に警察において認知した、国際テロリズム対策に係るデータがインターネット上に掲出された事案（以下「本件事案」という。）においてインターネット上に掲出された百十四件のデータ（以下「本件データ」という。）については、これまでの捜査及び調査の結果、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められるが、本件データとファイ

ル形式等が同一である警察が保有するデータは確認されていない。
本件事案において本件データとファイル形式等が同一である警察が保有するデータが確認されたことを前提とするお尋ねについては、お答えを差し控えたい。

三について

本件事案については、偽計業務妨害罪の公訴時効の期間は経過したものの、時効の停止事由が存する可能性も否定できないことから、警察において今後も必要な捜査を継続することとしている。

平成二十五年十一月五日提出
質 問 第 五 三 号

本年、秋の園遊会で、山本太郎参議院議員が天皇陛下に手紙を手渡しした件に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

本年、秋の園遊会で、山本太郎参議院議員が天皇陛下に手紙を手渡しした件に関する質問主意書

平成二十五年十月三十一日、赤坂御苑で開かれた天皇、皇后両陛下主催の秋の園遊会で、山本太郎参議院議員が、天皇陛下に直接手紙を手渡ししたと報道されている。

右を踏まえ、質問する。

一 山本太郎参議院議員が、直接天皇陛下に手紙を手渡した行為について、安倍総理の見解如何。

二 山本太郎参議院議員の行為は、国会議員として許される行為か、常識を逸している行為であるか、安倍総理の見解如何。

三 一、二を踏まえ、自由民主党総裁でもある安倍総理だが、自由民主党所属の国会議員が、山本太郎参議院議員と同じ行為を行った場合、どのような措置、判断、処分を下すか、安倍総理の見解如何。

四 一、二を踏まえ、安倍内閣における閣僚、副大臣、政務官が山本太郎参議院議員と同じ行為を行った場合、どのような措置、判断、処分を下すか、安倍総理の見解如何。

内閣衆質一八五第五三三号
平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出本年、秋の園遊会で、山本太郎参議院議員が天皇陛下に手紙を手渡しした件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出本年、秋の園遊会で、山本太郎参議院議員が天皇陛下に手紙を手渡しした件に関する質問に対する答弁書

一及び二について

天皇及び皇族が、各界で功績がある方々や活躍されている方々と親しくお接しになり、その労をねぎらわれるとともに、お励ましになる催

しである園遊会において、出席者が天皇に直接手紙を手渡す行為は、その場にふさわしくないと考えている。

三及び四について

お尋ねについては、仮定の御質問であり、お答えすることは差し控えたい。

平成二十五年十一月七日提出
質 問 第 五 四 号

業務改善の指示を行う場合の企業名の公表に関する質問主意書

提出者 今井 雅人

業務改善の指示を行う場合の企業名の公表に関する質問主意書

消費者トラブルが多様化し、消費者の被害が増大している折から、違反行為を行った業者に対しては、業務停止あるいは、業務改善命令等の厳しい処分をもつてのぞむことは当然であり、とりわけ違反行為を繰り返すおそれのある悪質な事業者に対しては、消費者の損害を未然に防ぐため、企業名を公表するなどの措置により、広く周知することは必要であると考ええる。

しかし、一方で、企業名の公表によって、事業者も売上げの大幅減少、さらには倒産等に追い込まれることもあり得る。

とりわけ、業務停止の処分であればともかく、業務改善の指示についても、一律に企業名を公表することは、行政権限の濫用になることもあり得る。そこで、業務改善の指示の企業名の公表に関連して、以下の点について質問する。

一 業務改善の指示が出された企業の、過去十年間における件数及び、そのうち企業名が公表された件数を、それぞれ監督官庁毎及び年度毎に明らかにされたい。 二 指示が解除されるのはどのような場合か。過去の事例を示されたい。 三 違反行為を行ったとして、業務改善の指示がなされた企業に対しては、監督官庁のホームページ等で企業名が五年間公表される扱いのようであるが、当該企業が指示にかかる業務改善を完全に実施した場合、消費者に警告する意味はなくなったのであるから、監督官庁のホームページ等から、企業名を削除できる手続をもうけるべきではないか。 四 消費者庁の平成二十五年四月一日付「特定商取引に関する法律の規定による消費者庁長官等の不利益処分と販売業者等の名称等の公表」によれば、業務改善の指示を行った企業名を公表するのは、繰り返し違反行為が行われるおそれがある場合とされるが、それを認定する具体的基準は何か。 右質問する。 内閣衆質一八五第五四号 平成二十五年十一月十五日 衆議院議長 伊吹 文明殿 衆議院議員今井雅人君提出業務改善の指示を行う場合の企業名の公表に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。	〔別紙〕 衆議院議員今井雅人君提出業務改善の指示を行う場合の企業名の公表に関する質問に対する答弁書 一について お尋ねの「業務改善の指示が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。 二について お尋ねの「指示が解除される」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。 三について 御指摘の「業務改善の指示が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではなく、また、御指摘の「指示にかかる業務改善を完全に実施した場合」及び「監督官庁のホームページ等から、企業名を削除できる手続」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、一般論としては、消費者被害を防止すること等を目的として行われた不利益処分について、当該処分を受けた事業者の名称を公表することは、消費者被害の防止、救済等に資するものであり、後に当該処分の原因となった違法状態等が是正されたと考えられる場合においても、必ずしも当該公表の妥当性を欠くこととなるものではないと考えられる。 四について 消費者庁が平成二十五年四月一日に公表した	「特定商取引に関する法律の規定による消費者庁長官等の不利益処分と販売業者等の名称等の公表について」における「当該販売業者等が当該指示に係る行為を繰り返す蓋然性」については、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定に基づく指示の原因となる事実、指示を受けた販売業者等の悪質性等の様々な事情を考慮して個別具体的に判断する必要があるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。 平成二十五年十一月七日提出 質 問 第 五 五 号 パートタイム労働法の早期改正に関する質問 主意書 提出者 山井 和則 問主意書 平成二十四年六月に労働政策審議会において「今後のパートタイム労働政策について（建議）」をとりまとめた。しかし、この建議にもとづくパートタイム労働法の改正法案は国会に未だ提出されておらず、審議・成立に至っていない。 本建議は公労使が一致したものであるため、政府は早急に法案を国会に提出し、建議に基づいてパートタイム労働法を改正すべきであると考えられる。 また、建議に基づいた形でパートタイム労働法を改正することは、まさに安倍政権の掲げる「女	性の活躍促進」を体现するものの重要な部分を占めるものであると考えている。なぜなら、本建議に基づくパートタイム労働法改正は、パートタイム労働者の大部分を占める女性の均等・均衡待遇を進めることにつながり、女性の待遇改善を促進することになるからである。 そこで、以下のとおり質問する。 一 雇用者総数に占めるパートタイム労働者の割合はどのように推移していると政府は認識していますか。 二 パートタイム労働者に占める女性の割合はどの程度であると政府は把握していますか。 三 政府は、パートタイム労働をめぐる課題についてどのように認識していますか。 四 労働政策審議会雇用均等分科会の建議に基づいてパートタイム労働法を改正することは、安倍政権の掲げる「女性の活躍促進」に繋がると考えますが、政府の見解はいかがですか。 五 パートタイム労働法の改正法案を、早期に国会に提出すべきです。政府の見解はいかがですか。 右質問する。 内閣衆質一八五第五五号 平成二十五年十一月十五日 衆議院議長 伊吹 文明殿 衆議院議員山井和則君提出パートタイム労働法の早期改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
--	--	---	--

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出パートタイム労働法の早期改正に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「パートタイム労働者」の定義が必ずしも明らかではないが、総務省の「労働力調査」によれば、非農林業雇用者のうち、週間就業時間が三十五時間未満の者の割合は、平成二十四年で、約二十六・八パーセントであり、政府としては、近年、増加傾向にあるものと認識している。また、非農林業雇用者であって、週間就業時間が三十五時間未満のものうち、女性の割合は、平成二十四年で、約六十九・二パーセントである。

三について

お尋ねについては、単位時間当たりの賃金について短時間労働者と一般労働者との格差が生じていること、短時間労働者の待遇がその働きに見合ったものになっていないこと等の課題があると考えている。

四について

政府としては、短時間労働者に占める女性の割合が高いことから、御指摘の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号。以下「法」という。)の改正は、女性の活躍の促進につながるものと考えている。

五について

お尋ねについては、平成二十四年六月二十一日の労働政策審議会において、「今後のパートタイム労働対策について」の建議が行われたと

ころ、引き続き、厚生労働省において、同建議を踏まえ、法の改正法案を可能な限り早期に国会に提出することを目指し、必要な検討を進めてまいりたい。

平成二十五年十一月七日提出
質 問 第 五 六 号

復興予算の執行に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

復興予算の執行に関する質問主意書

会計検査院が「復興予算二十二％使われず」という指摘をしているが、それを踏まえ、質問する。

一 政府が二〇一・一二年度に計上した東日本大震災の復興予算十九兆八千九百四十九億円のうち、二十二・八％の四兆五千三百五十五億円が使われず、そのうち五千七百二億円は二年間使わず繰り越されたと会計検査院が指摘しているが、事実であるか、また政府は承認していたのか、政府の見解は如何。

二 一を踏まえ、事実ならば、復興予算のうち、どの項目がどのくらい使われなかったか、各担当省庁ごとに詳細な説明を求める。

三 一日も早い復興を被災者が願っているにも関わらず、どうして円滑に且つ迅速に復興予算が使われてこなかったか、説明されたい。

四 復興予算が適切に使われてこなかった責任は、何処にあり、今後どう対処するのか、政府の見解は如何。
右質問する。

内閣衆質一八五第五六号

平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出復興予算の執行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出復興予算の執行に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十三年度の復興関連予算の決算においては、歳出予算現額約十四兆九千二百四十三億円、不用額約一兆三千四百億円となっている。

また、平成二十四年度の復興関連予算の決算においては、歳出予算現額約九兆七千四百二億円、繰越額約二兆二千三十億円(うち平成二十三年度からの繰越額に係る事故繰越額約五千七百二億円)、不用額約一兆二千二百四十億円となっている。平成二十三年度及び平成二十四年度の歳出予算現額の純計額(両年度の歳出予算現額の合計額から重複分である平成二十三年度からの繰越額約四兆七千六百九十五億円を除いたものをいう。以下「純計額」という。)は、約十九兆八千九百四十九億円となる。平成二十四年度の繰越額と平成二十三年度及び平成二十四年度の不用額を合計すれば、約四兆五千三百四億円となり、当該金額を純計額で除して算出した割合は、約二十二・八パーセントとなる。なお、平成二十三年度の復興関連予算の決算については、平成二十四年十一月十六日に国会に提出したところであり、平成二十四年度決算につ

いては、会計検査院の検査を経て国会に提出することとしている。

二について

お尋ねの「復興予算のうち、どの項目がどのくらい使われなかったか」の意味するところが必ずしも明らかでないが、復興関連予算の繰越額及び不用額を、①府省等名、②繰越額及び③不用額として、平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算ごとに示すと次のとおりである。
平成二十三年度決算

- ①国会 ②約八億円 ③約十三億円
- ①裁判所 ②約五十九億円 ③約零億円
- ①内閣 ②零円 ③約十二億円
- ①内閣府 ②約二千二百九十二億円 ③約百七十七億円
- ①復興庁 ②約一兆三千一百一億円 ③約三十八億円
- ①総務省 ②約九百十七億円 ③約二百三十二億円
- ①法務省 ②約二十六億円 ③約二十億円
- ①外務省 ②零円 ③約二億円
- ①財務省 ②約十九億円 ③約七百五十九億円
- ①文部科学省 ②約四千三十二億円 ③約千九百十七億円
- ①厚生労働省 ②約千二百四十八億円 ③約七百七十八億円
- ①農林水産省 ②約七千七百七十億円 ③約千三百九十一億円
- ①経済産業省 ②約二千四百九十七億円 ③約百七十六億円

①国土交通省 ②約九千五百七十一億円 ③約五千六百六十二億円 ①環境省 ②約五千七百九十九億円 ③約三百四十四億円 ①防衛省 ②約三百五十億円 ③約七百二十六億円 平成二十四年度決算 ①国会 ②零円 ③約零億円 ①裁判所 ②約二十二億円 ③約十九億円 ①内閣 ②零円 ③約四億円 ①内閣府 ②約三十七億円 ③約千五百二十六億円 ①復興庁 ②約五千二百六十億円 ③約五百四十七億円 ①総務省 ②約百九十一億円 ③約百十八億円 ①法務省 ②約九億円 ③約七億円 ①外務省 ②零円 ③約一億円 ①財務省 ②約一億円 ③約七百六億円 ①文部科学省 ②約二千三百五十九億円 ③約九百三十五億円 ①厚生労働省 ②約三百四十三億円 ③約八百十七億円 ①農林水産省 ②約二千五百九十億円 ③約三千八十四億円 ①経済産業省 ②約千五百四十九億円 ③約三百八十二億円 ①国土交通省 ②約三千七百九十四億円 ③約二千四百十九億円 ①環境省 ②約五千六百十九億円 ③約千六百二十七億円	①防衛省 ②約二百五十億円 ③約四十二億円 三及び四について 平成二十三年度及び平成二十四年度の復興関連予算における繰越し又は不用は、まちづくりや除染のための計画策定について地元との調整に時間を要したこと等により生じたものである。政府としては、こうした状況を踏まえ、復興庁の体制を強化するとともに、同庁を中心に関係府省の担当者を集めたタスクフォースを設置すること等により、被災地の復旧・復興の加速に努めているところである。 平成二十五年十一月七日提出 質問 第五七号 一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問主意書 提出者 鈴木 貴子 一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問主意書 二〇〇九年九月十六日、当時の鳩山由紀夫内閣における岡田克也外務大臣は、以下の四点につき、いわゆる密約があったと言われていることにつき、外務省において「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会」(以下、「委員会」という。)を立ち上げ、同年十一月末を目処にその存在の有無を徹底調査する旨の大臣命令を同省に出したと承知する。	① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する密約 ② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する密約 ③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する密約 ④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する密約 そして二〇一〇年三月九日、岡田大臣は、「委員会」の調査結果をまとめた報告書(以下、「報告書」という。)を公表した。 「報告書」には、①に関し、以下の記述がなされている。 第二章 核搭載艦船の一時寄港 (中略) (4) 結論 (イ) 日米両国間には核搭載艦船の寄港が事前協議の対象が否かにつき明確な合意はない。他方、この問題の「処理」については合意がないわけではない。 (ロ) 日本政府は、米政府の解釈に同意しなかったが、米側にその解釈を改めるよう働き掛けることもなく、核搭載艦船が事前協議なしに寄港することを事実上黙認した。日米間には、この問題を深追いすることで同盟の運営に障害が生じることを避けようとする「暗黙の合意」が存在した。 (ハ) 序論における密約の定義によれば、日米両政府間には、安保改定時に姿を現し、その後一九六〇年代に固まった、	「暗黙の合意」という広義の密約が存在。 (二) 日本政府の説明は、嘘を含む不正なもの。民主主義の原則から、本来あつてはならない。ただしその責任と反省は、冷戦という国際環境と国民の反核感情との間の容易ならざる調整を踏まえるべき。 (ホ) 今回の調査で利用できた外務省文書の量と質はこの問題の構造を大まかにつかむのに十分なもの。それでも重要部分に欠陥があり、解明できないところが残った。そうだった経緯に関する事情調査と重要文書の管理に対する深刻な反省が必要。 右と「前回答弁書」(内閣衆質一八五第三四号)を踏まえ、再質問する。 一 安倍晋三内閣総理大臣並びに岸田文雄外務大臣は、前回答問主意書の内容に自身で目を通し、その内容を把握しているか。 二 「前回答弁書」の内容を起案し、作成した政府内の担当部署の名称並びにその責任者の官職氏名を明らかにされたい。 三 安倍総理並びに岸田大臣は、二の部署によって作成された答弁の内容に目を通し、その内容を把握しているか。 四 前回答問主意書で、①の密約に関する「報告書」に対する安倍晋三内閣の評価を問うたが、「前回答弁書」では、「いわゆる『密約』問題については、この問題により、外交に対する国民の理解と信頼が失われているとの観点から、過去の事実を徹底的に明らかにするため、平成二十
---	---	---	--

一年九月から外務省が徹底した調査(以下「外務省調査」という。)を行い、その結果を平成二十二年三月に公表したところである。」との答弁がなされている。過去の政権による取組の様子を述べるのではなく、安倍内閣として①の密約に関する「報告書」をどうとらえているのか、その認識を明確に示されたい。

五 前回質問主意書で、安倍内閣としても、①の密約はあったと認識しているかと問うたところ、「前回答弁書」では、「『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』では、核搭載艦船の寄港について『広義の密約』があったとの見解が示されている」としつつ、一方では、「他方で、外務省調査の報告書は、『核搭載艦船の領海通過、寄港を事前協議の対象から除外するとの日米間の認識の一致があったかどうかについては、それを否定する多くの文書が見つかった。現実にはむしろ、この点について日米間で認識の不一致があったということと思われる』とされている。」と「委員会」と外務省双方の認識が併記され、「当時の状況については、簡単に判断できるものではなく、…」との玉虫色の答弁がなされているだけである。安倍内閣としては、「①の密約はあった」とする「委員会」の認識と、「一概にそうとは言えない」とした当時の岡田克也外務大臣の下で行われた外務省調査の認識のどちらが正しいと考えているのか。双方の認識を併記する、「前回答弁書」にあるようなごまかし、すり替えの答弁ではなく、安倍内閣としての認識を明確に示されたい。

六 過去に鈴木宗男元衆議院議員が提出した質問主意書に対する政府答弁書では、①の密約の存在を明確に否定し、福田康夫、麻生太郎各内閣においては、①の密約はなかったとの虚偽の答弁が繰り返されてきた。例えば内閣衆質一七一第六一二号の政府答弁書には「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。))の下での核兵器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解がすべてであり、秘密である」とを問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はない。」とある。右答弁は、「報告書」で述べられている①の密約に関する認識、そして外務省調査による認識、その双方と齟齬はないか。安倍内閣の認識を示されたい。

七 かつて自民党政権が、六で挙げたように虚偽の答弁をし、国民に嘘をついていたことに関し、安倍内閣としてどのような認識を有しているか。「前回答弁書」の中では、右の質問に対して全く触れられていないところ、再度質問する。

八 「報告書」では「それでも重要部分に欠陥があり、解明できないところが残った。そうなった経緯に関する事情調査と重要文書の管理に対する深刻な反省が必要。」との指摘がなされている。平成二十二年三月十九日に行われた衆議院外務委員会での参考人質疑において、参考人として出席した元外務省条約局長の東郷和彦氏

も、当時の鈴木宗男衆議院外務委員長とのやり取りの中で、「今まで出てきている資料で見ると、私が残した五十八点の文書の中の重要なものは幾つか出てまいりましたが、出てこないものは明らかにある、私はそう認識しております。」と、自身が条約局長の任を降りる際にまとめた①の密約に関連する文書のいくつかがなくなっている旨指摘している。右の東郷氏がまとめた資料のいくつかがなくなっているのはなぜか。外務省の誰により破棄されたものであるのか。安倍内閣の認識を示されたい。

九 「前回答弁書」では「この結果は徹底した調査によるものであり、お尋ねのような調査を更に行う考えはない。」との答弁がなされているが、八で指摘したように、あるべき資料がなくなっている事実があることを鑑みても、「委員会」の調査とは別に行われた外務省調査はまだ不十分であり、国民に明らかにされていない事実がまだあると考える。岸田大臣として、右を踏まえ、再度①の密約に関する外務省の調査を行う考えはないか、再度質問する。

内閣衆質一八五第五七号

平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて
お尋ねの答弁書は、外務省北米局において起草し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

四から七まで及び九について
お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月五日内閣衆質一八五第三四号)一から四までについてでお答えしたとおりである。

八について
外務省としては、一連の外交文書の欠落問題について、外交文書の欠落問題に関する調査委員会を設置し、外部委員と共に、関係者から聞き取り調査を行うなど、真相解明のために最大限の努力を行い、平成二十二年六月四日に報告書を公表した。同省としては、引き続き文書管理体制の強化・改善を進め、国民の信頼回復に努めてまいりたい。

平成二十五年十一月七日提出
質 問 第 五 八 号

一九六〇年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

官 報 (号 外)

一九六〇年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問主意書

二〇〇九年九月十六日、当時の鳩山由紀夫内閣における岡田克也外務大臣は、以下の四点に関し、いわゆる密約があったと言われていることにつき、外務省において「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会」(以下、「委員会」という。)を立ち上げ、同年十一月末を目処にその存在の有無を徹底調査する旨の大臣命令を同省に出したと承知する。

① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する密約

(5) 沖縄返還交渉で日本側は対外表明により「朝鮮議事録」を置き換えることを目指した。朝鮮議事録の有効性については、日米間で明確な決着がつけられることはなかったが、事前協議なしの基地使用は考えられず、朝鮮議事録は事実上失効したとみてよい。

② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する密約

(4) 「朝鮮議事録」について日米間で連日会談を重ねたとされる一九五九年十一月後半から十二月にかけての会談記録文書が存在しないが、その理由は不明。

③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する密約

(3) 今回その存在が確認された「朝鮮議事録」が密約という性格を帯びた文書であるとの認識を日本側交渉当事者が持っていたのは事実。

④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する密約

(2) 一昨年フオード大統領図書館で発見された「朝鮮議事録」は、外務省でみつかった最終案と本文は同一。しかし日付は六十年六月二十三日付。政権交代を予測して、批准書交換時に「準備会合」を開催し、署名した可能性あり。

「報告書」には、②に関し、以下の記述がなされている。

(6) 七十年代、米側は「朝鮮議事録」の延長を日本側に提起することが検討されたが、結局、「議事録を未解決のままとし、正式に消滅させることとしない」という形で、米側も日本側の立場を事実上受け入れた。九十年代のガイドライン策定等により、事実上、本件議事録は過去のものとなった。

第三章 朝鮮半島有事と事前協議

(1) 朝鮮半島有事の際は場合によっては事前協議を免除する非公開の「朝鮮議事録」は、今回の調査でその存在が確認された(ただしシニシャルなし)。

(2) 一昨年フオード大統領図書館で発見され

し、その内容を把握しているか。

二 「前回答弁書」の内容を起案し、作成した政府内の担当部署の名称並びにその責任者の官職氏名を明らかにされた。

三 安倍総理並びに岸田大臣は、二の部署によって作成された答弁の内容に目を通し、その内容を把握しているか。

四 前回質問主意書で、②の密約に関する「報告書」に対する安倍晋三内閣の評価を問うたが、「前回答弁書」では、「いわゆる『密約』問題については、この問題により、外交に対する国民の理解と信頼が失われているとの観点から、過去の事実を徹底的に明らかにするため、平成二十一年九月から外務省が徹底した調査(以下「外務省調査」という。)を行い、その結果を平成二十二年三月に公表したところである。」との答弁がなされている。過去の政権による取組の様子を述べるのではなく、安倍内閣として②の密約に関する「報告書」をどうとらえているのか、その認識を明確に示されたい。

五 平成二十二年三月十九日に行われた衆議院外務委員会での参考人質疑において、参考人として出席した元外務事務次官の斉藤邦彦氏は、②の密約に関し、「私は、一九五九年、六〇年当時、朝鮮の停戦からまだ七年しかたっていないわけで、朝鮮情勢に対してアメリカは非常に強い危機感を持っていたと思います。万一の場合は一瞬の遅滞もなく出動をしていく必要がある」という権利、これを確保しておく必要があるという強い希望があったと思います。事前協議制

度というのは、米軍の行動に対して日本政府が一定の発言権を持つという新しい仕組みでございしますが、朝鮮有事に関しては、そういうことに拘束されることなく、直ちに行動に移れる状態を確保したいというのがアメリカの立場であったと思います。日本政府は、当時の情勢にかんがみまして、このようなアメリカ政府の要求を十分に理解して、これに応じたということであろうと思います。なぜ不公表にしたかというところについては、これは私の推測にすぎませんけれども、少なくとも、大きな理由の一つは、このような合意文書を公表すれば、北朝鮮、中国を無用に刺激することになるので、それを避けたいと判断されたのではないかと考えております。」と述べている。右の発言に対する安倍内閣の認識如何。

六 前回質問主意書で、安倍内閣としても、②の密約はあったと認識しているかと問うたところ、「前回答弁書」では、「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会報告書」では、「朝鮮議事録」が密約という性格を帯びた文書であるとの認識を日本側交渉当事者が持っていたのは事実との見解が示されている」としつつ、一方で

は、「他方で、外務省調査の報告書は、『日本側は、沖縄返還交渉の際、佐藤総理大臣・ニクソン米大統領の共同声明及び佐藤総理大臣のナシヨナル・プレス・クラブにおける演説において、朝鮮有事の際の対応についての対外的表明を行うことにより、本件文書を置き換えることを意図して対米交渉を行った。他方、本件議事録の扱いについては、日米の間であえて明白な

踏まえ、再質問する。

右と「前回答弁書」(内閣衆質一八五第三五号)を踏まえ、再質問する。

一 安倍晋三内閣総理大臣並びに岸田文雄外務大臣は、前回質問主意書の内容に自身で目を通

度というものは、米軍の行動に対して日本政府が一定の発言権を持つという新しい仕組みでございしますが、朝鮮有事に関しては、そういうことに拘束されることなく、直ちに行動に移れる状態を確保したいというのがアメリカの立場であったと思います。日本政府は、当時の情勢にかんがみまして、このようなアメリカ政府の要求を十分に理解して、これに応じたということであろうと思います。なぜ不公表にしたかというところについては、これは私の推測にすぎませんけれども、少なくとも、大きな理由の一つは、このような合意文書を公表すれば、北朝鮮、中国を無用に刺激することになるので、それを避けたいと判断されたのではないかと考えております。」と述べている。右の発言に対する安倍内閣の認識如何。

決着をつけないまま、交渉を終えている模様。』
 としている。』と「委員会」と外務省双方の認識が
 併記され、「当時の状況については、簡単に判
 断できるものではなく、…」との玉虫色の答弁
 がなされているだけである。「前回答弁書」にあ
 るようなごまかし、すり替えの答弁ではなく、
 五で挙げた斉藤元次官の発言も踏まえ、安倍内
 閣として②の密約についてどう認識しているの
 か、明確に示されたい。
 右質問する。

内閣衆質一八五第五八号
 平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安
 全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の
 戦闘作戦行動に係る密約に対する安倍晋三内閣
 の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送
 付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日
 米安全保障条約改定時における朝鮮半島有
 事の際の戦闘作戦行動に係る密約に対する
 安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対す
 る答弁書

一から三までについて

お尋ねの答弁書は、外務省北米局において起
 案し、同省においてしかるべく決裁を経た上
 で、内閣として決定したものである。
 四及び六について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五

年十一月五日内閣衆質一八五第三五号)一から
 四までについてお答えしたとおりである。
 五について

私人の個人的見解の二つについて、政府とし
 て、論評することは差し控えたい。

平成二十五年十一月七日提出
 質問 第五九号

一九七二年の沖縄返還時における有事の際の
 核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣
 の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

一九七二年の沖縄返還時における有事の際
 の核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三
 内閣の認識に関する再質問主意書

二〇〇九年九月十六日、当時の鳩山由紀夫内閣
 における岡田克也外務大臣は、以下の四点に関
 し、いわゆる密約があったと言われていることに
 つき、外務省において「いわゆる『密約』問題に関
 する有識者委員会」(以下、「委員会」という。)を立
 ち上げ、同年十一月末を目処にその存在の有無を
 徹底調査する旨の大臣命令を同省に出したと承知
 する。

- ① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち
 込みに関する密約
- ② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に
 関する密約
- ③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持
 ち込みに関する密約
- ④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する

密約

そして二〇一〇年三月九日、岡田大臣は、「委
 員会」の調査結果をまとめた報告書(以下、「報告
 書」という。)を公表した。

「報告書」には、③に関し、以下の記述がなされ
 ている。

第四章 沖縄返還と有事の核の再持ち込み

(1) 共同声明の核に関する交渉は、日本側提
 案の「事前協議制度」に関する米国政府の立
 場を害することなく」に対する米国側返答
 がない中、若泉—キッシンジャー—ルート
 においても進められた。

(2) 「合意議事録」が、佐藤内閣の後継内閣を
 も拘束する長期的効力を持ったのかどうか
 については、佐藤首相自身が否定的であつ
 たこと及び「合意議事録」の保管方法(引き
 継いだ節がない)から見て、否定的に考え
 ざるを得ない。

(3) この「合意議事録」は、共同声明よりも、
 踏み込んだ内容であるが、共同声明の内容
 を大きく超える負担を約束するものではな
 く、必ずしも密約とは言えないだろう。

(4) 六十九年十一月の交渉成立に際して、こ
 の「合意議事録」が果たした役割について判断
 するのは現時点では難しいが、これがなく
 とも、別途の方法により、合意は実現され
 たのではないかと思われる。

(5) 若泉—キッシンジャー—ルートが果たした
 役割については、キッシンジャーというユ
 ニークなスタイルの外交指導者との交渉で
 落としどころを探る上では、同ルートが開

かれたことは大いに評価。

右と「前回質問主意書」(内閣衆質一八五第三六
 号)を踏まえ、再質問する。

一 安倍晋三内閣総理大臣並びに岸田文雄外務大
 臣は、前回質問主意書の内容に自身で目を通
 し、その内容を把握しているか。

二 「前回答弁書」の内容を起案し、作成した政府
 内の担当部署の名称並びにその責任者の官職
 氏名を明らかにされたい。

三 安倍総理並びに岸田大臣は、二の部署によつ
 て作成された答弁の内容に目を通し、その内容
 を把握しているか。

四 前回質問主意書で、③の密約に関する「報告
 書」に対する安倍晋三内閣の評価を問うたが、
 「前回答弁書」では、「いわゆる『密約』問題につ
 いては、この問題により、外交に対する国民の
 理解と信頼が失われているとの観点から、過去
 の事実を徹底的に明らかにするため、平成二十
 一年九月から外務省が徹底した調査(以下「外務
 省調査」という。)を行い、その結果を平成二十
 二年三月に公表したところである。」との答弁が
 なされている。過去の政権による取組の様子を
 述べるのではなく、安倍内閣として③の密約に
 関する「報告書」をどうとらえているのか、その
 認識を明確に示されたい。

五 「報告書」では、③の密約について「必ずしも
 密約とは言えないだろう」とあるが、安倍内閣
 としても同じ認識を有しているか。前回質問主
 意書で同じ質問をしているが、「前回答弁書」で
 は「報告書」と当時の岡田大臣の下で行われた外
 務省調査の結果を併記しているだけの答弁がな

されているところ、再度、安倍内閣としての認識を問う。

六 過去に鈴木宗男元衆議院議員が提出した質問主意書に対する政府答弁書では、③の密約の存在を明確に否定する答弁がなされていた。第一次安倍晋三、福田康夫、各内閣において③の密約はなかったと答弁が繰り返されてきた。特に、第二次安倍内閣の時に閣議決定された政府答弁書(例えば内閣衆質一六六第三九号、四二二号)では、③の密約に「御指摘の報道等については承知しているが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)の下での核兵器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解がすべてであり、秘密である」と否とを問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はない。」との答弁がなされている。「報告書」における③の密約についての内容並びに当時の外務省調査の結果と、自身が第一次内閣を率いていた時に閣議決定した答弁の内容との間に齟齬はないか。「前回答弁書」では何の答弁もなされていないところ、安倍総理の認識を再度問う。

七 かつて自身が率いていた内閣が、③の密約に関して虚偽の答弁をし、国民に嘘をついていたことに、安倍総理としてどう考えるか。明確な答弁を求める。

内閣衆質一八五第五九号

平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの答弁書は、外務省北米局において起草し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

四から七までについて

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月五日内閣衆質一八五第三六号)一から五までについてお答えしたとおりである。

平成二十五年十一月七日提出
質問 第六〇号

一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問主意書

二〇〇九年九月十六日、当時の鳩山由紀夫内閣における岡田克也外務大臣は、以下の四点に関し、いわゆる密約があったと言われていることにつき、外務省において「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会」(以下、「委員会」という。)を立ち上げ、同年十一月末を目処にその存在の有無を徹底調査する旨の大臣命令を同省に出したと承知する。

① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する密約

② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する密約

③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する密約

④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する密約

そして二〇一〇年三月九日、岡田大臣は、「委員会」の調査結果をまとめた報告書(以下、「報告書」という。)を公表した。

「報告書」には、④に関し、以下の記述がなされている。

第五章 沖縄返還と原状回復補償費の肩代わり

(一) 米国側は、愛知大臣の書簡を求めるが、愛知大臣は、これを見合わせた。

(二) 東京では、交渉当事者間で大臣書簡案に代わるオプションとして、吉野とスナイダーによるイニシャルを前提とした「議論の要約」を作成することで合意し、愛知の

帰国前日の十二日に吉野とスナイダーがイニシャルしたものと考えられる。

(三) 米側資料によれば、六月十二日の最終協議において、「署名による書簡」とするか、あるいは「交渉経緯(記録)」とするかが議論となり、井川、吉野両局長ら日本側の交渉当事者は二分されたという。吉野は交渉経緯の全体に言及することを避けるため、両者を混ぜ合わせた「議論の要約」を作成し、米側の要望に応えることを提案したようである。

(四) 日本側の不公表書簡案(大臣書簡案)にせよ「議論の要約」にせよ、それ自体は、両国政府を拘束するような内容ではなく、両政府間の秘密の合意や了解を意味する「密約」にあたるわけではない。(「狭義の密約」ではない。)

(五) 原状回復補償費の肩代わり合意と三億二〇〇〇万ドルへの積み増し了解は、非公表扱いとされ、明確に文書化されているわけでもなく、返還協定や関連取り決めに明記されていないものであるが、両国政府の財政処理を制約するものとなる。その点では、これらは序論に定義された「広義の密約」に該当する。

右と「前回答弁書」(内閣衆質一八五第三七号)を踏まえ、再質問する。

一 安倍晋三内閣総理大臣並びに岸田文雄外務大臣は、前回質問主意書の内容に自身で目を通し、その内容を把握しているか。

二 「前回答弁書」の内容を起草し、作成した政府

内の担当部署の名称並びにその責任者の官職氏名を明らかにされたい。

三 安倍総理並びに岸田大臣は、二の部署によって作成された答弁の内容に目を通し、その内容を把握しているか。

四 前回質問主意書で、④の密約に関する「報告書」に対する安倍晋三内閣の評価を問うたが、「前回答弁書」では、「いわゆる『密約』問題については、この問題により、外交に対する国民の理解と信頼が失われているとの観点から、過去の事実を徹底的に明らかにするため、平成二十一年九月から外務省が徹底した調査(以下「外務省調査」という。)を行い、その結果を平成二十二年三月に公表したところである。」との答弁がなされている。過去の政権による取組の様子を述べるのではなく、安倍内閣として④の密約に関する「報告書」をどうとらえているのか、その認識を明確に示されたい。

五 前回質問主意書で、安倍内閣としても、④の密約はあったと認識しているかと問うたところ、「前回答弁書」では、「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会報告書」では、四百万ドルの土地の原状回復補償費について「広義の密約」があったとの見解が示されている」としつつ、一方で、「他方で、外務省調査の報告書は、『原状回復補償費四百万ドルを日本側が肩代わりすることと内容とする非公表の文書(議論の要約)は発見されず、作成されたかどうかは確認できなかった」としている。」と「委員会」と外務省双方の認識が併記され、「当時の状況については、簡単に判断できるものではない

く、…」との玉虫色の答弁がなされているだけである。安倍内閣としては、「④の密約はあった」とする「委員会」の認識と、あいまいな認識を示している、当時の岡田克也外務大臣の下で行われた外務省調査結果のどちらが正しいと考えているのか。双方の認識を併記するだけの、「前回答弁書」にあるようなごまかし、すり替えの答弁ではなく、安倍内閣としての認識を明確に示されたい。

六 過去に鈴木宗男元衆議院議員が提出した質問主意書に対する政府答弁書では、④の密約の存在を明確に否定し、小泉純一郎、第一次安倍晋三、福田康夫、麻生太郎各内閣においては、④の密約はなかったとの虚偽の答弁が繰り返されてきた。特に、第一次安倍内閣の時に閣議決定された政府答弁書(例えば内閣衆質一六六第一五号、二二二二号、二二三三号、二三四号、四二〇号、四六八号、四七二二号)では、④の密約に関して「沖縄返還に際する支払に関する日米間の合意は、第六十七回国会における琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和四十七年条約第二号。以下「沖縄返還協定」という。)についての審議が行われた当時から歴代の外務大臣等が一貫して繰り返し説明している」とおり、沖縄返還協定がすべてであって、外務省としては、御指摘の調査等をする必要はないと考えている。」との答弁がなされている。安倍総理として、現時点においても、かつて自身の内閣の下で閣議により決定した右の答弁と同じ認識を有しているか。第二次内閣

を率いている現在も、第一次内閣の時と同じく、④の密約はないと断言できるか。「前回答弁書」では、右の問いに対し何の答弁もなされていないところ、再度質問する。

七 六で、同じ認識を有していないのなら、かつて自身の内閣で虚偽の答弁を行ったことにつき、そして自民党政権が、右のように虚偽の答弁をし、国民に嘘をついていたことに関してどう考えるか明らかにされたい。右の問いに対しても、「前回答弁書」では何の答弁もなされていないところ、再度質問する。

内閣衆質一八五第六〇号

平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの答弁書は、外務省北米局において起草し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

四から七までについて
お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月五日内閣衆質一八五第三七号)一から五までについてでお答えしたとおりである。

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

平成二十五年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件
社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国とハンガリーとの間で年金制度、医療保険制度等への強制加入に関する法令の適用の調整等を行い、もって両国間の人的交流の促進を図るため、平成二十五年八月二十三日にブダペストで、社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定

日本国及びハンガリーは、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

(a) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はハンガリーをいう。
 「国民」とは、次の者をいう。

(b) 日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民
 ハンガリーについては、国籍に関する法律によりハンガリー国民とされる自然人

(c) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度に関する日本国の法律及び規則
 ハンガリーについては、次条2に規定する社会保障の計画及び制度に関するハンガリーの法律及び規則

(d) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度を管轄する政府機関
 ハンガリーについては、ハンガリーの法令によって規律される社会保障の計画及び制度に責任を有するハンガリーの大臣、省又はその他の関係当局

(e) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）
 ハンガリーについては、ハンガリーの法令の実施に責任を有する機関又は当局

(f) 「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に関するものによる保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づき考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。
 ハンガリーについては、ハンガリーの法令による保険料納付期間及び保険料納付期間とみなされるその他のもの

(g) 「給付」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令による年金その他の現金給付

ハンガリーについては、ハンガリーの法令による年金その他の現金給付（当該給付に追加して、当該法令により資格を有する者に対して支払われる補完給付、補足給付又は増加給付を含む。）

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国の法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 日本国については、

(a) 次の日本国の年金制度について適用する。

(i) 国民年金（国民年金基金を除く。）

(ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(iii) 国家公務員共済年金

(iv) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(v) 私立学校教職員共済年金

(vi) (ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過した又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(b) 次の法律（その改正を含む。）により実施される日本国の医療保険制度について適用する。

(i) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

(ii) 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

(iii) 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

(iv) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

(v) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）

(vi) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

(vii) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

ただし、この協定の適用上、第五条、第十四条から第二十一条まで、第二十六条、第二十七条、第三十条（3の規定を除く。）及び第三十三条2の規定は、(a)に掲げる日本国の年金制度についてのみ適用する。

2 ハンガリーについては、次の事項に関する法律及び規則について適用する。

(a) 保険に係る義務並びに社会保険の給付及び失業した場合に支払われる給付に充てる保険料の納付

(b) 社会保険の年金給付

ただし、この2に規定する法律及び規則には、ハンガリーと第三国との間で現在締結されており、若しくは将来締結されることのある社会保障に関する協定その他の国際約束又はその個別の実施のために制定された法律及び規則を含めない。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条 待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。この条の規定の適用上、ハンガリーの法令の適用については、「通常居住する」とは、その滞在に関するハンガリーへの最初の入国の日から三箇月を超えて継続的に滞在する意図をもって滞在することをいう。

第五条 海外への給付の支払

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国

の領域内に通常居住する者については、適用しない。

2 一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、その者が当該一方の締約国の国民であつた場合と同一の条件で支給する。

3 この条の規定の適用上、ハンガリーの法令の適用については、「通常居住する」とは、その滞在に関するハンガリーへの最初の入国の日から三箇月を超えて継続的に滞在する意図をもって滞在することをいう。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条 被用者及び自営業者に係る特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を有している者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域内から他方の締約国の領域内において就労するために派遣され、かつ、その就労に関し他の雇用契約を締結しない場合には、その派遣の予定された期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 1の規定の適用を受けない者であつて、一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を有しているものが、当該雇用者により当該一方の締約国の領域内から他方の締約国の領域内において就労するために派遣された後に当該雇用者の関連する雇用者との間でも雇用契約を締結し、かつ、当該関連する雇用者が当該他方の締約国の領域内に事業所を有する場合には、その派遣の予定された期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。両締約国の政府は、この2に規定する関連する雇用者の範囲について合意する。

3 1及び2に規定する派遣が当該派遣の予定された期間を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はその指定する実施機関は、被用者及びその雇用者の共同の申請に基づき、当該派遣に係る被

用者に対して1及び2に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて一回に限り合意することができる。当該派遣の合計期間（この3の規定に基づく当該一方の締約国の法令の適用の延長期間を含む。）は、六年を超えないものとする。

4 1及び2の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた被用者が、その後当該雇用者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合についても、適用する。

5 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の予定された期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

6 5に規定する他方の締約国の領域内における自営活動がその予定された期間を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はその指定する実施機関は、自営業者の申請に基づき、当該自営活動に係る自営業者に対して5に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて一回に限り合意することができる。当該自営活動の合計期間（この6の規定に基づく当該一方の締約国の法令の適用の延長期間を含む。）は、六年を超えないものとする。

第八条 航空機において就労する被用者に係る特別規定
国際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、その者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことを条件として、日本国の公務員又は日本国の法令において公務員として取り扱われる者がハンガリーの領域内において就労するために派遣される場合には、その者が日本国の領域内において就労しているものとみなして日本国の法令のみを適用する。

3 1の規定に従うことを条件として、ハンガリーの公務員若しくは公的機関の被用者又はハンガリーの法令

令においてハンガリーの公務員若しくは公的機関の被用者として取り扱われる者が日本国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者がハンガリーの領域内において就労しているものとみなしてハンガリーの法令のみを適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の共同の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、雇用又は自営活動の性質及び状況を考慮し、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条 配偶者及び子

1 日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条3又は前条の規定によりハンガリーの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、次に掲げる日本国の法令の適用を免除する。

(a) 第二条1(a)(i)に掲げる日本国の年金制度に関する法令（社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たす場合に限る。）

(b) 第二条1(b)(iii)及び(b)(iv)に掲げる日本国の医療保険制度に関する日本国の法令（医療保険の給付（現物給付）に関するハンガリーの法令に基づく制度に加入し、かつ、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たす場合に限る。）

2 1に規定する配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、1(a)又は(b)の規定は、適用しない。

第十二条 適用の証明

1 第二十二條1(b)の規定に従い一方の締約国の権限のある当局によつて指定された連絡機関は、被用者及びその雇用者又は自営業者の申請に基づき、当該被用者又は当該自営業者が当該一方の締約国の法令の適用を受けていることを証明する。

2 ハンガリーの連絡機関は、配偶者又は子の申請に基づき、当該配偶者又は子が医療保険の給付（現物給付）に関するハンガリーの法令の適用を受けていることを証明する。

第十三条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び3並びに第十一条の規定は、各締約国の法令における強制加入につ

いてのみ適用する。第七条の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。

第三部 給付に関する規定

第一章 日本国の給付に関する規定

第十四条 日本国の老齢給付及び遺族給付に係る通算

1 日本国の法令による老齢給付及び遺族給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいてこれらの給付を受ける権利を確立するため、日本国の実施機関は、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、ハンガリーの法令による保険期間を考慮する。ただし、この1の規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、ハンガリーの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

3 この条の規定の適用に当たっては、ハンガリーの法令による保険期間であつて、時期が特定されないものは、考慮しない。

第十五条 遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がハンガリーの法令による保険期間中にあるときは、遺族給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用しなくても確立される場合には、この条の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2 この条の規定の適用に当たっては、ハンガリーの法令による保険期間であつて、時期が特定されないものは、考慮しない。

3 1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従つて、一の日本国の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

とみなす。

4 第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であつた者に關して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

第十六条 日本国の老齢給付及び遺族給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国の法令に基づく老齢給付及び遺族給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従つて給付の額を計算する。

2 遺族基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにハンガリーの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 日本国の被用者年金制度の下での遺族給付（日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度における保険期間及びハンガリーの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第十七条 第四条の規定の例外

第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第二章 ハンガリーの給付に関する規定

第十八条 通算

1 ハンガリーの法令が給付を受ける権利を確立するために一定の保険期間を満たすことを要件として定めている場合において、完全給付のための十分な保険期間を有しない者については、ハンガリーの実施機関は、日本国の法令による保険期間とハンガリーの法令による保険期間とが重複しないことを条件として、日本国の法令による保険期間をハンガリーの法令による保険期間として考慮する。

2 ハンガリーの給付が支給されている場合には、日本国の法令による保険期間の追加的な累積の結果として、ハンガリーの給付を変更し、又は再計算してはならない。

第十九条 ハンガリーの部分給付の額の計算

1 ハンガリーの実施機関は、前条1の規定の適用によりハンガリーの法令による給付を受ける権利が確立される場合には、

(a) 両締約国の法令による保険期間であつて通算されたものがハンガリーの法令による保険期間であるとした場合に支給される理論上の給付の額を計算する。

(b) (a)の規定に従つて計算された理論上の額に基づいて、両締約国の法令による全ての保険期間に対するハンガリーの法令による保険期間の比率を適用することにより、実際に支払われる給付の額を決定する。

2 1の規定の適用上、ハンガリーの法令による保険期間における収入及びハンガリーの下で納付された保険料を考慮する。

第二十条 給付の重複

ハンガリーの法令による一の給付を受ける権利又は一の給付の支払とハンガリーの法令による他の給付を受ける権利若しくは他の給付の支払又はその他の収入とが重複する場合において、当該一の給付を受ける権利又は当該一の給付の支払を排除し、又は制限するハンガリーの法令の規定は、適当な場合には、ハンガリーの法令による一の給付を受ける権利又は一の給付の支払と日本国の法令による給付を受ける権利又は給付の支払とが重複する場合にも、適用する。

第二十一条 一年未満の保険期間

ハンガリーの法令による保険期間が一年未満であり、かつ、給付を受ける権利が確立されない場合には、ハンガリーの実施機関は、第十八条1の規定を適用せず、かつ、給付を支給しない。

第四部 雑則

第二十二条 行政上の協力

1 両締約国の権限のある当局は、

(a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。

(b) この協定の実施を円滑にするため、直接相互に連絡することができる連絡機関を指定する。

(c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2 両締約国の連絡機関は、権限のある当局の関与を得て、この協定の実施を円滑にするために必要かつ適切な措置について合意することができる。

3 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十三条 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十四条 連絡

1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、ハンガリー語又は英語により、直接に連絡することができる。ハンガリーの法令による決定その他の文書は、日本国の領域内に居住する関係者に対して、書留郵便により直接に送付することができる。

2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、日本語、ハンガリー語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十五条 情報の伝達及び秘密性

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請に基づき、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。

3 1及び2の規定に従って行われる情報の伝達に関し、個人に関する情報は、両締約国の法令その他関連する法律及び規則並びに次の規定により保護される。

(a) 受領機関は、伝達された個人に関する情報をこの協定を実施する目的のためにのみ使用することができる。ただし、受領国の法律及び規則が刑事法上の法益の保護、課税等の特定の目的のためにこの協定を実施する目的以外の目的で当該情報を使用することを義務付けている場合は、この限りでない。

(b) 個々の事案において、受領機関は、伝達機関の要請に基づき、伝達された個人に関する情報の使用の目的及び当該使用により得られた結果について伝達機関に通報する。

(c) 伝達機関は、伝達される情報が正確であること及び伝達の目的に照らして必要な範囲に限定されていることを確保する。伝達機関は、伝達国の法令その他関連する法律及び規則における個人に関する情報の伝達の禁止に関する規定を考慮しなければならない。誤った情報又は伝達を行うことが伝達国の法律及び規則に合致しない情報が伝達されたことが明らかになった場合には、伝達機関は、受領機関に対し

直ちにこの事実を通報する。この場合には、受領機関は、直ちに当該情報を訂正し、又は廃棄する。

(d) 伝達機関及び受領機関は、本人の請求に基づき、当該本人に関する情報の内容、当該情報の使用の目的、法的根拠及び期間並びに当該情報の受領者を当該本人に通報する。

(e) 伝達された個人に関する情報は、伝達された目的のために必要とされなくなった場合には、受領機関により、受領国の法律及び規則に従って廃棄される。

(f) 伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報の伝達及び受領について記録する。

(g) 伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報を許可されていないアクセス、修正及び開示から効果的に保護する。

(h) 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関から他方の締約国の権限のある当局又は実施機関にこの協定の規定に基づいて伝達された個人に関する情報によって損害を被った関係者が、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して不服申立てを提出した場合には、当該不服申立てについては、当該他方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って取り扱う。

(i) 本人の請求があった場合には、受領機関は、受領国の法令その他関連する法律及び規則に従い、不法に取り扱われた情報の使用を停止し、又は廃棄し、伝達機関に対し直ちにその使用の停止又は廃棄を通報する。本人の請求があった場合には、伝達機関は、伝達国の法令その他関連する法律及び規則に従い、自らが取り扱った誤った情報を訂正し、受領機関に対し直ちにその訂正を通報する。

(j) 個人に関する情報の保護に関する権利の侵害があった場合には、各締約国の法令その他関連する法律及び規則に従い適当な救済措置をとる。

(k) 一方の締約国が受領するこの条に規定する個人に関する情報については、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則に従って適正に処理する。

第二十六条 申請、不服申立て及び申告の提出

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

官 報 (号 外)

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従つて提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

3 一方の締約国の法令に基づく給付の申請、不服申立てその他申告の提出により、他方の締約国の法令に基づく手続は、自動的に開始することとはならない。当該他方の締約国の法令に基づく手続は、当該他方の締約国に給付の申請、不服申立てその他申告が提出されたときに開始される。

第二十七条 給付の支払

1 この協定に基づく給付の支払は、自由に交換することができる通貨によつて行うことができる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

2 この協定の適用範囲の下で行われる送金は、当該送金が行われる日に締約国の領域内において効力を有する法律及び規則に基づいて行う。

第二十八条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十九条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部 経過規定及び最終規定

第三十条 効力発生前の事実及び決定

1 この協定は、最も早い場合には、その効力発生の日から給付を受ける権利を確立させるものとする。

2 この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。

3 第七条1、2又は5の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1若しくは2に規定する派遣の予定された期間又は同条5に規定する自営活動の予定された期間は、この協定の効力発生の日を開始したものとみなす。

4 この協定の効力発生前に個人について行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影

響を及ぼすものではない。

5 この協定に基づく給付の申請がこの協定の効力発生の日から一年以内に行われる場合には、この協定の適用により生ずる権利は、当該効力発生の日又はそれ以後の最も早い日に取得される。申請がこの協定の効力発生の日から一年を経過した後に行われる場合には、当該申請に係る決定の効力発生の日については、関係締約国の法令が適用される。

6 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第三十一条 欧州連合の加盟国としてのハンガリーの義務

この協定は、欧州連合の法又は欧州経済領域に関する協定の下で生ずるハンガリーの権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第三十二条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十三条 この協定の有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた年の翌年の末まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従つて終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。この協定の終了の後、第五条1の規定は、これらの権利に関し引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十十三年八月二十三日にブダペストで、ひとしく正文である日本語、ハンガリー語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

岸田文雄

ハンガリーのために

J・マルトニ

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国とハンガリーとの間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度、医療保険制度等への強制加入に関する法令が二重に適用される問題及び短期間の派遣では就労地国の年金を受給する権利を取得するために必要な期間の要件を満たせないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となつていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、これらの問題の解決を図るべく、ハンガリー政府との間で、平成二十一年十一月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意に達したので、平成二十五年八月二十三日にブダペストにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、日本・ハンガリー両国間における年金制度、医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定は、日本国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立

学校教職員共済年金について、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用すること。

2 この協定は、ハンガリーについては、保険に係る義務並びに社会保険の給付及び失業した場合に支払われる給付に充てる保険料の納付に関する法律及び規則並びに社会保険の年金給付に関する法律及び規則について適用すること。

3 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、被用者又は自営業者が、派遣(第三国の領域を経由する派遣を含む)又は自営活動の予定された期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。

4 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、ハンガリーの法令による保険期間を考慮すること。

5 ハンガリーの実施機関は、完全給付のため

の十分な保険期間を有しない者について、ハンガリーの法令による保険期間と重複しないことを条件として、日本国の法令による保険期間を考慮すること。

なお、本協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の翌月の初日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、二重加入の問題及び保険料掛け捨ての問題が解決することを通じて、両国間の人的交流が円滑化し、ひいては経済交流を含む両国間の関係が一層緊密化することが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年十一月十五日

外務委員長 鈴木 俊一

衆議院議長 伊吹 文明殿

障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十五年十月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

障害者の権利に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、障害者の権利の実現に向けた我が国の取組を一層強化し、及び人権尊重についての国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

障害者の権利に関する条約

前 文

この条約の締約国は、

(a) 国際連合憲章において宣明された原則が、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、

(b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、全ての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げる全ての権利及び自由を享有することができることを宣明し、及び合意したことを認め、

(c) 全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、

(d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際規約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及び全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、

(e) 障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であつて、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによつて生ずることを認め、

(f) 障害者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、障害者の機会均等を更に促進するための国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、

(g) 持続可能な開発に関連する戦略の不可分の一部として障害に関する問題を主流に組み入れることが重要であることを強調し、

(h) また、いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであること

- とを認め、
- (i) さらに、障害者の多様性を認め、
 - (j) 全ての障害者（より多くの支援を必要とする障害者を含む。）の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、
 - (k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害者が、世界の全ての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、
 - (l) あらゆる国（特に開発途上国）における障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であることを認め、
 - (m) 障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に貴重な貢献をしており、又は貴重な貢献をし得ることを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会の人的、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされることを認め、
 - (n) 障害者にとつて、個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む。）が重要であることを認め、
 - (o) 障害者が、政策及び計画（障害者に直接関連する政策及び計画を含む。）に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、
 - (p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、先住民族としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、
 - (q) 障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、
 - (r) 障害のある児童が、他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、
 - (s) 障害者による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、
 - (t) 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要であることを認め、

- (u) 国際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し、
 - (v) 障害者が全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境並びに健康及び教育を享受しやすいようにし、並びに情報及び通信を利用しやすいようにすることが重要であることを認め、
 - (w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと並びに国際人権章典において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識し、
 - (x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、
 - (y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、
- 次のとおり協定した。
- 第一条 目的
- この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。
- 障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であつて、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。
- 第二条 定義
- この条約の適用上、
- 「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使つた意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人權及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人權及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第三条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等

(h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

第四条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人權及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- (a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとる。

- (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための適当な措置（立法を含む。）をとること。

- (c) 全ての政策及び計画において障害者の人權の保護及び促進を考慮に入れること。

- (d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従つて行動することを確保すること。

- (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。

- (f) 第二条に規定するユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設であつて、障害者に特有のニーズを満たすために必要な調整が可能な限り最小限であり、かつ、当該ニーズを満たすために必要な費用が最小限であるべきものについての研究及び開発を実施し、又は促進すること。また、当該ユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること。さらに、基準及び指針を作成するに当たっては、ユニバーサルデザインが当該基準及び指針に含まれることを促進すること。

- (g) 障害者に適した新たな機器（情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。）についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすき費用の機器を優先させる。

- (h) 移動補助具、補装具及び支援機器（新たな機器を含む。）並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であつて、障害者にとつて利用しやすきものを提供すること。

- (i) この条約において認められる権利によつて保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること。

2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であつて、国際法に従つて直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。

3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）

を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であつて障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によつて認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。

5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域について適用する。

第五条 平等及び無差別

1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第六条 障害のある女子

1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するための全ての適当な措置をとる。

第七条 障害のある児童

1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるもの

とする。

3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従つて相応に考慮されるものとする。

第八条 意識の向上

1 締約国は、次のことのための即時の、効果的なかつ適当な措置をとることを約束する。

(a) 障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。

(b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。

(c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。

2 このため、1の措置には、次のことを含む。

(a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。

(i) 障害者の権利に対する理解を育てること。

(ii) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。

(iii) 障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。

(b) 教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。

(c) 全ての報道機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。

(d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

第九条 施設及びサービスの利用の容易さ

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供され

る他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

- (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）
 - (b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）
- 2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

- (a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。
- (b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとつての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。
- (c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。
- (d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。
- (e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。
- (f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。
- (g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。
- (h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

第十条 生命に対する権利

締約国は、全ての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者との平等を基礎としてその権利を効果的に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

第十一条 危険な状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法（国際人道法及び国際人権法を含む。）に基づく自国の義務に従い、危険な状況（武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。）において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる。

第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。

2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。

3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。

5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第十三条 司法手続の利用の機会

1 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。

2 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司

法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。

第十四条 身体の自由及び安全

1 締約国は、障害者に対し、他の者との平等を基礎として、次のことを確保する。

- (a) 身体の自由及び安全についての権利を享有すること。
- (b) 不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剝奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剝奪が障害の存在によって正当化されないこと。

2 締約国は、障害者がいずれの手続を通じて自由を奪われた場合であっても、当該障害者が、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること並びにこの条約の目的及び原則に従って取り扱われること（合理的配慮の提供によるものを含む。）を確保する。

第十五条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

1 いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

2 締約国は、障害者が、他の者との平等を基礎として、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることがないようにするため、全ての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第十六条 搾取、暴力及び虐待からの自由

1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別に基づくものを含む。）から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

2 また、締約国は、特に、障害者並びにその家族及び介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援（搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。）を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するための全ての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。

3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。

4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適当な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。

5 締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。）を策定する。

第十七条 個人をそのままの状態で保護すること

全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態で尊重される権利を有する。

第十八条 移動の自由及び国籍についての権利

1 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者との平等を基礎として移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。

(a) 国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。

(b) 国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書を手し、所有し、及び利用すること又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされる関連手続（例えば、出入国の手続）を利用することとを、障害に基づいて奪われないこと。

(c) いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができること。

(d) 自国に戻る権利を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。

2 障害のある児童は、出生の後直ちに登録される。障害のある児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつ、その父母によって養育される権利を有する。

第十九条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者との平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

第二十条 個人の移動を容易にすること

締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。
- (b) 障害者が質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会を得やすくすること（これらを負担しやすい費用で利用可能なものとするを含む。）。
- (c) 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動のための技能に関する研修を提供すること。
- (d) 移動補助具、補装具及び支援機器を生産する事業体に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であつて自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するように要請すること。
- (d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

第二十二条 プライバシーの尊重

- 1 いかなる障害者も、居住地又は生活施設のいかなる問わず、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。障害者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、他の者との平等を基礎として、障害者の個人、健康及びプライバシーに関する情報に係るプライバシーを保護する。

第二十三条 家庭及び家族の尊重

- 1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保することを目的とする。

- (a) 婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること。
- (b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること。
- (c) 障害者（児童を含む。）が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。

- 2 締約国は、子の後見、養子縁組又はこれらに類する制度が国内法令に存在する場合には、それらの制度に係る障害者の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子の最善の利益は至上である。締約国は、障害者が子の養育についての責任を遂行するに当たり、当該障害者に対して適当な援助を与える。

- 3 締約国は、障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現し、並びに障害のある児童の隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある児童及びそ

の家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。

4 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、児童は、自己の障害又は父母の一方若しくは双方の障害に基づいて父母から分離されない。

5 締約国は、近親の家族が障害のある児童を監護することができない場合には、一層広い範囲の家族の中で代替的な監護を提供し、及びこれが不可能なときは、地域社会の中で家庭的な環境により代替的な監護を提供するようあらゆる努力を払う。

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第二十五条 健康

締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

(a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画（性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。）を提供すること。

(b) 障害者が特にその障害のために必要とする保健サービス（早期発見及び適当な場合には早期関与並びに特に児童及び高齢者の新たな障害を最小限にし、及び防止するためのサービスを含む。）を提供する

こと。

- (c) これらの保健サービスを、障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて提供すること。
- (d) 保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同一の質の医療（例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療）を障害者に提供するように要請すること。
- (e) 健康保険及び国内法により認められている場合には生命保険の提供に当たり、公正かつ妥当な方法で行い、及び障害者に対する差別を禁止すること。
- (f) 保健若しくは保健サービス又は食糧及び飲料の提供に関し、障害に基づく差別的な拒否を防止すること。

第二十六条 ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション

- 1 締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面への完全な包容及び参加を達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置（障害者相互による支援を通じたものを含む。）をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。
 - (a) 可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する学際的な評価を基礎とするものであること。
 - (b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び包容を支援し、自発的なものであり、並びに障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて利用可能なものであること。
- 2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実を促進する。
- 3 締約国は、障害者のために設計された補装具及び支援機器であって、ハビリテーション及びリハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

第二十七条 労働及び雇用

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。
 - (a) あらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。
 - (b) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件（均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）、安全かつ健康的な作業条件（嫌がらせからの保護を含む。）、及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。
 - (c) 障害者が他の者との平等を基礎として労働及び労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。
 - (d) 障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を利用する効果的な機会を有することを可能とすること。
 - (e) 労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。
 - (f) 自営活動の機会、起業家精神、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。
 - (g) 公的部門において障害者を雇用すること。
 - (h) 適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。
 - (i) 職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。
 - (j) 開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。
 - (k) 障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。
- 2 締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれないうこと及び他の者との平等を基礎として強制

労働から保護されることを確保する。

第二十八条 相当な生活水準及び社会的な保障

1 締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。

2 締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。

(a) 障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る適当なかつ費用の負担しやすいサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。

(b) 障害者（特に、障害のある女子及び高齢者）が社会的な保障及び貧困削減に関する計画を利用する機会を有すること。

(c) 貧困の状況において生活している障害者及びその家族が障害に関連する費用についての国の援助（適当な研修、カウンセリング、財政的援助及び介護者の休息のための一時的な介護を含む。）を利用する機会を有すること。

(d) 障害者が公営住宅計画を利用する機会を有すること。

(e) 障害者が退職に伴う給付及び計画を利用する均等な機会を有すること。

第二十九条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

(a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。

(i) 投票の手続、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。

(ii) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。

補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。

(iii) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じ、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。

(b) 障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。

(i) 国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。

(ii) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。

(a) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。

(b) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を楽しむ機会を有すること。

(c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。

2 締約国は、障害者が、自己の利益のためだけでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。

3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。

4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾文化を含む）を保持し、及びその文化を表現し、及びその文化を他の者と共有する機会を有すること。

む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。

- (a) 障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。
- (b) 障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。
- (c) 障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所を利用する機会を有することを確保すること。
- (d) 障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）への参加について他の児童と均等な機会を有することを確保すること。
- (e) 障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に関与する者によるサービスを利用する機会を有することを確保すること。

第三十一条 統計及び資料の収集

1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。

- (a) 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。
- (b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。

2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。

3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとつて利用しやすいことを確保する。

第三十二条 国際協力

1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。

- (a) 国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。
- (b) 能力の開発（情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じてのものを含む。）を容易にし、及び支援すること。
- (c) 研究における協力を容易にし、並びに科学及び技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。

(d) 適当な場合には、技術援助及び経済援助（利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。）を提供すること。

2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第三十三条 国内における実施及び監視

1 締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う一又は二以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。

2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。

3 市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

第三十四条 障害者の権利に関する委員会

- 1 障害者の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、以下に定める任務を遂行する。
- 2 委員会は、この条約の効力発生の時は十二人の専門家で構成する。効力発生の時の締約国に加え更に六十の国がこの条約を批准し、又はこれに加入した後は、委員会の委員の数を六人増加させ、上限である十八人とする。
- 3 委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力及び経験を認められた者とする。締約国は、委員の候補者を指名するに当たり、第四条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
- 4 委員会の委員については、締約国が、委員の配分が地理的に衡平に行われること、異なる文明形態及び主要な法体系が代表されること、男女が衡平に代表されること並びに障害のある専門家が参加することを考慮に入れて選出する。
- 5 委員会の委員は、締約国会議の会合において、締約国により当該締約国の国民の中から指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。締約国会議の会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。これらの会合においては、出席し、かつ、投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月以内に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも四箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 7 委員会の委員は、四年の任期で選出される。委員は、一回のみ再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち六人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの六人の委員は、最初の選挙の後直ちに、5に規定する会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 8 委員会の六人の追加的な委員の選挙は、この条の関連規定に従って定期選挙の際に行われる。
- 9 委員会の委員が死亡し、辞任し、又は他の理由のためにその職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、残余の期間その職務を遂行する他の専門家であつて、資格を有し、かつ、この条の関連規定に定める条件を満たすものを任命する。

- 10 委員会は、その手続規則を定める。
 - 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供するものとし、委員会の最初の会合を招集する。
 - 12 この条約に基づいて設置される委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
 - 13 委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための職務を遂行する専門家の便益、特権及び免除を享受する。
- 第三十五条 締約国による報告
- 1 各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとつた措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。
 - 2 その後、締約国は、少なくとも四年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、その後の報告を提出する。
 - 3 委員会は、報告の内容について適用される指針を決定する。
 - 4 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、その後の報告においては、既に提供した情報を繰り返し必要はない。締約国は、委員会に対する報告を作成するに当たり、公開され、かつ、透明性のある過程において作成することを検討し、及び第四条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
 - 5 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することができる。
- 第三十六条 報告の検討
- 1 委員会は、各報告を検討する。委員会は、当該報告について、適当と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うものとし、これらの提案及び一般的な性格を有する勧告を関係締約国に送付する。当該関係締約国は、委員会に対し、自国が選択する情報を提供することにより回答することができる。委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を当該関係締約国に要請することができる。
 - 2 いずれかの締約国による報告の提出が著しく遅延している場合には、委員会は、委員会にとって利用可能な信頼し得る情報を基礎として当該締約国におけるこの条約の実施状況を審査することが必要であることについて当該締約国に通報（当該通報には、関連する報告が当該通報の後三箇月以内に行われない場合

には審査する旨を含む。)を行うことができる。委員会は、当該締約国がその審査に参加するよう要請する。当該締約国が関連する報告を提出することにより回答する場合には、1の規定を適用する。

3 国際連合事務総長は、1の報告を全ての締約国が利用することができるようにする。

4 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用することができるようにし、これらの報告に関連する提案及び一般的な性格を有する勧告を利用する機会を得やすくする。

5 委員会は、適当と認める場合には、締約国からの報告に記載されている技術的な助言若しくは援助の要請又はこれらの必要性の記載に対処するため、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び勧告がある場合には当該見解及び勧告とともに、国際連合の専門機関、基金及び計画その他の権限のある機関に当該報告を送付する。

第三十七条 締約国と委員会との間の協力

1 各締約国は、委員会と協力するものとし、委員の任務の遂行を支援する。

2 委員会は、締約国との関係において、この条約の実施のための当該締約国の能力を向上させる方法及び手段(国際協力を通じたものを含む。)に十分な考慮を払う。

第三十八条 委員会と他の機関との関係

この条約の効果的な実施を促進し、及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

(a) 専門機関その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

(b) 委員会は、その任務を遂行するに当たり、それぞれの報告に係る指針、提案及び一般的な性格を有する勧告の整合性を確保し、並びにその任務の遂行における重複を避けるため、適当な場合には、人権に関する国際条約によって設置された他の関連する組織と協議する。

第三十九条 委員会の報告

委員会は、その活動につき二年ごとに国際連合総会及び経済社会理事会に報告するものとし、また、締約

国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

第四十条 締約国会議

1 締約国は、この条約の実施に関する事項を検討するため、定期的に締約国会議を開催する。

2 締約国会議は、この条約が効力を生じた後六箇月以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締約国会議は、二年ごとに又は締約国会議の決定に基づき同事務総長が招集する。

第四十一条 寄託者

この条約の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第四十二条 署名

この条約は、二千七年三月三十日から、ニューヨークにある国際連合本部において、全ての国及び地域的な統合のための機関による署名のために開放しておく。

第四十三条 拘束されることについての同意

この条約は、署名国によって批准されなければならない。また、署名した地域的な統合のための機関によって正式確認されなければならない。この条約は、これに署名していない国及び地域的な統合のための機関による加入のために開放しておく。

第四十四条 地域的な統合のための機関

1 「地域的な統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であつて、この条約が規律する事項に関してその構成国から権限の委譲を受けたものをいう。地域的な統合のための機関は、この条約の規律する事項に関するその権限の範囲をこの条約の正式確認書又は加入書において宣言する。その後、当該機関は、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。

2 この条約において「締約国」についての規定は、地域的な統合のための機関の権限の範囲内で当該機関について適用する。

3 次条1並びに第四十七条2及び3の規定の適用上、地域的な統合のための機関が寄託する文書は、これを数に加えてはならない。

4 地域的な統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国

の数と同数の票を締約国会議において投ずる権利を行使することができる。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第四十五条 効力発生

1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後にこれを批准し、若しくは正式確認し、又はこれに加入する国又は地域的な統合のための機関については、その批准書、正式確認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十六条 留保

1 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

2 留保は、いつでも撤回することができる。

第四十七条 改正

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び決定のための締約国の会議の開催についての賛否を通報するよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主権の下に会議を招集する。会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数によって採択された改正案は、同事務総長により、承認のために国際連合総会に送付され、その後受諾のために全ての締約国に送付される。

2 1の規定により採択され、かつ、承認された改正は、当該改正の採択の日における締約国の三分の二以上が受諾書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。その後は、当該改正は、いずれの締約国についても、その受諾書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。改正は、それを受諾した締約国のみを拘束する。

3 締約国会議がコンセンサス方式によって決定する場合には、1の規定により採択され、かつ、承認された改正であつて、第三十四条及び第三十八条から第四十条までの規定にのみ関連するものは、当該改正の採択の日における締約国の三分の二以上が受諾書を寄託した後三十日目の日に全ての締約国について効力を生ずる。

第四十八条 廃棄

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第四十九条 利用しやすい様式

この条約の本文は、利用しやすい様式で提供される。

第五十条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

障害者の権利に関する条約の締結について
承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

国際連合総会は、障害者の人権を促進し、及び保護するため、障害者の権利に関する宣言及び国際障害者年行動計画を採択する等の取組を行ってきた。しかし、これらの取組にもかかわらず、依然として障害者が世界の全ての地域において人権侵害に直面していることから、このような状況を改善すべく、法的拘束力を有する新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになった。このため、平成十三年の第五十六回国際連合総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討するためのアドホック委員会が設置され、計八回の会合を経て、平成十八年の第六十一回国際連合総会において、本条約が採択された。我が国は平成十九年九月二十八日、ニューヨークにおいて本条約に署名した。

本条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること。

2 締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行

政措置その他の措置をとること。

3 締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとること。

4 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させること。

5 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとること。

6 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みを自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置すること。

7 障害者の権利に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置すること。

8 締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に、その後は四年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、委員会に提出すること。

なお、本条約第二十三条4は、権限のある当局が児童の最善の利益のために父母との分離が必要と決定する場合を除くほか、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する旨規定しており、児童の権利に関する条約第九条1にも同様の規定が置かれている。我が国は、児童の権利に関する条約の締結に当たり、同条約第九条1は出入国管理法に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合に適用されるものではないとの解釈宣言を行っているため、この条約の締結に当たっても同様の解釈宣言を行う。

本条約は、平成二十年五月に効力を生じており、我が国については、批准書を国際連合事務総長に寄託の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、障害者の権利の実現に向けた我が国の取組を一層強化し、及び人権尊重についての国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年十一月十五日
外務委員長 鈴木 俊一
衆議院議長 伊吹 文明殿

産業競争力強化法案

右
国会に提出する。

平成二十五年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

目次

産業競争力強化法

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 産業競争力の強化に関する実行計画(第六条・第七条)

第三章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進(第八条―第十五条)

第四章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進(第十六条―第二十二条)

第二節 事業再編の円滑化(第二十三条―第五十条)

第三節 事業再生の円滑化(第五十一条―第六十条)

第四節 設備導入促進法人(第六十一条―第七十四条)

第五節 事業活動における知的財産権の活用(第七十五条)

第五章 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則(第七十六条―第八十一条)

第二節 設立(第八十二条―第八十七条)

第三節 管理(第八十八条―第九十六条)

第四節 業務(第九十七条―第一百一条) 第五節 国の援助等(第一百二条) 第六節 財務及び会計(第一百三―第一百六条) 第七節 監督(第一百七―第一百九条) 第八節 解散等(第一百十―第一百十一條) 第六章 中小企業の活力の再生 第一節 創業等の支援(第一百十二―第一百十九条) 第二節 中小企業承継事業再生の円滑化(第二百十―第二百二十五条) 第三節 中小企業再生支援体制の整備(第二百二十六―第二百三十三条) 第七章 雑則(第二百三十四―第二百四十三條) 第八章 罰則(第二百四十四―第二百五十六條) 附則 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において「産業競争力」とは、産業活動において、高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性を実現する能力をいう。	
事業活動が行われることをいう。 5 この法律において「新事業開拓事業者」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者(新たに設立される法人を含む。第八項において同じ。)であつて、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが必要なものその他の経済産業省令で定めるものをいう。 6 この法律において「特定新事業開拓投資事業」とは、投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。)が行う新事業開拓事業者に対する投資事業(主として事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。)であつて、当該新事業開拓事業者に対する積極的な経営又は技術の指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいう。 7 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十二条において同じ。)における技術に関する研究成果を、当該国立大学法人等と連携しつつ、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関	構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において「産業競争力」とは、産業活動において、高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性を実現する能力をいう。 2 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)により規定された規制についての政令等で規定する政令等の特例に関する措置であつて、第十一条第二項に規定する認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動について適用されるものをいう。 3 この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動であつて、産業競争力の強化に資するものとして主務省令で定めるものをいう。 4 この法律において「産業活動における新陳代謝」とは、産業活動において、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の生産性の向上又は需要の拡大のための
する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。 8 この法律において「関係事業者」とは、事業者であつて、他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。 9 この法律において「外国関係法人」とは、外国法人(新たに設立されるものを含む。)であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。 10 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備その他の事業活動に活用される資源をいう。 11 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。 一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更(当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。)を行うものであること。 イ 合併 ロ 会社の分割 ハ 株式交換 ニ 株式移転 ホ 事業又は資産の譲受け又は譲渡(外国におけるこれらに相当するものを含む。)	

へ 出資の受入れ ト 他の会社の株式又は持分の取得(当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。) チ 関係事業者の株式又は持分の譲渡(当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。) リ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得(当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。) ヌ 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡(当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。) ル 会社又は外国法人の設立又は清算 ヲ 有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二条に規定する有限責任事業組合をいう。第九十七条第一項第一号において同じ。)に対する出資 ワ 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄 二 事業者がその経営資源を活用して行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるもののいずれかを行うものであること。 イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供(次項第二号において「新商品の開発等」という。)により、生産若しくは	販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。 ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること。 ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売又は役務の提供を著しく効率化すること。 二 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、商品の生産に係る費用を相当程度低減すること。 12 この法律において「特定事業再編」とは、事業再編のうち、二以上の事業者が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用して、当該二以上の事業者のそれぞれの事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。 一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うものであること。 イ 当該二以上の事業者のそれぞれの完全子会社(一の事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この号において同じ。)相互間の新設合併又は吸収合併 ロ 当該二以上の事業者が共同して行う新設分割	ハ 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社に、当該二以上の事業者のうち他の事業者が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる吸収分割 二 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社が行う当該二以上の事業者のうち他の事業者からの出資の受入れ ホ 当該二以上の事業者が共同して行うそのそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立 二 次に掲げる会社第二十六条第三項、第二十七條第二項及び第三十三條第一項において「特定会社」という。)のいずれかが、外国における新たな需要を相当程度開拓し、又は新商品の開発等により国内における新たな需要を相当程度開拓するものであること。 イ 前号イの新設合併により設立された会社又は同号イの吸収合併後存続する会社 ロ 前号ロの新設分割により設立された会社 ハ 前号ハの吸収分割により事業に関して権利義務の全部又は一部を承継した会社 二 前号二の出資の受入れをした会社 ホ 前号ホの会社の設立により設立された会社 13 この法律において「生産性向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラ	ムをいう。)であつて、事業の生産性の向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。 14 この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること(再生手続、更生手続その他政令で定める法律に定める手続によりその事業の再生を図ることを除く。)をいう。 15 この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第二条第四号に規定する者をいう。第五十一条において同じ。)であつて、同条第一項の認定を受けたものをいう。 16 この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する手続をいう。第五十一条第一項第二号において同じ。)であつて、特定認証紛争解決事業者が事業再生に係る紛争について行うものをいう。 17 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
--	---	---	---

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 六 企業組合 七 協業組合 八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの 18 この法律において「先端設備等」とは、先端的な技術を活用した設備、機器又は装置であつて、将来におけるその価格の変動が著しく不確定なものであり、かつ、産業競争力の強化に資	するものとして経済産業省令で定めるものをいう。 19 この法律において「リース契約」とは、対価を得て先端設備等を使用させる契約であつて、先端設備等を使用させる期間（次項第一号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この項及び次項第二号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ旨の定めがないものをいう。 20 この法律において「リース保険契約」とは、次の各号のいずれにも該当する保険契約をいう。 一 先端設備等をリース契約その使用期間が三年以上のもの（次号において「長期リース契約」という。）に限る。）により使用させる事業を行う者（次号において「リース業者」という。）が保険料を支払うことを約するものであること。 二 その引受けを行う者が、リース業者が締結した長期リース契約につき、当該リース業者が使用開始日後に到来する支払期日において対価の支払を受けることができなかつたときに、当該リース業者の請求に基づき、その対価の支払を受けることができることに よつて生じた当該リース業者の損害を填補することを約して保険料を収受するものであること。 21 この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産	性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動をいう。 22 この法律において「創業」とは、次に掲げる行為をいう。 一 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（次号に掲げるものを除く。）。 二 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。 三 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること（中小企業者の行為に限る。）。 23 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。 一 前項第一号に掲げる創業を行うとする個人であつて、一月以内（認定創業支援事業計画（第百十四条第二項に規定する認定創業支援事業計画をいう。）に記載された特定創業支援事業（第三号において「認定特定創業支援事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うとする者にあつては、六月以内に当該創業を行う具体的な計画を有するもの	業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うとする者にあつては、六月以内に当該創業を行う具体的な計画を有するもの 四 前項第二号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの 五 前項第三号に掲げる創業を行うとする会社であつて、当該創業を行う具体的な計画を有するもの 六 前項第三号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの 24 この法律において「創業支援事業」とは、創業を行うとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により、創業を支援する事業をいう。 25 この法律において「特定創業支援事業」とは、創業支援事業のうち、特に創業の促進に寄与するものとして経済産業省令で定めるものをいう。 26 この法律において「特定信用状」とは、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者の依頼により銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（次項において単に「金融機関」という。）が発行する信用状であつて、当該事業者の外国関係法人の外国銀行等（銀行法（昭	平成二十五年十一月十九日 衆議院会議録第十一号 産業競争力強化法案及び同報告書
--	--	---	--	--

和五十六年法律第五十九号(第四条第三項に規定する外国銀行等をいう。)からの借入れ(手形の割引を受けることを含む。)による債務の不履行が生じた場合に当該信用状に基づく債務を履行する旨を表示するものをいう。

27 この法律において「特定信用状発行契約」とは、事業者と金融機関との間で締結される契約であつて、当該金融機関が特定信用状を発行することを約し、当該金融機関が当該特定信用状に基づく債務を履行した場合において当該事業者が当該金融機関に対して当該債務を履行した額に相当する金額その他経済産業省令で定める金額を支払うことを約するものをいう。

28 この法律において「特定中小企業者」とは、過大な債務を負っていることその他の事情によつて財務の状況が悪化していることにより、事業の継続が困難となつている中小企業者をいう。

29 この法律において「中小企業承継事業再生」とは、特定中小企業者が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者に承継させるとともに、当該他の事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより、当該事業の再生を図ることをいう。

30 この法律において「承継事業者」とは、中小企業承継事業再生により事業を承継する事業者をいう。

(基本理念)
第三条 産業競争力の強化は、事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進すること

により、生産性の向上及び需要の拡大を目指すし、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うことを基本とし、国が、これらの取組を促進するために、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずることを旨として、行わなければならない。

(国の責務)
第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、産業競争力の強化のための施策を総合的に策定し、及び迅速かつ確実に実施する責務を有する。

2 国は、産業競争力の強化に関する施策の推進に当たっては、平成二十五年以降の五年年度の期間(以下「集中実施期間」という。)を、産業競争力の強化に関する施策を集中的かつ計画的に実施する期間とし、事業者による新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)
第五条 事業者は、第三条に定める基本理念にのっとり、集中実施期間において、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役務に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況を

の他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指すし、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始若しくは収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めなければならない。

第二章 産業競争力の強化に関する実行計画
画

第六条 政府は、集中実施期間における産業競争力の強化に関する施策の総合的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、産業競争力の強化に関する実行計画(以下この条において「実行計画」という。)を作成するものとする。

2 実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 産業競争力の強化に関する施策についての基本的な方針
二 産業競争力の強化に関する施策について重点的に講ずべき施策こと次に掲げる事項
イ 施策の内容
ロ 施策の実施期限
ハ 担当大臣
三 その他産業競争力の強化に関する施策の総合的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るために必要な事項

3 前項第二号ハの「担当大臣」とは、実行計画に定められた同号に規定する施策(以下この条及び次条において「重点施策」という。)についての

内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣をいう。

4 実行計画は、その作成の日から起算して三年を超えない期間について定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

6 政府は、実行計画を作成したときは、これを公表するものとする。

7 政府は、集中実施期間中、平成二十六年以降の各年度において少なくとも一回、重点施策の進捗及び実施の状況を取りまとめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動を勘案し、実行計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定するものとする。

8 政府は、実行計画を改定したときは、重点施策の進捗及び実施の状況並びに前項の規定による評価の結果と併せてこれを公表するものとする。

9 第四項及び第五項の規定は、実行計画の改定について準用する。

(担当大臣の責務)

第七条 担当大臣(前条第三項に規定する担当大臣をいう。以下この条において同じ。)は、重点施策を、その実施期限までに、実施するものとする。

2 担当大臣は、重点施策をその実施期限までに実施できないおそれがあるときは、当該実施期限を遵守するために、必要な措置を講ずるものとする。

3 担当大臣は、重点施策をその実施期限までに実施できなかったときは、前条第七項の規定による評価のときまでに、その理由を明らかにするとともに、可能な限り早い時期に当該重点施策を実施するために、必要な措置を講ずるものとする。

第三章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

(新たな規制の特例措置の求め)

第八条 新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る新たな規制の特例措置がその所管する法律、政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る新たな規制の特例措置が他の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関、以下同じ。)の所管する法律、政令又は主務省令に係るものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、当該他の関係行政機関の長に新たな規制の特例措置の整備を要請するとともに、その旨を当該求めをした者に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

5 第三項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることとするときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該要請をした主務大臣に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

6 第三項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講じないこととするときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該要請をした主務大臣に通知するものとする。

7 前二項の規定による通知を受けた主務大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

(解釈及び適用の確認)
第九条 新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。以下この条及び第十五条において同じ。)の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認が他の関係行政機関の長の所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、当該主務大臣に回答するものとする。

4 前項の規定による回答を受けた主務大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

(新事業活動計画の認定)
第十条 新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動に関する計画(以下この条、次条及び第四百二十二条において「新事業活動計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の者が新事業活動を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の者は共同して新事業活動計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 新事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 新事業活動の目標
二 新事業活動の内容及び実施時期
三 新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容
五 その他新事業活動の実施に関し必要な事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一 当該新事業活動計画に係る新事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 当該新事業活動計画の内容及びこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
5 主務大臣は、新事業活動計画に第三項第四号に掲げる事項(他の関係行政機関の長が所管する第十二条の規定による政令又は主務省令で規定するもの)を記載するものとする。

5 主務大臣は、新事業活動計画に第三項第四号に掲げる事項(他の関係行政機関の長が所管する第十二条の規定による政令又は主務省令で規定するもの)を記載するものとする。

定された規制の特例措置に係るものに限る。)が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、同号に掲げる事項について当該他の関係行政機関の長の同意を得るものとする。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、当該政令又は主務省令で定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。	(政令等で規定された規制の特例措置) 第十二条 認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。	する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。	重要事項 二 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項 三 経済産業大臣及び文部科学大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。
6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新事業活動計画の内容を公表するものとする。(新事業活動計画の変更等)	(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業活動円滑化業務) 第十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、新事業活動を円滑化するため、認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従つて新事業活動の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十二年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三十八条及び第九十七条第一項第六号において同じ。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。(規制の特例措置の見直し)	2 主務大臣は、第三百三十七条第一項の報告を踏まえ、前項に規定する規制の在り方について、必要があると認めるときは、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長に対し、意見を述べることをできる。	4 経済産業大臣及び文部科学大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
第十一條 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定新事業活動実施者」という。)は、当該認定に係る新事業活動計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。	第十四条 第八條第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、第三百三十七條第一項及び第二項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。	第四章 産業活動における新陳代謝の活性化 第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進 第十六条 経済産業大臣及び文部科学大臣(文部科学大臣にあつては、次項第二号に掲げる事項に限る。)は、特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針(以下この条、次条第三項第一号及び第二十条第三項第一号において「実施指針」という。)を定めるものとする。	5 経済産業大臣及び文部科学大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
2 主務大臣は、認定新事業活動実施者が当該認定に係る新事業活動計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新事業活動計画」という。)に従つて新事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	第十五条 第八條第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定	2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 特定新事業開拓投資事業の実施方法に関する事項その他特定新事業開拓投資事業に関する事項	二 特定新事業開拓投資事業の内容及び実施時期
3 主務大臣は、認定新事業活動計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定新事業活動実施者に対し、当該認定新事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。	(規制改革の推進)	2 特定新事業開拓投資事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 特定新事業開拓投資事業を実施する投資事業有限責任組合に関する事項	
4 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。			

三 特定新事業開拓投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定新事業開拓投資事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該特定新事業開拓投資事業計画が実施指針に照らし適切なものであること。 二 当該特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 4 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る特定新事業開拓投資事業計画の内容を公表するものとする。 (特定新事業開拓投資事業計画の変更等) 第十八条 前条第一項の認定を受けた投資事業有限責任組合(以下「認定特定新事業開拓投資事業組合」という。)は、当該認定に係る特定新事業開拓投資事業計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。	3 経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定新事業開拓投資事業組合に対して、当該認定特定新事業開拓投資事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 4 経済産業大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。 5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。 (独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う特定新事業開拓投資事業円滑化業務) 第十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定特定新事業開拓投資事業を円滑化するため、認定特定新事業開拓投資事業組合が認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて特定新事業開拓投資事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。 (特定研究成果活用支援事業計画の認定) 第二十条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者(特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立させようとする者を含む。)は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画	(以下この条、次条及び第四百十条第一項第二号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出し、その認定を受けることができる。 2 特定研究成果活用支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項 二 特定研究成果活用支援事業の内容及び実施時期 三 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定研究成果活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該特定研究成果活用支援事業計画が実施指針に照らし適切なものであること。 二 当該特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画の内容を公表するものとする。 (特定研究成果活用支援事業計画の変更等) 第二十一条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人又はその者による成立に係る同項の投資事業有限責任組合を含む。	以下「認定特定研究成果活用支援事業者」という。)は、当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。 2 主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業者が当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。)に従つて特定研究成果活用支援事業計画(以下「認定特定研究成果活用支援事業計画」という。)に従つて特定研究成果活用支援事業を実施しないとき、その旨を公表するものとする。 3 主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定研究成果活用支援事業者に対して、当該認定特定研究成果活用支援事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。 5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。 (国立大学法人等の行う出資等業務) 第二十二条 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従つて実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。
--	--	--	---

第二節 事業再編の円滑化

(事業再編の実施に関する指針)

第二十三条 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあつては、次項第五号に掲げる事項に限る。)は、事業再編の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項(第三号に掲げる事項を除く。)

二 事業再編の実施方法に関する事項(第四号に掲げる事項を除く。)

三 特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

四 特定事業再編の実施方法に関する事項

五 事業再編のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行い、又は特定事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達(円滑化に關して株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。))及び指定金融機関(第四十一条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第三十九条第一項第一号及び第二号において同じ。))が果たすべき役割に関する事項

六 その他事業再編に関する重要事項

3 経済産業大臣及び財務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(事業再編計画の認定)

第二十四条 事業者は、その実施しようとする事業再編(当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。)に関する計画(以下「事業再編計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者がその事業再編のための措置を共同して行おうとする場合に於ては、当該二以上の事業者は共同して事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業再編の目標

二 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

三 事業再編の内容及び実施時期

四 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 事業再編に伴う労務に関する事項

4 事業再編計画には、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の事業再編のために行う措置

に關する計画を含めることができる。

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該事業再編計画が実施指針に照らし適切であること。

二 当該事業再編計画に係る事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該事業再編計画に係る事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

四 当該事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造(供給能力が必要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。第二十六条第四項第四号及び第五十条において同じ。)にある場合に於ては、当該事業再編計画に係る事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

五 当該事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 二以上の事業者の申請に係る事業再編計画又は他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再編計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請

を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業再編計画の内容を公表するものとする。

(事業再編計画の変更等)

第二十五条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る事業再編計画に従つて設立された法人を含む。以下「認定事業再編事業者」という。)は、当該認定に係る事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る事業再編計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編計画」という。)に従つて事業再編のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業再編計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業再編事業者に対して、当該認定事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認定について準用する。 (特定事業再編計画の認定) 第二十六条 二以上の事業者は、その実施しようとする特定事業再編に関する計画(以下「特定事業再編計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。	三 当該特定事業再編計画に係る特定事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。 四 当該特定事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあつては、当該特定事業再編計画に係る特定事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。 五 当該特定事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。 六 次のイ及びロに適合すること。 イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。 ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。	定会社が当該認定に係る特定事業再編計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業再編計画」という。)に従つて特定事業再編のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 主務大臣は、認定特定事業再編計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定事業再編事業者に対して、当該認定特定事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。 5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。 (公正取引委員会との関係) 第二十八条 主務大臣は、二以上の事業者の申請に係る事業再編計画若しくは他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再編計画について第二十四条第一項の認定(第二十五条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。)をしようとする場合又は特定事業再編計画について第二十六条第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。)をしようとする場合において、当該事業再編計画に従つて行おうとする事業再編のための措置又は当該特定事業再編計画に従つて行おうとする特定事業再編のための措置(以下この項において「事業再編関連措置」という。)が、当該申請	を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。 2 主務大臣及び公正取引委員会は、前項の協議に当たっては、産業競争力の強化を図ることの必要性に鑑み、所要の手續の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。 3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画又は特定事業再編計画であつて主務大臣が第二十四条第一項の認定又は第二十六条第一項の認定をしたものに従つてする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。 (現物出資及び財産引受の調査に関する特例) 第二十九条 事業者が認定特定事業再編計画又は認定
2 特定事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 特定事業再編の目標 二 特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標 三 特定事業再編の内容及び実施時期 四 特定事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法 五 特定事業再編に伴う労務に関する事項 3 特定事業再編計画には、特定会社が当該事業者の特定事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該特定事業再編計画が実施指針に照らし適切なものであること。 二 当該特定事業再編計画に係る特定事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。	5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定事業再編計画の内容を公表するものとする。 (特定事業再編計画の変更等) 第二十七条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定特定事業再編事業者」という。)は、当該認定に係る特定事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。 2 主務大臣は、認定特定事業再編事業者又は特	定会社は、当該認定に係る特定事業再編計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業再編計画」という。)に従つて特定事業再編のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 主務大臣は、認定特定事業再編計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定事業再編事業者に対して、当該認定特定事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。 5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。 (公正取引委員会との関係) 第二十八条 主務大臣は、二以上の事業者の申請に係る事業再編計画若しくは他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再編計画について第二十四条第一項の認定(第二十五条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。)をしようとする場合又は特定事業再編計画について第二十六条第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。)をしようとする場合において、当該事業再編計画に従つて行おうとする事業再編のための措置又は当該特定事業再編計画に従つて行おうとする特定事業再編のための措置(以下この項において「事業再編関連措置」という。)が、当該申請	を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。 2 主務大臣及び公正取引委員会は、前項の協議に当たっては、産業競争力の強化を図ることの必要性に鑑み、所要の手續の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。 3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画又は特定事業再編計画であつて主務大臣が第二十四条第一項の認定又は第二十六条第一項の認定をしたものに従つてする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。 (現物出資及び財産引受の調査に関する特例) 第二十九条 事業者が認定特定事業再編計画又は認定

特定事業再編計画(以下この節において「認定計画」という。)に従つてその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社を設立する場合における当該新たに設立される株式会社の発起人に係る会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十三条第十項第一号の規定の適用については、同号中「超えない場合」とあるのは、「超えない場合並びに産業競争力強化法平成二十五年法律第 号)第二十九条第一項に規定する場合」とする。	業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十九条第一項に規定する認定計画に従つた財産の出資であることを証する書面とする。 第三十一条 前条第一項の規定は、技術研究組合(昭和三十六年法律第八十一号)第六十一条第二項に規定する組織変更をする技術研究組合が同法第六十七条第一号に規定する組織変更時発行株式を発行する際に、事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を出資する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定」とあるのは、「技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第七十五条において準用する会社法第二百七条第一項から第八項までの規定」と読み替えるものとする。	用については、同法第六十九条第一項第九号及び第七十条第一項第十号中「発行したときは、次に掲げる書面」とあるのは、「発行したときは、次に掲げる書面(ハ)及び二に掲げる書面を除く。)及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十九条第一項に規定する認定計画に従つた財産の出資であることを証する書面」とする。 (特別支配会社への事業譲渡等に関する特例) 第三十二条 認定事業再編事業者の特定関係事業者(関係事業者であつて、当該認定事業再編事業者及び当該認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下この条において同じ。)である株式会社であつて認定事業再編計画に従つて次に掲げる行為(第三号から第六号までに掲げるものにあつては、株式会社とするものに限る。)をするものに係る会社法第四百六十八条第一項、第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項の規定の適用については、同法第四百六十八条第一項中「特別支配会社ある株式会社」の総株主の議決権の十分の九(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合)以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。)とあるのは、「特定特別支配会社(産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十五条第二	項に規定する認定事業再編計画においてある株式会社が特定関係事業者(同法第三十二条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該特定関係事業者に係る同法第二十五条第一項に規定する認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の特定関係事業者又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。)と、同法第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項中「特別支配会社」とあるのは「特定特別支配会社」とする。 一 事業の譲渡 二 事業の全部の譲受け 三 吸収合併 四 吸収分割 五 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継 六 株式交換 七 株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得 2 認定事業再編事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定事業再編計画に従つて次に掲げる行為をする場合においては、当該特定関係事業者については、会社法第八百四条第一項の規定は、適用しない。 一 新設合併(当該認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の特定関係事業者又は当該認定事業再編計画に係る他の認
2 前項の場合における商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第四号に掲げる書面を除く。)及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十九条第一項に規定する認定計画に従つた財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。 (株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例) 第三十条 事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を他の株式会社に出資する場合(新株予約権を行使する場合を含む。)における当該他の株式会社については、会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定は、適用しない。 2 前項の場合における商業登記法第五十六条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。)及び産	2 前条第一項の規定は、技術研究組合法第二百八条第二項に規定する新設分割をする技術研究組合が同法第二百二十二条第一号に規定する新設分割時発行株式を発行する際に、事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を出資する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定」とあるのは、「技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第三十条において準用する会社法第二百七条第一項から第八項までの規定」と読み替えるものとする。 3 前二項の場合における技術研究組合法第六十九条第一項及び第七十条第一項の規定の適	第三十二条 認定事業再編事業者の特定関係事業者(関係事業者であつて、当該認定事業再編事業者及び当該認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下この条において同じ。)である株式会社であつて認定事業再編計画に従つて次に掲げる行為(第三号から第六号までに掲げるものにあつては、株式会社とするものに限る。)をするものに係る会社法第四百六十八条第一項、第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項の規定の適用については、同法第四百六十八条第一項中「特別支配会社ある株式会社」の総株主の議決権の十分の九(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合)以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。)とあるのは、「特定特別支配会社(産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十五条第二	項に規定する認定事業再編計画においてある株式会社が特定関係事業者(同法第三十二条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該特定関係事業者に係る同法第二十五条第一項に規定する認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の特定関係事業者又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。)と、同法第七百八十四条第一項及び第七百九十六条第一項中「特別支配会社」とあるのは「特定特別支配会社」とする。 一 事業の譲渡 二 事業の全部の譲受け 三 吸収合併 四 吸収分割 五 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継 六 株式交換 七 株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得 2 認定事業再編事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定事業再編計画に従つて次に掲げる行為をする場合においては、当該特定関係事業者については、会社法第八百四条第一項の規定は、適用しない。 一 新設合併(当該認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の特定関係事業者又は当該認定事業再編計画に係る他の認

定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者の特定関係事業者とするものであつて、新設合併により設立する会社が株式会社である場合に限る。)

二 新設分割(新設分割により設立する会社が持分会社である場合及び会社法第八百五条に規定する場合を除く。)

3 前項に規定する場合において、同項各号の行為が法令又は定款に違反する場合であつて、特定関係事業者の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、当該特定関係事業者の株主は、当該特定関係事業者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

4 前二項の場合における会社法第八百六条第三項及び第八百八条第三項の規定の適用については、同法第八百六条第三項中「決議の日」とあるのは「決議の日(産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第三十二条第二項に規定する場合にあつては、新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日)」と、同法第八百八条第三項中「作成の日」とあるのは「作成の日、産業競争力強化法第三十二条第二項に規定する場合にあつては新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日」とする。

5 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定の適用については、同法第八十条中「次の書面」とあるのは「次の書面並びに産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十四条第一項の認定(同法第二

十五条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。を)を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた吸収合併であることを証する書面」と、同法第八十一条中「次の書面」とあるのは「次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた新設合併であることを証する書面」と、同条第六号中「書面」とあるのは「書面(産業競争力強化法第三十二条第二項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び吸収合併の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録」と、同法第八十五条中「次の書面」とあるのは「次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継であることを証する書面」と、同法第八十六条中「次の書面」とあるのは「次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた新設分割であることを証する書面」と、同条第六号中「当該場合」とあるのは「当該場合」と、「議事録」とあるのは「議事録、産業競争力強化法第三十二条第二項に規定する場合にあつては当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録」と、同法第八十九条中「次の書面」とあるのは「次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた株式交換又は株式交換による他の株式会社の発行済株

式の全部の取得であることを証する書面」とする。

(株式の併合に関する特例)

第三十三条 認定事業再編事業者若しくはその関係事業者(以下「認定事業再編事業者等」という。又は認定特定事業再編事業者若しくは当該認定に係る特定会社(以下「認定特定事業再編事業者等」という。))である株式会社が認定計画に従つて資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少と同時にを行う株式の併合であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る会社法第八十条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とする。

一 当該株式の併合と同時に単元株式数を減少し、又はその数を廃止するものであること。
二 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数(当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあつては、各株主がそれぞれ有する株式の数)が当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

2 前項の場合における商業登記法第六十一条の規定の適用については、同条中「掲げる書面」とあるのは、「掲げる書面及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十九条第一項に規定する認定計画に従つた株式の併合であることを証する書面」とする。

(株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例)

第三十四条 認定事業再編事業者である株式会社

が認定事業再編計画に従つて公開買付け(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合(外国における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得により当該外国法人をその外国関係法人としようとする場合を含む。以下この項において同じ。)であつて当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき又は認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画に従つてその子会社(会社法第二十三条に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この項において同じ。)に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするときにも当該子会社が当該認定事業再編計画に従つて当該株式を対価とする公開買付けの方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合における当該認定事業再編事業者に係る同法第九十九条、第二百一条(第一項及び第二項を除く。)、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十九条第一項 各号列記以外の部分	株式会社は、	産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十五条第一項に規定する認定事業再編事業者である株式会社は、同条第二項に規定する認定事業再編計画に従つて公開買付け(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下同じ。)の方法による他の株式会社の株式の取得の対価として	次に掲げる事項	第百九十九条第一項 第一号	募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。)	募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。又はその数の算定方法	第百九十九条第一項 第二号	募集株式の払込金額(募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。)	募集株式一株と引換えに給付する当該他の株式会社の株式(当該外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。)並びに当該公開買付けにおいて当該株式と併せて買い付ける当該他の株式会社の新株予約権及び新株予約権付社債(以下「特定株式等」という。)の数	第百九十九条第一項 第四号	金銭の払込み又は前号の財産	当該他の株式会社の特定株式等	第二百一条第三項	第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第二項の取締役会の決議によつて	産業競争力強化法第三十四条第三項の規定により読み替えて準用する第七百九十六条第三項の規定により、株主総会の決議によらないで
--------------------------------	---------------	---	----------------	--------------------------	--	---	--------------------------	--	--	--------------------------	----------------------	-----------------------	-----------------	--	--

第二百一条第五項	法務省令	産業競争力強化法第四十条第二項に規定する主務省令(以下単に「主務省令」という。)
第二百八条第二項	募集株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産	募集株式と引換えに給付する当該他の株式会社の特定株式等の全部
第四百四十五条第一項	財産の額	財産の額として主務省令で定める額
第四百四十五条第二項	給付に係る額	給付に係る額として主務省令で定める額

2 前項の規定により認定事業再編事業者である株式会社が、行う株式の発行又は自己株式の処分については、会社法第百三十五条第一項、第二百条、第二百一条第一項及び第二項並びに第二百十二条の規定は、適用しない。

3 会社法第二百三十四条、第三百九条第二項、第七百九十六条第三項及び第四項、第七百九十七条、第七百九十八条、第八百六十八条から第八百七十六条まで並びに第九百四十条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第二百三十四条第一項	次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合	産業競争力強化法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分(以下「特定株式発行等」という。)に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者にこれらの株式を交付する場合
第七百九十六条第三項各号列記以外の部分	前条第一項から第三項まで五分の一(これを下回る割合を存続株式会社等の定款で定めた場合にあっては、その割合)	第百九十九条第二項五分の一
当該株式会社の株式の数	当該認定事業再編事業者である株式会社の株式の数	第百九十九条第二項

第七百九十六条第三 項第一号	次に掲げる額の合計額	イ 吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社(以下この号において「消滅会社等の株主等」という。)に対して交付する存続株式会社等の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額	ロ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額	ハ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額	存続株式会社等	法務省令
第七百九十六条第三 項第二号	同条第二項各号に掲げる場合又は第一項ただし書に規定する場合	特定株式発行等に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する株式の全部又は一部が当該認定事業再編事業者である株式会社の譲渡制限株式である場合であつて、当該認定事業再編事業者である株式会社が公開会社でないとき	特定株式発行等に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業再編事業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額		当該認定事業再編事業者である株式会社	産業競争力強化法第百四十条第二項に規定する主務省令(以下単に「主務省令」という。)

第七百九十六条第四 項		第七百九十七条第一 項		第七百九十七条第二 項第一号(イ及びロ 以外の部分に限る。)		第七百九十七条第二 項第一号イ		第七百九十七条第三 項	
法務省令	前条第一項	吸収合併等	存続株式会社等に	当該存続株式会社等	効力発生日	吸収合併等	存続株式会社等	効力発生日	特定株式発行等
主務省令	第百九十九条第二項	特定株式発行等	当該認定事業再編事業者である株式会社に	当該認定事業再編事業者である株式会社	産業競争力強化法第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日(以下「特定期日等」という。)	当該募集事項を定めなければ	特定株式発行等	特定株式発行等	特定期日等

第七百九十七条第四項第一号		存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	4 第一項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。)及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十四条第一項の認定(同法第二十五条第一項の変更の認定を含む。)を受けた計画に従つた株式の発行であることとを証する書面とする。 (全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例) 第三十五条 認定事業再編事業者が認定事業再編計画に従つて公開買付けの方法により他の株式会社の株式を取得した場合(当該他の株式会社の総株主の議決権の十分の九以上の数の議決権及び会社法第八十一条第七号に掲げる事項についての定款の定めを設けようとする種類の株式の種類株主の議決権の十分の九以上の数の議決権の保有者になつた場合に限る。)における当該他の株式会社が行う全部取得条項付種類株式(同法第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。 以下この項において同じ。)の発行のために必要な定款の変更及び当該全部取得条項付種類株式の全部の取得(その取得に際して当該他の株式会社の株主に対し交付しなければならない当該他の株式会社の株式の株式の数に一株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数の合計数(その合計数に一に満たない端数があるときにあつては、これを切り捨てるものとする。)に相当する数の株式の競売以外の方法による売却を含む。)であつて次の各号のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものに係る同法第七十一条第二項、 第五十五条、 第七十一条、 第七十二条、 第七十三条第二項、 第二百三十四条及び第四百六十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 一 法令又は定款に違反していないこと。 二 当該全部取得条項付種類株式の取得に際して、当該他の株式会社の株主に対し、当該公開買付けにおける買付け等の価格(金融商品取引法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。)に相当する取得対価(会社法第七十一条第一項に規定する取得対価をいう。)が割り当てられること。
第七百九十七条第四項第二号		存続株式会社等 第七百九十五条第一項の株主総会の決議によつて吸収合併契約等の承認を受けた場合	第百九十九条第二項の株主総会の決議によつて募集事項を定めた場合	
第七百九十七条第五項	効力発生日	特定期日等	特定期日等	
第七百九十七条第六項	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社	
第七百九十七条第七項	吸収合併等を中止	特定株式発行等の全部を中止	特定株式発行等の全部を中止	
第七百九十八条第一項及び第二項	存続株式会社等 効力発生日	当該認定事業再編事業者である株式会社 特定期日等	当該認定事業再編事業者である株式会社 特定期日等	次に掲げる種類株主(産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けた場合にあつては、第二号又は第三号に掲げる種類株主に限る。)
第七百九十八条第三項	効力発生日	特定期日等	特定期日等	
第七百九十八条第四項	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社	

第七十一条第一項	定めなければならない	定めなければならない。ただし、産業競争力強化法第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けた場合には、株主総会の決議によらないで、その認定に係る全部取得条項付種類株式を取得すること及び次に掲げる事項を定めることができる
第七十二条第一項	次に掲げる株主 同項の株主総会の日	全ての株主 産業競争力強化法第三十五条第二項の規定により読み替えて準用する第百六十九條第三項の規定による通知又は同法第三十五条第二項の規定により準用する第百六十九條第四項の公告の日
第七十三条第二項	第七十一条第一項の株主総会の決議による定め	産業競争力強化法第三十五条第一項の規定により読み替えて適用する第百七十一条第一項の規定により定めるところ
第二百三十四条第二項	裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない	産業競争力強化法第三十五条第一項の主務大臣の認定に係る競売以外の方法により、これを売却することができる
第四百六十六条	変更することができる	変更することができる。ただし、産業競争力強化法第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けた定款の変更については、株主総会の決議によらないで、これを行うことができる

2 会社法第百六十九條第三項及び第四項並びに第九百四十條の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第百六十九條第三項中「第一項の規定による決定をしたときは」とあるのは「産業競争力強化法第三十五条第一項の規定により読み替えて適用する第百七十一条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定めたときは」と、「株式会社」とあるのは「同法第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けた全部取得条項付種類株式の全部の取得を行う株式会社」と、「同項の規定により決定した取得条項付株式の株主及びその登録株式質権者に対し」とあるのは「当該株式会社の株主に対し」と、「当該取得条項付株式」とあるのは「当該全部取得条項付種類株式」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下この条において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。
3 第一項の場合における商業登記法第四十六条第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項及び第四項中「書面」とあるのは「書面及び産業競争力強化法平成二十五年法律第 号第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」と、同条第二項中「その議事録」とあるのは「その議事録及び産業競争力強化法第三十五条第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。	2 前項の期間は、一月を下つてはならない。
3 第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。	3 第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
（事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等） 第三十六条 事業者であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において単に「会社」という。）は、認定計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたとき	（投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例） 第三十七条 投資事業有限責任組合の組合員は、事業再編を円滑化するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の組合契約において、同項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（同項第三号に規

定する指定有価証券をいう。若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものであつて、外国関係法人(認定事業再編計画において外国関係法人が行う措置に関する計画が含まれている場合における当該外国関係法人に限る。)に係るものの取得及び保有の事業を営むことを約することができ。

2 前項に規定する事業を営むことを約した投資事業有限責任組合の組合員に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七條第四項の規定の適用については、同項中「第三條第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三條第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第三十七條第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三條第一項に掲げる事業及び同法第三十七條第一項に規定する事業以外の行為」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務)

第三十八條 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編を円滑化するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一 認定事業再編事業者等 認定事業再編計画に従つて事業再編のための措置を行うのに必要な資金

二 認定特定事業再編事業者等 認定特定事業再編計画に従つて特定事業再編のための措置を行うのに必要な資金

(公庫の行う事業再編促進円滑化業務)
第三十九條 公庫は、株式会社日本政策金融公庫

法(平成十九年法律第五十七号。次項において「公庫法」という。)第一條及び第十一條の規定にかかわらず、次に掲げる業務(以下「事業再編促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

一 指定金融機関に対し、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従つて行う事業再編のための措置のうち生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの(第四十一條第一項において「認定事業再編関連措置」という。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

二 指定金融機関に対し、認定特定事業再編事業者等が認定特定事業再編計画に従つて行う特定事業再編のための措置のうち政令で定めるもの(第四十一條第一項において「認定特定事業再編関連措置」という。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

2 事業再編促進円滑化業務が行われる場合には、事業再編促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)第六條に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十七條の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句(次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。)は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八條第二項及び第五十九條第一項	この法律	この法律、産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)
第七十一條	第五十九條第二項	産業競争力強化法第三十九條第二項の規定により読み替えて適用する第五十九條第一項
第七十三條第一号	この法律	この法律(産業競争力強化法第三十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第七十三條第三号	第十一條	第十一條及び産業競争力強化法第三十九條第一項
第七十三條第七号	第五十八條第二項	第五十八條第二項(産業競争力強化法第三十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
附則第四十七條第一項	公庫の業務	公庫の業務(産業競争力強化法第三十九條第一項に規定する事業再編促進円滑化業務を除く。)

(事業再編促進円滑化業務実施方針)

第四十條 公庫は、実施方針(第二十三條第二項第五号に掲げる事項に限る。次條第一項第二号及び第二項において同じ。)に即して、主務省令で定めるところにより、事業再編促進円滑化業務の方法及び条件その他事業再編促進円滑化業務を実施するための方針(以下この条並びに次條第一項第二号及び第二項において「事業再編促進円滑化業務実施方針」という。)を定めなければならない。

2 公庫は、事業再編促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 公庫は、前項の主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、事業再編促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、事業再編促進円滑化業務実施方針に従つて事業再編促進円滑化業務を行わなければならない。

(指定金融機関の指定) 第四十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って認定事業再編関連措置を行うに必要な資金又は認定特定事業再編事業者等が認定特定事業再編計画に従って認定特定事業再編関連措置を行うに必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの(以下「事業再編促進業務」という。)に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。 一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。 二 その次項に規定する業務規程が、法令並びに実施指針及び事業再編促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、事業再編促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。 三 人的構成に照らして、事業再編促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。 2 前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業再編促進円滑化業務実施方針に即して事業再編促進業務に関する規程(次項及び第四十三条において「業務規程」という。)を定め、これを指定	
申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。 3 業務規程には、事業再編促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。 4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 二 第四十八条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者 イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ロ 指定金融機関が第四十八条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの (指定の公示等) 第四十二条 主務大臣は、指定をしたときは、指	
定金融機関の商号又は名称、住所及び事業再編促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。 2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業再編促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。 (業務規程の変更の認可等) 第四十三条 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。 2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業再編促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。 (協定) 第四十四条 公庫は、事業再編促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容を含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。 一 指定金融機関が行う事業再編促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項 二 指定金融機関は、その財務状況及び事業再編促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。 三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関	
が行う事業再編促進業務及び公庫が行う事業再編促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項 2 公庫は、前項の協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (帳簿の記載) 第四十五条 指定金融機関は、事業再編促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 (監督命令) 第四十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業再編促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。 (業務の休廃止) 第四十七条 指定金融機関は、事業再編促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。 3 指定金融機関が事業再編促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。 (指定の取消し等) 第四十八条 主務大臣は、指定金融機関が第四十	

官 報 (号 外)

一条第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業再編促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第四十九条 指定金融機関について、第四十七条

第三項の規定により指定が効力を失つたとき、

又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた事業再編促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(調査等)

第五十条 政府は、事業者による事業再編の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第三節 事業再生の円滑化

(認証紛争解決事業者の認定)

第五十一条 認証紛争解決事業者であつて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号の紛争の範囲を事業再生に係る紛争を含めて定めているものは、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 事業再生に係る専門的知識及び実務経験を有すると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者を手続実施者(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第二号の手続実施者をいう。)として選任することができること。

二 事業再生に係る紛争についての認証紛争解決手続の実施方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る認証紛争解決事業者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定を受けた認証紛争解決事業者が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は第五十六条第一項の償還すべき社債の金額の減額に係る確認若しくは第五十八条第一項の資金の借入に係る確認を適切に行つていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(調停機関に関する特例)

第五十二条 事業者が特定債務等の調整(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。)に係る調停の申立てをした場合(当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。)において、当該申立て前に当該申立てに係る事件について特定認証紛争解決手続が実施されていた場合には、裁判所は、当該特定認証紛争解決手続が実施されていることを考慮した上で、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第五条第一項ただし書の規定により裁判官だけで調停を行うことが相当であるかどうかの判断をするものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務)

第五十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間(当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたときは、当該申立ての時までの期間。次条第一項において「事業再生準備期間」という。)における事業再生を行うものとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借入に係る債務の保証を行う。

一 特定認証紛争解決事業者 特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関 第二百二十七条第二項に規定する認定支援機関をいう。 第五十五条第一項及び第二百二十六条第一項において同じ。 事業再生を行うものとする中小企業者に係る事業再生の計画の作成についての指導又は助言(特定認証紛争解決手続において行うものを除く。)を開始した時から当該計画に係る債権者全員の当該計画についての合意が成立し、又は合意が成立しないことが明らかにするまでの間(中小企業信用保険法の特例)

第五十四条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、事業再生を行うものとする中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金の借入れ(事業再生準備期間における資金の借入に限る。))に係るものをいう。 以下この条において同じ。を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険価額の合計額が	産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証(以下「事業再生円滑化関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が		事業再生円滑化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金額のうち	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうち	事業再生円滑化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の三第二項	当該債務者	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	事業再生円滑化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
	当該保証をした	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした	事業再生円滑化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
2 普通保険の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、		「百分の八十」とする。 3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。 第五十五条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生計画実施期間	
第三条第一項		保険価額の合計額が	連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関による指導若しくは助言を受けて作成した第五十三条第二号の事業再生の計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。)その他経済産業省
第三条の二第二項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証(以下「事業再生計画実施関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	令で定めるところにより作成された事業再生の計画に従つて行われる事業再生に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
第三条の二第三項	当該借入金額のうち	事業再生計画実施関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	事業再生計画実施関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうち
第三条の三第二項	当該債務者	事業再生計画実施関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	事業再生計画実施関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
	当該保証をした	事業再生計画実施関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした	事業再生計画実施関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、事業再生計画実施関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生計画実施関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(償還すべき社債の金額の減額に関する特定認証紛争解決事業者の確認)

第五十六条 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、社債権者集会の決議に基づき行つた償還すべき社債の金額の減額が、当該事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令・内閣府令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができる。

2 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

(社債権者集会の決議の確認に関する判断の特例)

第五十七条 裁判所は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行つた償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するものとする。

2 裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、特定認証紛争解決事業者に対し、意見の陳述を求めることができる。

(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者の確認)

第五十八条 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間における当該事業者の資金の借入れが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

- 一 当該事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 当該資金の借入れに係る債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者が当該事業者に対して当該資

金の借入れの時点において有している他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該債権者全員の同意を得ていること。

受けた資金の借入れに係る更生債権とこれと同一の種類の他の更生債権(同項第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた更生債権に限る。)との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが同項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第六十八條第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

(再生手続の特例)

第五十九条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、前条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権(同項第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた再生債権に限る。)との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案(民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第六十三條第一項の再生計画案をいう。)が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が同法第六十三條第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

第四節 設備導入促進法人

(設備導入促進法人の指定)

第六十一条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、先端設備等の導入の促進のための事業を行うことを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次項に規定する業務(以下「設備導入促進業務」という。)に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、設備導入促進法人として指定することができる。

- 一 設備導入促進業務を的確に実施するために必要と認められる経済産業省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、設備導入促進業務に係る収支の見込みが適正であること。
- 二 職員、業務の方法その他の事項についての設備導入促進業務の実施に関する計画が、設備導入促進業務を的確に実施するために適切

なものであること。

三 役員又は構成員の構成が、設備導入促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 四 設備導入促進業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて設備導入促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 2 設備導入促進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 リース保険契約の引受けを行うこと。 二 先端設備等をリース契約により使用させる事業を行う者に対する情報の提供、助言、指導その他の援助を行うこと。 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)を受けることができない。 一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 二 第七十二条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者 イ 第一号に該当する者 ロ 第六十三条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者	(指定の公示等) 第六十二条 経済産業大臣は、指定をしたときは、設備導入促進法人の名称、住所、設備導入促進業務を行う事務所の所在地及び設備導入促進業務の開始の日を公示するものとする。 2 設備導入促進法人は、その名称、住所又は設備導入促進業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。 3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。 (役員の選任及び解任) 第六十三条 設備導入促進法人の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 経済産業大臣は、設備導入促進法人の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは次条第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は設備導入促進業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、設備導入促進法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。 (業務規程) 第六十四条 設備導入促進法人は、設備導入促進業務の開始前に、設備導入促進業務に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	する。 2 設備導入促進業務の実施の方法その他の業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。 3 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が設備導入促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。 (事業計画等) 第六十五条 設備導入促進法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 設備導入促進法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。 (区分経理) 第六十六条 設備導入促進法人は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 一 第六十一条第二項第一号の業務及びこれに附帯する業務 二 前号に掲げる業務以外の業務 (責任準備金) 第六十七条 設備導入促進法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を積み立てなければならない。	て、責任準備金を積み立てなければならない。 (帳簿の記載) 第六十八条 設備導入促進法人は、設備導入促進業務について、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 (財務及び会計に関し必要な事項の経済産業省令への委任) 第六十九条 この節に定めるもののほか、設備導入促進法人が設備導入促進業務を行う場合における設備導入促進法人の財務及び会計に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。 (監督命令) 第七十条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、設備導入促進法人に対し、設備導入促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。 (業務の休廃止) 第七十一条 設備導入促進法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、設備導入促進業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。 2 経済産業大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示するものとする。 3 経済産業大臣が設備導入促進業務の全部の廃止を許可したときは、当該設備導入促進法人の指定は、その効力を失う。 (指定の取消し等) 第七十二条 経済産業大臣は、設備導入促進法人が第六十一条第三項各号(第二号を除く。)のい
--	---	--	--

ずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 経済産業大臣は、設備導入促進法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて設備導入促進業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

一 設備導入促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

3 経済産業大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により設備導入促進業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消しに伴う措置)

第七十三条 設備導入促進法人は、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、その設備導入促進業務の全部を、当該設備導入促進業務の全部を承継するものとして経済産業大臣が指定する設備導入促進法人に引き継がなければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合における設備導入促進業務の引継ぎその他の必要な事項は、経済産業省令で定める。

(情報の提供等)

第七十四条 経済産業大臣は、設備導入促進法人に対し、設備導入促進業務の実施に関し必要な

情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第五節 事業活動における知的財産権の活用

第七十五条 特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願(集中実施期間中に特許審査の請求がされたものに限る。)に係る特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資金を考慮して政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 特許庁長官は、前項に規定する発明に係る自己の特許出願について出願審査の請求(集中実施期間中に行うものに限る。)をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

3 特許庁長官は、第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際出願(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二条に規定する国際出願をいい、集中実施期間中にされたものに限る。)をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、同法第十八条

第二項(同項の表二の項に掲げる部分を除く。)の規定により納付すべき手数料を軽減し、又は免除することができる。

第五章 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則

(機構の目的)

第七十六条 株式会社産業革新機構は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じて産業活動の革新が重要となつていくことに鑑み、特定事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進することを目的とする株式会社とする。

第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(第八八条及び同号において「募集社債」という。)を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(政府の出資)

第八十条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(商号)

第八十一条 機構は、その商号中に株式会社産業革新機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に産業革新機構という文字を用いてはならない。

第七十七条 株式会社産業革新機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式の政府保有)

第七十八条 政府は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができるもの)と定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。)の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有するものとする。

(株式、社債及び借入金等の認可等)

第七十九条 機構は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式(第五十五条第一号において「募集株式」という。)、同法第二百三十八条

第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。))若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(第八八条及び同号において「募集社債」という。)を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(定款の記載又は記録事項)

第八十二条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 機構の設立に際して発行する株式(次号、第三号及び次条において「設立時発行株式」という。)の数(機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

一 機構の設立に際して発行する株式(次号、第三号及び次条において「設立時発行株式」という。)の数(機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

二 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。) 三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数(機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数) 四 会社法第七十七条第一項第一号に掲げる事項 五 取締役会及び監査役を置く旨 六 第九十七条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨 2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。 一 会社法第二十二号に規定する委員会を置く旨 二 会社法第九十九条第一項ただし書に規定する別段の定め (設立の認可等) 第八十三条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。 第八十四条 経済産業大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合するかどうかを審査するものとする。 一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。 二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の	署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。 三 業務の運営が健全に行われ、我が国における特定事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。 2 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をするものとする。 (設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任) 第八十五条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (会社法の規定の読替え) 第八十六条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第八十四条第二項の認可の後株式会社産業革新機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「産業競争力強化法第八十四条第二項の認可の」と、同法第五十九条第一項第一号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「産業競争力強化法第八十四条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項(産業競争力強化法第八十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。 (会社法の規定の適用除外) 第八十七条 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。	認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項(産業競争力強化法第八十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。 第三節 管理 (取締役及び監査役の選任等の認可) 第八十八条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (取締役等の秘密保持義務) 第八十九条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 (産業革新委員会の設置) 第九十条 機構に、産業革新委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。 (委員会の権限) 第九十一条 委員会は、次に掲げる決定(特定事業活動の支援(第九十七条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定事業活動支援」という。))の内容が出資(その額が一定額以下のものその他の経済産業省令で定めるものに限る。))のみである場合	にあつては、第一号に掲げる決定を除く。)を行ふ。 一 第九十九条第一項の特定事業活動支援の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容の決定 二 第一百一条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分決定 三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定 2 委員会は、前項第一号に掲げる事項の決定(特定事業活動支援の内容が出資(その額が一定額以下のものその他の経済産業省令で定めるものに限る。))のみである場合を除く。及び同項第二号に掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。 (委員会の組織) 第九十二条 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。 2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まれなければならない。 3 委員は、取締役会の決議により定める。 4 委員の選定及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
--	--	---	--

官 報 (号 外)

7 委員長は、委員会の会務を総理する。 8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。 (委員会の運営) 第九十三条 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。)が招集する。	委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。 9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。 10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。 (委員会の議事録) 第九十四条 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。	4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写することにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。 5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項第一号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。 6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができ。 (委員の登記) 第九十五条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。	(定款の変更) 第九十六条 機構の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 第四節 業務 (業務の範囲) 第九十七条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。 一 対象事業者(第九十九条第一項の規定により支援の対象となつた事業者(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体を含む。以下この章において同じ。)をいう。以下同じ。)に対する出資 二 対象事業者に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十一条に規定する基金をいう。)の拠出 三 対象事業者に対する資金の貸付け 四 対象事業者が発行する有価証券(金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。以下この号及び第十二号において同じ。)及び対象事業者が保有する有価証券の取得
2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 4 前項の規定による決議について特別の利害關係を有する委員は、議決に加わることができない。 5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。 6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 7 委員会の委員であつて委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。 8 委員会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した	委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。 9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。 10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。 (委員会の議事録) 第九十四条 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。 2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができ。 一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすること	4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写することにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。 5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項第一号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。 6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができ。 (委員の登記) 第九十五条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。	(定款の変更) 第九十六条 機構の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 第四節 業務 (業務の範囲) 第九十七条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。 一 対象事業者(第九十九条第一項の規定により支援の対象となつた事業者(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体を含む。以下この章において同じ。)をいう。以下同じ。)に対する出資 二 対象事業者に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十一条に規定する基金をいう。)の拠出 三 対象事業者に対する資金の貸付け 四 対象事業者が発行する有価証券(金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。以下この号及び第十二号において同じ。)及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得 六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証 七 対象事業者のためにする有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募 八 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣 九 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言 十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示 十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。 十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第百一条第一項及び第二項において「株式等」という。）の譲渡その他の処分 十三 債権の管理及び譲渡その他の処分 十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交	涉及び調査 十五 特定事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供 十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務 十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務 2 機構は、前項第十七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 （支援基準） 第九十八条 経済産業大臣は、特定事業活動支援の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（次項及び第三項並びに次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。 2 経済産業大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、特定事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣（次条第四項及び第五項において「事業所管大臣」という。）の意見を聴くものとする。 3 経済産業大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。 （支援決定） 第九十九条 機構は、特定事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定しなければならない。 2 機構は、特定事業活動支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産	業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、特定事業活動支援の内容が出資（その額が一定額以下のものその他の政令で定めるものに限る。）のみである場合は、この限りでない。 3 機構は、前項ただし書に規定する場合において、特定事業活動支援をする旨の決定を行ったときは、速やかに、経済産業大臣にその旨及びその内容を報告しなければならない。 4 経済産業大臣は、第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。 5 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。 （支援決定の撤回） 第一百条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。 一 対象事業者が特定事業活動を行わないとき。 二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。 2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。	（株式等の譲渡その他の処分等） 第百一条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。 2 機構は、経済事情、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、平成三十七年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。 3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成三十七年三月三十一日まででなければならない。 第五節 国の援助等 第百二条 経済産業大臣及び国の関係行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、その事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。 2 前項に定めるもののほか、経済産業大臣及び国の関係行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。 第六節 財務及び会計 （予算の認可） 第百三条 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及
---	--	--	--

び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

(剰余金の配当等の決議)

第百四条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第百五条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(政府保証)

第百六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第七十九条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七節 監督

(監督)

第百七条 機構は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(財務大臣との協議)

第百八条 経済産業大臣は、第七十九条第一項(募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れ

ようとするときに限る。)、第八十四条第二項、第九十六条、第九十七条第二項、第百三条第一項、第百四条又は第百十一条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議するものとする。

(業務の実績に関する評価)

第百九条 経済産業大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行うものとする。

2 経済産業大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表するものとする。

第八節 解散等

(機構の解散)

第百十条 機構は、第九十七条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第百十一条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

(創業支援事業の実施に関する指針)

第百十二条 経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援事業により創業を適切に支援し、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援事業の実施に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項につい

て定めるものとする。

一 創業支援事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項

二 創業支援事業の実施方法に関する事項

三 創業支援事業の実施に関して市町村(特別区を含む。以下同じ。)が果たすべき役割に関する事項

四 その他創業支援事業に関する重要事項

3 経済産業大臣及び総務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣及び総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。

5 経済産業大臣及び総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(創業支援事業計画の認定)

第百十三条 市町村は、その実施しようとする創業支援事業(これと連携して市町村以外の者が実施しようとする創業支援事業を含む。以下同じ。)に関する計画(以下「創業支援事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の市町村がその創業支援事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の市町村は共同して創業支援事業計画を作成

し、前項の認定を受けることができる。

3 創業支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 創業支援事業の目標

二 当該市町村が実施する創業支援事業の内容(当該創業支援事業の全部又は一部が特定創業支援事業に該当する場合にあっては、その旨を含む。及び実施方法に関する事項

三 当該市町村が実施する創業支援事業と連携して市町村以外の者が実施する創業支援事業がある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該創業支援事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 当該創業支援事業の内容(当該創業支援事業の全部又は一部が特定創業支援事業に該当する場合にあっては、その旨を含む。及び実施方法に関する事項

ハ 当該市町村が実施する創業支援事業との連携に関する事項

四 計画期間

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その創業支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該創業支援事業計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該創業支援事業計画に係る創業支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る創業支援事業計画の内容を公表するものとする。 (創業支援事業計画の変更等) 第百十四条 前条第一項の認定を受けた市町村(以下「認定市町村」という。)は、当該認定に係る創業支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。	5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。 (中小企業信用保険法の特例) 第百十五条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証(中小企業信用保険法第三条の二第二項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた創業者である中小企業者(第二条第二十三項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。)に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者(産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二条第二十三項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。のと、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第百十五条第一項に規定する創業関連保証(以下「創業関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千万円(同法第二条第二十三項第一号に規定する特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて行う創業に要する資金に係る創業関連保証(以下「支援創業関連保証」という。))に係る保険関係の保険価額の合計額にあつては、千五百万円)及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金(当該債務者)とあるのは「創業額が八千万円(当該債務者)とあるのは「創業関連保証及びその他の保証」とに、当該借入金
2 主務大臣は、認定市町村(当該認定に係る創業支援事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定創業支援事業計画」という。))において認定市町村が実施する創業支援事業と連携して市町村以外の者が実施する事業(第百十六条において「認定連携創業支援事業」という。)を実施する者(第百十七条第一項及び第百三十四条において「認定連携創業支援事業者」という。)を含む。が認定創業支援事業計画に従つて創業支援事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るもののうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。 1 次のいずれかに該当すること。 イ 第二条第二十三項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した
4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。	会社社の当該解散の日において当該会社社の業務を執行する役員であつたこと。 ロ 第二条第二十三項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社社の当該解散の日において当該会社社の業務を執行する役員であつたこと。 二 当該保険関係に係る債務の保証の委託の申込みを、前号イ及びロに規定する事業の廃止の日又は解散の日から五年を経過する日前に行ったこと。 4 創業関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係であつて、政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。 5 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。 第百十六條 認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)又は特定非営利活

動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。)であつて、当該認定連携創業支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの(以下この条において「認定一般社団法人等」という。)については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法(平成二十五年法律第二十号)第百十四条第二項に規定する認定連携創業支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(認定市町村に対する情報の提供等)

第百十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定市町村又は認定連携創業支援事業者の依頼に応じて、その行う創業支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

2 都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

(中小企業信用保険法の特例)

第百十八条 中小企業者の特定信用状発行契約に

基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証(特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第二十号)第百十八条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約(同法第二条第二十七項の特定信用状発行契約をいう。)に基づく債務の額(当該中小企業者の外国関係法人同法第二条第九項の外国関係法人をいう。)の外国銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項の外国銀行等をいう。)からの借入金の額に相当する額に限る。)のうち保証をした額(特殊保証の場合は限度額)の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項	借入金の額	百分の七十
第三条第三項	借入金の額	百分の八十
特定信用状発行契約(産業競争力強化法(平成二十五年法律第二十号)第二条第二十七項の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。)に基づく債務の額(中小企業者の外国関係法人(同法第二条第九項の外国関係法人をいう。以下同じ。)の外国銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項の外国銀行等をいう。以下同じ。)からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。)	保証をした額	保証をした額(特殊保証の場合は限度額)
借入金の弁済(手形の割引の場合合は手形の支払、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務の支払)	借入金(手形の割引の場合合は手形の割引により融通を受けた資金、電子記録債権の割引の場合合は電子記録債権の割引により融通を受けた資金)は、中小企業者	特定信用状発行契約に基づく債務の弁済
借入金(手形の割引の場合合は手形の割引により融通を受けた資金、電子記録債権の割引の場合合は電子記録債権の割引により融通を受けた資金)は、中小企業者	場合における前項に規定する中小企業者の外国関係法人の外国銀行等からの借入金は、当該中小企業者	場合における前項に規定する中小企業者の外国関係法人の外国銀行等からの借入金は、当該中小企業者
弁済(手形の割引及び電子記録債権の割引の場合は、支払。以下同じ。)	弁済	弁済

第五号第一号及び第三号並びに第八号第一号及び第三号	借入金又は社債に係る債務	特定信用状発行契約に基づく債務
借入金(手形の割引の場合は手形債務、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務。以下同じ。)、社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。又は特定支払債務	百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)	百分の八十

(新事業の開拓の成果を有する中小企業者の国等の契約における受注機会の増大への配慮)
 第百十九号 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第二条第二項に規定する国等は、中小企業の活力の再生を速やかに実現するため、同法第三条に規定する国等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であつて新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓の成果を有する者の受注の機会の増大を図るよう配慮するものとする。

第二節 中小企業承継事業再生の円滑化
 (中小企業承継事業再生の実施に関する指針)
 第百二十号 経済産業大臣は、中小企業承継事業再生による中小企業の事業の再生を適切に支援し、その活力の再生に資するため、中小企業承継事業再生の実施に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。)を定めるものとする。
 2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 一 中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項

二 中小企業承継事業再生の実施方法に関する事項
 三 その他中小企業承継事業再生に関する重要事項
 3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。
 4 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。
 5 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
 (中小企業承継事業再生計画の認定)
 第百二十一条 特定中小企業者及び承継事業者(承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。)は、共同で(特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で)、その実施しようとする中小企業承継事業再生に関する計画(以下「中小企業承継事業再生計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。
 2 中小企業承継事業再生計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 一 中小企業承継事業再生の目標
 二 特定中小企業者の業務及び財務の状況に関する事項

三 承継事業者に関する事項
 四 中小企業承継事業再生による事業の強化の程度を示す指標
 五 中小企業承継事業再生の内容及び実施時期
 六 中小企業承継事業再生の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 七 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項
 3 中小企業承継事業再生計画には、特定許可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号の許可等であつて、それに基づく地位を特定中小企業者が有する場合において当該地位が承継事業者者に承継されることが中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この条から第百二十三条までにおいて同じ。)に基づく特定中小企業者の地位であつて、当該中小企業承継事業再生のために承継事業者が承継しようとするものを記載することができる。
 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その中小企業承継事業再生計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 一 当該中小企業承継事業再生計画が実施指針に照らし適切なものであること。
 二 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 三 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生により、承継事業者が承継する事業に係る特定中小企業者の経営資源が

著しく損なわれ、又は失われるものでないこと。 四 当該中小企業承継事業再生計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。 五 当該中小企業承継事業再生計画が特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。 5 主務大臣は、中小企業承継事業再生計画に第三項の特定許可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該特定許可等をした行政庁に協議し、その同意を得るものとする。 6 行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行った者に対して、同意に必要な情報の提供を求めることができる。 7 行政庁は、当該特定許可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同意をするかどうかを判断するものとする。 8 前三項に定めるもののほか、同意に関し必要な事項は、政令で定める。 (中小企業承継事業再生計画の変更等) 第二百二十二条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定を受けた者が当該認定に係る中小企業承継事業再生計画に従って設立した承継事業者となる法人を含む。以下「認定中小企業承継事業再生事業者」という。)は、当該認定に係る中小企業承継事業再生計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務	省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 認定中小企業承継事業再生事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 3 第一項の変更の認定の申請及び前項の規定による変更の届出は、認定中小企業承継事業再生事業者が、共同で(当該申請又は届出が、前条第一項の認定を単独で受けた特定中小企業者に係る中小企業承継事業再生計画に係るものである場合であつて、当該中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者となる法人を設立する前に行われるときは、当該特定中小企業者が、単独で行うものとする。ただし、同条第一項の認定に係る中小企業承継事業再生計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定中小企業承継事業再生計画」という。)に従って承継事業者が事業を承継した後においては、当該承継事業者が、単独で行うことができる。 4 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継する前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得るものとする。 一 主務大臣が前条第五項の規定により行政庁	の同意を得てした同条第四項の認定に係る中小企業承継事業再生計画の変更 当該行政庁(当該変更が特定許可等に基づく特定中小企業者の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、当該削除に係る特定許可等をした行政庁を除く。) 二 新たに特定許可等に基づく特定中小企業者の地位を記載しようとする変更 当該特定許可等をした行政庁 5 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生事業者が当該認定中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 6 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定中小企業承継事業再生事業者に対して、当該認定中小企業承継事業再生計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 7 前条第四項の規定は第一項の認定について、同条第六項から第八項までの規定は第四項の同意についてそれぞれ準用する。 (特定許可等に基づく地位の承継等) 第二百二十三条 認定中小企業承継事業再生計画に第二百一十一条第三項の特定許可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、当該認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、当	該承継事業者は、当該特定許可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許可等に基づく特定中小企業者の地位を承継する。 2 認定中小企業承継事業再生事業者は、当該認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。 3 主務大臣は、第一項の規定により承継事業者が特定許可等に基づく特定中小企業者の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許可等に係る行政庁に通知するものとする。 4 この法律に定めるもののほか、特定許可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。 (中小企業信用保険法の特例) 第二百二十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小企業承継事業再生関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業承継事業再生計画に従って行われる中小企業承継事業再生に必要な資金に係るものをいう。)を受けた中小企業者(承継事業者(認定中小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く。))に限る。)に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
--	---	---	---

第三条第一項	保険価額の合計額が	産業競争力強化法（平成二十五年法律第 号）第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証（以下「中小企業承継事業再生関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	中小企業承継事業再生関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金額のうち	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうち
第三条の三第二項	当該債務者	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者の他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
（中小企業投資育成株式会社法の特例） 第二百二十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。 一 中小企業者が認定中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を実施する	ために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有 二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社（承継事業者に限る。）が認定中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を実施するために必要とする資金	

の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有	2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。	3 第三節 中小企業再生支援体制の整備 （中小企業の事業の再生の支援に関する指針） 第二百二十六条 経済産業大臣は、中小企業承継事業再生その他の取組による中小企業の事業の再生を適切に支援し、その活力の再生に資するため、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な指針（以下この条及び次条第一項において「支援指針」という。）を定めるものとする。	2 支援指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。	1 中小企業の活力の再生の支援に関する基本的事項 二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項 三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項 四 その他中小企業の活力の再生の支援に関し配慮すべき事項 3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、支援指針を変更するものとする。 4 経済産業大臣は、支援指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。 5 経済産業大臣は、支援指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 （認定支援機関） 第二百二十七条 経済産業大臣は、支援指針に基づき、経済産業省令で定めるところにより、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第七条第一項に規定する指定法人であつて、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次項に規定する業務（以下「中小企業再生支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。
--	---	--	---	---

3 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び	2 前項の認定を受けた者(以下「認定支援機関」という)は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る第四項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。 一 次に掲げるもののいずれかを行い、又は行おうとする中小企業者(イに掲げるものを行い、又は行おうとする場合にあつては、事業を営んでいない個人を含む。)の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。 イ 現に有する経営資源及び合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の中小企業者から承継する事業に係る新たな経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用することによる商品の生産若しくは販売又は役務の提供の効率化 ロ 中小企業承継事業再生その他の取組による事業の再生 二 前号イに掲げるものに係る合併、事業の譲渡又は譲受けその他これらに準ずるものに関し仲介を行うこと。 三 中小企業者及びその経営の改善を支援する事業を行う者並びにこれらの者の従業員に対し、第一号イ又はロに掲げるものに関する研修を行うこと。 四 前三号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。 五 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの委託に基づき、第二百三十三条第一号に掲げる業務の実施に必要な調査を行うこと。
2 中小企業再生支援協議会は、認定支援機関の	前項各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の認証を受け、かつ、第五十一条第一項の認定を受けて、事業再生に係る紛争について民間紛争解決手続(同法第二条第一号に規定する手続をいう。)を実施することができる。 4 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 名称及び住所 二 事務所所在地 三 次条第一項に規定する中小企業再生支援協議会の委員として任命しようとする委員の候補者 四 中小企業再生支援業務に関する次に掲げる事項 イ 中小企業再生支援業務の内容 ロ 中小企業再生支援業務の実施体制 ハ 中小企業再生支援業務を行う地域 ニ その他経済産業省令で定める事項 5 認定支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項の変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 (中小企業再生支援協議会) 第二百二十八条 認定支援機関に、中小企業再生支援協議会を置く。
の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協	長及びその任命する委員をもつて組織する。 3 中小企業再生支援協議会の委員は、中小企業再生支援業務に係る実務経験又は学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。 4 認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議会の委員を任命したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。中小企業再生支援協議会の委員に変更があつたときも、同様とする。 5 中小企業再生支援協議会は、認定支援機関が行う中小企業再生支援業務の具体的内容、実施体制の確保その他の中小企業再生支援業務の遂行に関する重要な事項を審議し、決定するほか、認定支援機関に対する専門的な助言を行う。 6 前各項に規定するもののほか、中小企業再生支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。 (秘密保持義務) 第二百二十九条 認定支援機関の役員若しくは職員若しくは中小企業再生支援協議会の委員又はこれらの職にあつた者は、中小企業再生支援業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 2 前項の規定は、次に掲げる情報に関しては、適用しない。 一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が第二百三十三条第四号に掲げる業務を円滑に行うために認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協
第百三十二条 認定支援機関であつて、特定中小	議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報 二 認定支援機関が第百二十七条第二項第一号に掲げる業務(同号ロに掲げるものに係るものに限る。)及び同項第二号に掲げる業務を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報 三 認定支援機関が第百二十七条第二項第二号に掲げる業務を円滑に行うために他の認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、当該他の認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員に提供する当該業務に関する情報 (改善命令) 第百三十条 経済産業大臣は、認定支援機関の中小企業再生支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (認定の取消) 第百三十一条 経済産業大臣は、認定支援機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。 (中小企業信用保険法の特例) 第百三十二条 認定支援機関であつて、特定中小

企業再生支援事業（中小企業再生支援業務に係る事業であつて、中小企業再生支援協議会の決定を経たものをいう。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定支援機関を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第 号）第百三十二条に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。 （独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務） 第百三十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、次に掲げる業務を行う。 一 投資事業有限責任組合（事業再編又は中小企業承継事業再生を実施する事業者に対する資金供給を行うものとして政令で定めるものに限る。次条第二項において「特定投資事業有限責任組合」という。）であつて中小企業に対する投資事業を実施するものに対する当該投資事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。 二 第百二十七条第二項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。 三 認定支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他中小企業再生支援業務の実施に関し	必要な協力を行うこと。 四 中小企業再生支援業務の実施状況を評価し、及びその結果を経済産業大臣に報告すること。 第七章 雑則 （資金の確保） 第百三十四条 国は、認定事業再編事業者等若しくは認定特定事業再編事業者等が認定事業再編計画若しくは認定特定事業再編計画に従つて事業再編若しくは特定事業再編のための措置を行い、又は認定新事業活動実施者、認定特定新事業開拓投資事業組合、認定特定研究成果活用支援事業者、認定市町村若しくは認定連携創業支援事業者若しくは認定中小企業承継事業再生事業者が認定新事業活動計画、認定特定新事業開拓投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定創業支援事業計画若しくは認定中小企業承継事業再生計画に従つて新事業活動、特定新事業開拓投資事業、特定研究成果活用支援事業、創業支援事業若しくは中小企業承継事業再生を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。 2 国は、特定投資事業有限責任組合が事業再編又は中小企業承継事業再生を実施する事業者の自己資本の充実を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。 （雇用の安定等） 第百三十五条 認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者（以下この条及び第百三十九条において「認定事業者」という。）は、認定事業再編計画、認	定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画に従つて事業再編、特定事業再編又は中小企業承継事業再生を実施するに当たつては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 国は、認定事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 3 国は、認定事業者に雇用されていた労働者について、就職のあつせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 4 国及び都道府県は、認定事業者の雇用する労働者及び認定事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 5 国及び都道府県は、認定事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 （中小企業者への配慮） 第百三十六条 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工会及び商工会議所は、他の事業者の事業再編又は中小企業承継事業再生の実施によりその経営に著しい影響を受ける中小企業者の経営基盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他	必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。 （報告の徴収） 第百三十七条 主務大臣は、認定新事業活動実施者、認定特定研究成果活用支援事業者（当該認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員）、認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者に対し、認定新事業活動計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画の実施状況について報告を求めることができる。 2 第八条第三項の関係行政機関の長は、認定新事業活動実施者に対し、当該規制の特例措置の適用の状況について報告を求めることができる。 3 主務大臣は、認定市町村に対し、認定創業支援事業計画の実施状況について報告を求めることができる。 4 経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員に対し、認定特定新事業開拓投資事業計画の実施状況について報告を求めることができる。 5 経済産業大臣は、認定支援機関に対し、中小企業再生支援業務の実施状況について報告を求めることができる。 6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定認証紛争解決事業者に対し、特定認証紛争解決手続の業務、第五十六条第一
---	---	---	--

項に規定する償還すべき社債の金額の減額に係る確認の業務又は第五十八条第一項に規定する資金の借入れに係る確認の業務の実施状況について報告を求めることができる。

(指定金融機関等に対する報告の徴収等)

第三百三十八条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関から事業再編促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、設備導入促進法人から設備導入促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、設備導入促進法人の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(連絡及び協力)

第三百三十九条 主務大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たっては、認定事業者に係る

労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(主務大臣等)

第四百四十条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一 新事業活動に関する事項 新事業活動に係る事業を所管する大臣

二 特定研究成果活用支援事業計画に関する事項 経済産業大臣及び文部科学大臣

三 事業再編計画に関する事項 事業再編計画に係る事業を所管する大臣

四 特定事業再編計画に関する事項 特定事業再編計画に係る事業を所管する大臣

五 事業再編促進円滑化業務及び事業再編促進業務に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 創業支援事業計画に関する事項 経済産業大臣、総務大臣及び創業支援事業計画に係る創業支援事業を所管する大臣

七 中小企業承継事業再生計画に関する事項 経済産業大臣及び中小企業承継事業再生計画に係る事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条第二項及び第三項、第十条第三項及び第五項並びに第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員

会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(権限の委任)

第四百四十一条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

第四百四十二条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、第十条第一項の新事業活動計画の認定、第十七条第一項の特定新事業開拓投資事業計画の認定、第二十四条第一項の事業再編計画の認定又は第二十六条第一項の特定事業再編計画の認定の申請を促すことその他の措置を講ずることにより、これらの施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

(経過措置)

第四百四十三条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第四百四十四条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四百四十五条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第四百四十六条 第四百四十四条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第四百四十七条 第七十二条第二項の規定による設備導入促進業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした設備導入促進法人の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百四十八条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第八十九条の規定に違反してその

職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百四十九条 第百三十八条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第百五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十五条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
二 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第百二十三条第二項又は第百三十七条第一項、第二項若しくは第四項から第六項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第百三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百五十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした設備導入促進法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十八条の規定に違反して、帳簿を備え

ず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
二 第七十一条第一項の規定による許可を受けないで、設備導入促進業務の全部を廃止したとき。

三 第百三十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第百五十三条 第三十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十七条第三項若しくは第四項の規定又は第三十五条第二項において読み替えて準用する同法第百六十九条第三項若しくは第四項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、その違反行為をした株式会社、社長の取締役、執行役、清算人、清算人代理、民事保全法平成元年法律第九十一号第五十六條に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役若しくは清算人の職務を代行する者、会社法第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、代表取締役、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者又は支配人は、百万円以下の過料に処する。

第百五十四条 第四十条第二項又は第四十四条第二項の規定に違反して、主務大臣の認可を受けなかった場合には、その違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第百五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第七十九条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第七十九条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三 第九十五条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

四 第九十七条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

五 第九十九条第二項又は第百一条第一項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかったとき。

六 第百三条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。

七 第百五条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第百七条第二項の規定による命令に違反し

たとき。
第百五十六条 第八十一条第二項の規定に違反して、その名称中に産業革新機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条及び第三十九条の規定 公布の日

二 第十六条 特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。、第二十条から第二十二條まで、第七十五条、第百三十四条 特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。、第百三十七條第一項(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。、第百五十條第三号(同項(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。))に係る部分に限る。、第百五十二條(同号に係る部分(同項(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に限る。並びに附則第二十六條及び第三十六條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(見直し)
第二条 政府は、この法律の施行後平成三十年三月三十一日までの間に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、第五章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後平成三十年三月三十一日までの間に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律(第五章の規定を除く。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

(訓令又は通達に関する措置)

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち新事業活動に関するものについては、産業競争力を強化することの必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の廃止)

第四条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)は、廃止する。

(事業再構築計画に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にされた前条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「旧産活法」という。)第五条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第六条第一項の認定事業再構築事業者(この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する

る特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(経営資源再活用計画に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にされた旧産活法第七条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第八条第一項の認定経営資源再活用事業者(この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(経営資源融合計画に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にされた旧産活法第九条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

(経営資源融合計画に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にされた旧産活法第九条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十条第一項の認定経営資源融合事業者(この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(資源生産性革新計画に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にされた旧産活法第十条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

(資源生産性革新計画に関する経過措置)

2 旧産活法第十二条第一項の認定資源生産性革新事業者(この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)の特例、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の特例、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(事業革新新商品生産設備導入計画に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にされた旧産活法第十四条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十五条第一項の認定事業革新新商品生産設備導入事業者(この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(資源制約対応製品生産設備導入計画に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にされた旧産活法第十六条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十七条第一項の認定資源制約対応製品生産設備導入事業者(この法律の施行後に

前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築円滑化等業務に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に行われている旧産活法第二十四条の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(公庫の行う損失補填業務に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に行われている旧産活法第二十四条の二第一項の損失の補填に係る公庫の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(公庫の行う事業再構築等促進円滑化業務に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に行われている旧産活法第二十四条の三第一項に規定する公庫の事業再構築等促進円滑化業務については、同条並びに旧産活法第二十四条の四及び第二十四条の八の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産活法第二十四条の三第二項の表第五十八条第一項の項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下「特別措置法」という。)」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)」附則第十三条の規定によりなおその効力を有する

ることとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下「旧特別措置法」という。))と、同表第五十八条第二項及び第五十九条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第一号の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一項の項中「特別措置法」とあるのは「旧特別措置法」とする。

(旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う事業再構築等促進業務に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に行われている旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う同項に規定する事業再構築等促進業務については、同条から旧産活法第二十四条の十三まで及び旧産活法第七十三条の二の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(株式会社産業革新機構に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に存する株式会社産業革新機構は、この法律及び会社法の規定に基づく株式会社産業革新機構として同一性をもつて存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に従前の産業革新委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第九十二条の規定により、この法律の規定に基づく産業革新委員会の委員長又は委員として選定されたものとみなす。

3 株式会社産業革新機構は、この法律の施行の日までに、第八十二条の例により、この法律の

施行に伴い必要となる定款の変更をし、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

4 この法律の施行前に旧産活法又はこれに基づく命令の規定により経済産業大臣が株式会社産業革新機構に関して行った認可その他の処分又は株式会社産業革新機構が行った申請その他の手続でこの法律又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした認可その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(取締役等の秘密保持義務に関する経過措置)

第十六条 株式会社産業革新機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(中小企業経営資源活用計画に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十二条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第三十二条第一項の認定中小企業経営資源活用事業者(この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の特例、中小企業投資育成株式

会社法の特例、認定中小企業経営資源活用計画に従つて中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなす場合における特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(創業関連保証に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十三条第一項に規定する創業関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

(特定信用状関連保証に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十四条第一項に規定する特定信用状関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

(中小企業承継事業再生計画に関する経過措置)

第二十条 この法律の施行前にされた旧産活法第三十九条の二第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第三十九条の三第一項の認定中小企業承継事業再生事業者(この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、特定許認可等に基づく地位の承継等、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(認定支援機関に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に旧産活法第四十一条第一項の認定を受けている者は、この

法律の施行の日に第二百二十七条第一項の認定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第二百二十七条第一項の認定を受けたものとみなされた者のこの法律の施行に伴い必要となる同条第四項第四号に掲げる事項の変更についての同条第五項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内にとする。」

(役員等の秘密保持義務に関する経過措置)

第二十二条 旧産活法第四十一条第二項に規定する認定支援機関の役員若しくは職員であつた者又は旧産活法第四十二条第一項の中小企業再生支援協議会の委員であつた者に係る旧産活法第四十一条第一項に規定する中小企業再生支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(認証紛争解決事業者の認定に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に旧産活法第四十八条第一項の認定を受けている者は、第五十一条第一項の認定を受けているものとみなす。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務に関する経過措置)

第二十四条 この法律の施行の際現に行われていた旧産活法第五十条の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(事業再生円滑化関連保証に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にされた旧産活法第五十一条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

(特許料等の特例に係る経過措置)

第二十六条 第七十五条第一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後に出願審査の請求をする特許出願に係る特許料について適用し、同号に掲げる規定の施行前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料については、なお従前の例による。

2 第七十五条第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後にする国際出願に係る手数料について適用し、同号に掲げる規定の施行前にした国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十九条 租税特別措置法(昭和三十三年法律

第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条の見出し中「認定事業再構築計画等」を「認定事業再編計画等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画(同法第二十一条に規定する事業再編のうち政令で定めるものについて記載があるものに限る。)に係る同法第二十四条第一項若しくは第二十五条第一項の認定、同法第二十七条第二項に規定する認定特定事業再編計画に係る同法第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の認定又は同法第二百二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に係る同法第二百二十一条第一項若しくは第二百二十二条第一項の認定に係るものであつて同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

第八十条第一項に次の一号を加える。

六 分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の四
ロ 船舶の所有権の取得 千分の二十三
第八十条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 個人が、産業競争力強化法第百十四条第二項に規定する認定創業支援事業計画に係る同法第百十三条第一項又は第百十四条第一項の認定を受けた市町村(特別区を含む。)の区域内において、当該認定創業支援事業計画に記載された同法第二十五条に規定する特定創業支援事業による支援を受けて株式会社の設定をした場合には、当該株式会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、財務省令で定めるところにより同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該株式会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額(当該金額が七万五千円に満たない場合には、七万五千円)とする。

第八十一条第五項中「第八十条第一項(第一号から第四号までを除く。)」又は「を削り、」第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の二」とあるのは「千分の四」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の二十三」と、前条第一項第四号「を」同条第一項第四号「に改める。

第八十四条の六第四項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十条の二十一第一項(登記)」を「産業競争力強化法第九十五条第一項(委員の登記)」に改める。

した債務保証契約に係る同法附則第十一条及び第二十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下「廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」という。)第二十四条及び第五十条の業務

五 廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「同項第十四号までに」を「同項第十七号に」改める。

(国立大学法人法の一部改正)

第三十六条 国立大学法人法の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第六号中「出資する」を「対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行う」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二十二條の規定による出資

並びに人的及び技術的援助を行うこと。

第二十二條第二項中「業務」の下に「及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するもの」を加える。

第二十九條第一項第五号中「出資する」を「対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行う」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第

五号の次に次の一号を加える。

六 産業競争力強化法第二十二條の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

第二十九條第二項中「業務」の下に「及び同項第六号に掲げる業務のうち出資に関するもの」を加える。

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)

第三十七條 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「(次項において「事業所管大臣」という。)を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二十五條第三項中「認定支援機関(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一條第二項)を「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関(産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第百二十七條第二項)に改め、同条第四項中「交付した」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は」を加える。

第三十二條第二項中「交付した」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は」を加える。

第六十一條の見出しを「(産業競争力強化法との関係)」に改め、同条第一項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五

條第一項の事業再構築計画」を「産業競争力強化法第二十四條第一項の事業再編計画」に、「第七

條第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九條第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十一條第一項の資源生産性革新計画を「第二十六條第一項の特定事業再編計画」に、「第三十九條第二項」を「第百二十一條第一項」に改め、同条第二項中「認定支援機関は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一條第二項第一号の規定により」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構は産業競争力強化法第百三十三條第二号(同法第百二十七條第二項第一号に係る部分に限る。)の規定により、認定支援機関は同項第一号の規定により、」に改める。

第六十三條中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二條第二十四項」を「産業競争力強化法第二條第十五項」に、「及び認定支援機関」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関」に改める。

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第三十八條 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項中「認定支援機関(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第四十一條第二項)を「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関(産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第百二十七條第二項)に改め、同条第四項中「交付した」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は」を加える。

第二十六條第二項中「交付した」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は」を加える。

第五十九條の見出しを「(産業競争力強化法との関係)」に改め、同条第一項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五

條第一項の事業再構築計画」を「産業競争力強化法第二十四條第一項の事業再編計画」に、「第七

條第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第九條第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十一條第一項の資源生産性革新計画を「第二十六條第一項の特定事業再編計画」に、「第三十九條第二項」を「第百二十一條第一項」に、「第四十七條」を「第百三十三條第一号」に改め、同

條第二項中「認定支援機関は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一條第二項第一号の規定により」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構は産業競争力強化法第百三十三條第二号(同法第百二十七條第二項第一号に係る部分に限る。)の規定により、認定支援機関は同項第一号の規定により、」に改める。

第六十一條中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二條第二十四項」を「産業競争力強化法第二條第十五項」に、「及び認定支援機関」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関」に改める。

(小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第三十九條 小規模企業の事業活動の活性化のための中

小企業基本法等の一部を改正する等の法

改

正

改

律平成二十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中、「第十四条(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第三十六条及び第三十八条の改正規定に限る。)、第十五条」を削り、「第二十四条を「第二十五条」に改める。

附則第十四条中産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十六条及び第三十八条の改正規定を削る。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

附則第十八条中「小規模企業者等」を「旧助成法第二条第一項の小規模企業者等(以下単に「小規模企業者等」という。)」に改める。

附則に次の一条を加える。

(産業競争力強化法の一部改正)

第二十五条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第二項中「小規模企業者等設備導入資金助成法」を「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第五十七号)第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法」に改める。

附則第三十九条中(平成二十五年法律第五十七号)を削る。

(地方税法の一部改正)

第四十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一

十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五十一条の二第一項及び第五十六条の二第一項中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十二号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第四十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十二号並びに第十四号から第十六号まで」を「第十一号、第十三号、第十五号並びに第十六号」に改める。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第四十二条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条の四及び第五十二条第一項中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十二号」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第八条のうち租税特別措置法第八十条第二項の改正規定及び附則第一条第六号ハ中「第八十条第二項」を「第八十条第三項」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第四十四条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

産業競争力強化法
(平成二十五年法律第 号)

第四百四十条第三項

又は各省の内閣府令

、復興庁又は各省の内閣府令(告示を含む。)、復興庁令

(復興庁設置法の一部改正に伴う調整規定)

第四十五条 この法律の施行の日が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)の施行の日前である場合には、同法附則第六条のうち復興庁設置法附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「表」とあるのは、「表新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の項の次に」とする。

理 由

我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びそれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化

するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業競争力強化法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、長引くデフレによって低迷してきた我が国経済を再興するため、アベノミクスの「三本目の矢」である「民間投資を喚起する成長戦略」を着実かつ早急に実行に移すことにより、日本経済の三つのゆがみ、すなわち、「過剰規制」「過小投資」「過当競争」を是正し、我が国の産業競争力を強化することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 「成長戦略」を強力に実行するための仕組みの創設

「成長戦略」を政府一体となって強力に実行するため、平成二十五年以降の五年間を「集中実施期間」と位置付けるとともに、「集中実施期間」において政府が重点的に講ずべき施策の内容等を定めた「実行計画」を策定すること。

2 「規制改革」を強力に推進するための制度の創設

新たな事業活動を実施しようとする企業

に、安全性等を確保する措置を講ずることを前提に、規制の特例措置を認める制度を創設すること。また、現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても、企業がちゅうちよすることなく新分野進出等の取組を行い得るよう、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度を創設すること。

3 「産業活動における新陳代謝の活性化」の促進を図るための支援策

ベンチャー企業に対する資金供給の円滑化、事業再編の促進及び先端設備投資を促進するための措置を講ずること。

4 中小企業の活力の再生

地域における創業を支援するため、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援体制を構築する取組に対して国が全面的に支援するとともに、中小企業の事業再生の支援を強化すること。

5 産業競争力の強化に資するその他の措置

国立大学法人等によるベンチャー出資の特例や中小・ベンチャー企業等を対象とした特許料の減免措置等を図ること。また、株式会社産業革新機構によるオープンイノベーションの促進や早期事業再生の円滑化等、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に盛り込まれた措置のうち、「成長戦略」の実行及び加速化に必要なものについて、所要の見直しを行った上で本法律案に位置付けること。

6 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、長引くデフレによつて低迷してきた我が国経済を再興するため、アベノミクスの「三本目の矢」である「民間投資を喚起する成長戦略」を着実かつ早急に実行に移すことにより、日本経済の三つのゆがみ、すなわち、「過剰規制」「過小投資」「過当競争」を是正し、我が国の産業競争力を強化するための措置として妥当なものと認めるが、政府は、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行ったときは、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。また、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果について、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないこととする必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本維新の会及びみんなの党の提案に係る各修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年十一月十五日

経済産業委員長 富田 茂之
衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕

（小字及び―は修正）

（実行計画）

第六条 政府は、集中実施期間における産業競争力の強化に関する施策の総合的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、産業競争力の強化に関する実行計画（以下この条において「実行計画」という。）を作成するものとする。

2 実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 産業競争力の強化に関する施策についての基本的な方針

二 産業競争力の強化に関する施策について重点的に講ずべき施策ごとの次に掲げる事項

イ 施策の内容

ロ 施策の実施期限

ハ 担当大臣

三 その他産業競争力の強化に関する施策の総合的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るために必要な事項

3 前項第二号ハの「担当大臣」とは、実行計画に定められた同号に規定する施策（以下この条及び次条において「重点施策」という。）についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣をいう。

4 実行計画は、その作成の日から起算して三年を超えない期間について定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

6 政府は、実行計画を作成したときは、これを公表するものとする。

7 政府は、集中実施期間中、平成二十六年度以降の各年度において少なくとも一回、重点施策の進捗及び実施の状況を取りまとめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動を勘案し、実行計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定するものとする。

18 政府は、実行計画を改定したときは、重点施策の進捗及び実施の状況並びに前項の規定による評価の結果と併せてこれを公表するものとする。

19 8 第四項及び第五項〇の規定は、実行計画の改定について準用する。

9 政府は、第七項の規定による評価を行ったときは、同項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。

10 政府は、第七項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

〔別紙〕

産業競争力強化法案に対する附帯決議
政府は、本法案が成長戦略実行のための重要な対策であることに鑑み、その施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 産業競争力の強化は、民間の自発的な取組によつて行われるべきものであり、政府の関与は最小限とし、あくまで民間の活力を支援するための環境整備にとどめること。また、企業収益の改善が雇用増大、賃金上昇及び消費拡大につながる好循環を安定的に生み出していくため

に、供給サイドだけでなく需要サイドも加味した施策を講じること。

二 企業実証特例制度において、事業所管大臣と規制所管大臣の協議が整わない場合、法律の趣旨に則り、内閣総理大臣が適切に調整を行うこと。

三 企業実証特例制度及びグレーゾーン解消制度の運用に当たっては、新たな規制の特例措置の求め及び規制の解釈及び適用の確認の求めについて、四半期毎に公表すること。さらに、ユーザー企業の視点に立つて、二つの制度が一体的に進められるよう配慮するとともに、早期にモデルケースを実現し、可能な限り情報公開を進めることを通じて、企業にとっての予見可能性を高めるよう努めること。

四 事業再編計画、特定事業再編計画及び中小企業継事業再生計画について、計画に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期するため、計画の作成に当たり、事業者が労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、また、計画の実施に際して、事業者が雇用の安定等に十分な配慮を行うことを確保することにより、労働者の雇用の安定に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、厳に適切な運用を行うこと。

五 中小企業継事業再生計画については、人員削減が主たる目的とならないこと、第二会社に移行する労働者の労働契約及び労働条件が不当に切り下げられないこと、また、第二会社に移行しない労働者がいる場合にはその選定が恣意的にならないよう、労働組合等と協議により十分に話し合いを行うことを要件として認定すること。

六 ベンチャー企業の支援について、従前の施策が必ずしも十分な成果を上げられなかったことに対する検証を行い、開・廃業率十パーセントの目標達成に向けて、大企業と比べて十分な経営基盤を構築することができないベンチャー企業がその成長過程に応じた支援を受けられるよう、資金、経営ノウハウ、人材確保等、多方面に亘る支援の仕組みを構築するとともに、本法に基づく地域の創業支援に当たっては、十分な体制の整えられない市区町村に対し国として必要なサポートを行う等、実効的な創業支援体制の構築に万全を期すこと。なお、特定新事業開拓投資事業計画の認定の基準は、経済の実態に合わせ、可能な限り弾力的に設定、運用することにより、ベンチャーファンドへの投資を促進することができるよう積極的に取り組むこと。

七 大学のイノベーション機能の強化に当たっては、これまでの実態を踏まえつつ、資金供給の拡充に加え、経営や営業面での資質を有する経営人材の確保及びそれらを補う存在としての外

部ネットワークの活用も含めた総合的な支援体制の整備に積極的に取り組むこと。また、大学等における研究開発の成果をうまく実用につなげていくため、研究開発所管官庁と産業所管官庁が協働して総合的な支援体制を構築すること。

八 中小企業の再生支援に当たっては、今後、事業再生を要する中小企業の増加が予想されることから、追加された仕組みを含め、関係者に広く周知するよう引き続き努力するとともに、再生支援の強化に寄与する専門人材の育成・確保に取り組むこと。

九 株式会社産業革新機構については、過去の類似施策の検証の上に立ちつつ、民間の目利き人材の十分な確保及びその積極的活用等を図り、出資対象の審査を継続的かつ厳格に実施する体制を整備するとともに、中長期の産業資本を提供することを通じて次世代産業の育成を図るというミッションの実現に向けた適切な運営に努めること。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案

右

平成二十五年十月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 講ずべき社会保障制度改革の措置等(第二条―第六条)

第三章 社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議

第一節 社会保障制度改革推進本部(第七条―第十七条)

第二節 社会保障制度改革推進会議(第十八条―第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条・第二十九条)

附則 第一章 総則

第一条 この法律は、社会保障制度改革推進法(平成二十四年法律第六十四号)第四条の規定に基づき法制上の措置として、同法第二条の基本的な考え方にのっとり、かつ、同法第二章に定める基本方針に基づき、同法第九条に規定する社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、同法第一条に規定する社会保障制度改革(以下この条及び次条第一項において単に「社会保障制度改革」という。)について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議を設置すること等により、社会保障制度改革を総合的かつ集中的に推進するとともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会

保障制度の確立を図るための改革を推進することを目的とする。

第二章 講すべき社会保障制度改革の措置等

(自助・自立のための環境整備等)

第二条 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等(次項において「自助・自立のための環境整備等」という。)に努めるものとする。

2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。

(少子化対策)

第三条 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定す

る子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。)の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに職業生活と家庭生活との両立を推進する観点から、幼児期の教育及び保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供、平成二十五年六月十四日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針に記載された待機児童解消加速化プランその他の子ども・子育て支援の実施に当たつて必要となる次に掲げる措置その他必要な措置を着実に講ずるものとする。

一 子ども・子育て支援法第十一条に規定する子どものための教育・保育給付及び同法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置

二 子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業の実施のために必要な措置

三 保育の量的拡充のために必要な都道府県及び市町村(特別区を含む。次条第七項第一号ロにおいて同じ。)以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用についての児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十三条の規定による国庫の負担

四 社会的養護の充実に当たつて必要となる児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設又は同法第四十四条に規定する児童自

立支援施設に入所等をする子どもの養育環境等の整備のために必要な措置

2 政府は、前項の措置については、全世代対応型の社会保障制度の構築を目指す中で、少子化対策を全ての世代に夢や希望を与える日本社会の未来への投資であると認識し、幅広い観点からこれを講ずるものとする。

3 政府は、第一項の措置を講ずるほか、子ども・子育て支援法附則第二条第二項の規定に基づき、平成二十七年以降の次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(医療制度)

第四条 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。))第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。第七項第二号二において同じ。)による医療保険制度及び高齢者医療確保法による後期高齢者医療制度(同項において「医療保険制度等」という。)に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持することを旨として、医療制度について、この条に定めるところにより、必要な改革を行うものとする。

2 政府は、個人の選択を尊重しつつ、個人の健康管理、疾病の予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の

維持増進への取組を奨励するものとする。

3 政府は、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保するため、情報通信技術、診療報酬請求等を適正に活用しながら、地方公共団体、保険者(高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者をいう。)、事業者等の多様な主体による保健事業等の推進、後発医薬品の使用及び外来受診の適正化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステム(地域の実情に応じた、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることとの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。次条において同じ。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。次項及び同条第二項において同じ。))を構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するため、次に掲げる事項及び診療報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療及び在宅介護を推進するために必要な次に掲げる事項

イ 病院又は診療所(以下このイにおいて「病院等」という。)の管理者が、当該病院等が有する病床の機能に関する情報を、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告する制度の創設 ロ イに規定する制度により得られる病床の機能に関する情報等を活用した都道府県による地域の医療提供体制の構想の策定及び必要な病床の適切な区分の設定、都道府県の役割の強化その他の当該構想を実現するために必要な方策 ハ 次に掲げる事項に係る新たな財政支援の制度の創設 (1) 病床の機能の分化及び連携等に伴う介護サービス(介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス)をいう。次条第二項において同じ。)の充実 (2) 地域における医師、看護師その他の医療従事者の確保、医療機関の施設及び設備の整備等の推進 ニ 医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直し 三 地域における医師、看護師その他の医療従事者の確保及び勤務環境の改善 三 医療従事者の業務の範囲及び業務の実施体制の見直し 5 政府は、前項の医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築に当たっては、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重され、人生	の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境の整備を行うよう努めるものとする。 6 政府は、第四項の措置を平成二十九年年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。 7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 一 医療保険制度等の財政基盤の安定化についての次に掲げる事項 イ 国民健康保険(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三条第一項の規定により行われるものに限る。以下この項において同じ。)に対する財政支援の拡充 ロ 国民健康保険の保険者、運営等の在り方に關し、国民健康保険の保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び次号において同じ。)の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置を講ずることにより国民健康保険の更なる財政基盤の強化を図り、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道	府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策 ハ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二十六号)附則第二条に規定する所要の措置 ニ 医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての次に掲げる事項 イ 国民健康保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 ロ 被用者保険等保険者(国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百三十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。)をいう。以下このロ及び次条第四項において同じ。)に係る高齢者医療確保法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金の額の全てを当該被用者保険等保険者の標準報酬総額(国民健康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額をいう。次条第四項において同じ。)に応じた負担とすること。 ハ 被保険者の所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し ニ 国民健康保険の保険料の賦課限度額及び標準報酬月額等(医療保険各法(国民健康保険法を除く。)に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。)の上限額の引上げ 三 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項	イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う七十歳から七十四歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し ロ 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し 8 政府は、前項の措置を平成二十六年年度から平成二十九年年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。 9 政府は、第七項の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。 10 政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患(児童福祉法第二十一条の五に規定する医療の給付の対象となる疾患をいう。以下この項において同じ。)に係る医療費助成について、難病対策に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度(以下この項において「新制度」という。)を確立するため、新制度の確立に当たって、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 一 新制度を制度として確立された医療の社会保障給付とすること。
--	--	---	--

二 新制度の対象となる疾患の拡大 三 新制度の対象となる患者の認定基準の見直し 四 新制度の自己負担の新制度以外の医療費に係る患者の負担の軽減を図る制度との均衡を考慮した見直し 11 政府は、前項の措置を平成二十六年年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。 (介護保険制度) 第五条 政府は、個人の選択を尊重しつつ、介護予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な介護予防等への取組を奨励するものとする。	該提供に携わる者その他の関係者の連携の強化 ロ 多様な主体による創意工夫を生かした高齢者の自立した日常生活の支援及び高齢者の社会的活動への参加の推進等による介護予防に関する基盤整備 ハ 認知症である者に係る支援が早期から適切に提供される体制の確保その他の認知症である者に係る必要な施策 二 前号に掲げる事項と併せた地域の実情に応じた介護保険法第七条第四項に規定する要支援者への支援の見直し 三 一定以上の所得を有する者の介護保険の保険給付に係る利用者負担の見直し 四 介護保険法第五十一条の三の規定による特定入所者介護サービス費の支給の要件について資産を勘案する等の見直し 五 介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスに係る同条の規定による施設介護サービス費の支給の対象の見直し 六 介護保険の第一号被保険者の保険料に係る低所得者の負担の軽減 3 政府は、前項の措置を平成二十七年年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。 4 政府は、前条第七項第二号ロに掲げる事項に係る同項の措置の検討状況等を踏まえ、被用者保険等保険者に係る介護保険法第五十条第一	項に規定する介護給付費・地域支援事業支援納付金の額を当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (公的年金制度) 第六条 政府は、次に掲げる措置の着実な実施のための措置を講ずるものとする。 一 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)に基づく年金生活者支援給付金の支給 二 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)に基づく基礎年金の国庫負担割合の二分の一への恒久的な引上げ、老齢基礎年金の受給資格期間の短縮及び遺族基礎年金の支給対象の拡大 三 前二号に掲げるもののほか、前二号に規定する法律、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)及び国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十九号)に基づく措置 2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次	に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九法律第百十五号)の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方 二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大 三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方 四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方を見直し 第三章 社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議 第一節 社会保障制度改革推進本部(設置) 第七条 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。 (所掌事務) 第八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 前章の措置についてその円滑な実施を総合的かつ計画的に推進すること。 二 前章の措置についてその実施状況の総合的な検証を行うこと。 三 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、前号の検証の結果に基づき、必要があると認
2 政府は、低所得者をはじめとする国民の介護保険の保険料に係る負担の増大の抑制を図るとともに、介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図りつつ、地域包括ケアシステムの構築を通じ、必要な介護サービスを確保する観点から、介護保険制度について、次に掲げる事項及び介護報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 一 地域包括ケアシステムの構築に向けた介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十五に規定する地域支援事業の見直しによる次に掲げる事項 イ 在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当	該提供に携わる者その他の関係者の連携の強化 ロ 多様な主体による創意工夫を生かした高齢者の自立した日常生活の支援及び高齢者の社会的活動への参加の推進等による介護予防に関する基盤整備 ハ 認知症である者に係る支援が早期から適切に提供される体制の確保その他の認知症である者に係る必要な施策 二 前号に掲げる事項と併せた地域の実情に応じた介護保険法第七条第四項に規定する要支援者への支援の見直し 三 一定以上の所得を有する者の介護保険の保険給付に係る利用者負担の見直し 四 介護保険法第五十一条の三の規定による特定入所者介護サービス費の支給の要件について資産を勘案する等の見直し 五 介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスに係る同条の規定による施設介護サービス費の支給の対象の見直し 六 介護保険の第一号被保険者の保険料に係る低所得者の負担の軽減 3 政府は、前項の措置を平成二十七年年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。 4 政府は、前条第七項第二号ロに掲げる事項に係る同項の措置の検討状況等を踏まえ、被用者保険等保険者に係る介護保険法第五十条第一	項に規定する介護給付費・地域支援事業支援納付金の額を当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (公的年金制度) 第六条 政府は、次に掲げる措置の着実な実施のための措置を講ずるものとする。 一 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)に基づく年金生活者支援給付金の支給 二 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)に基づく基礎年金の国庫負担割合の二分の一への恒久的な引上げ、老齢基礎年金の受給資格期間の短縮及び遺族基礎年金の支給対象の拡大 三 前二号に掲げるもののほか、前二号に規定する法律、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)及び国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十九号)に基づく措置 2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次	に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九法律第百十五号)の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方 二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大 三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方 四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方を見直し 第三章 社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議 第一節 社会保障制度改革推進本部(設置) 第七条 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。 (所掌事務) 第八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 前章の措置についてその円滑な実施を総合的かつ計画的に推進すること。 二 前章の措置についてその実施状況の総合的な検証を行うこと。 三 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、前号の検証の結果に基づき、必要があると認

めるときは、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。 四 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、社会保障制度改革推進会議が第十九条の規定による意見を述べた場合において、必要があると認めるときは、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。	2 本部長は、次に掲げる者(第一号から第四号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。)をもって充てる。 一 内閣官房長官 二 総務大臣 三 財務大臣 四 厚生労働大臣 五 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者	(事務) 第十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。 (設置期限) 第十五条 本部は、その設置の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。 (主任の大臣) 第十六条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。	に基づき、内閣総理大臣に意見を述べることに。 二 内閣総理大臣の諮問に応じ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、調査審議し、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べることに。
第九条 本部は、社会保障制度改革推進本部長、社会保障制度改革推進副本部長及び社会保障制度改革推進本部員をもって組織する。 (組織) 第十條 本部の長は、社会保障制度改革推進本部長以下「本部長」といふ。とし、内閣総理大臣をもって充てる。 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。 (社会保障制度改革推進副本部長) 第十一條 本部に、社会保障制度改革推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」といふ。)を置き、国務大臣をもって充てる。 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。 (社会保障制度改革推進本部員) 第十二條 本部に、社会保障制度改革推進本部員(次項において「本部員」といふ。)を置く。	第十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいふ。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいふ。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいふ。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。	(政令への委任) 第十七条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。 第二節 社会保障制度改革推進會議 (設置) 第十八條 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進會議(以下「會議」といふ。)を置く。 (所掌事務) 第十九條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、前章の措置の進捗状況を把握するとともに、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、平成三十七年を展望しつつ、総合的に検討を行い、その結果	(組織) 第二十條 會議は、委員二十人以内をもって組織する。 (委員) 第二十一條 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 2 委員は、非常勤とする。 (議長) 第二十二條 會議に、議長を置き、委員の互選により選任する。 2 議長は、会務を総理する。 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (事務) 第二十三條 會議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。 (設置期限) 第二十四條 會議は、第十五条の政令で定める日以前の政令で定める日まで置かれるものとする。

(主任の大臣)

第二十五条 會議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(本部に関する規定の準用)

第二十六条 第十三条の規定は、會議について準用する。

(政令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、會議に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(財源の確保)

第二十八条 第二章の措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るものについては、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の施行により増加する消費税の収入及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)の施行により増加する地方消費税の収入の活用並びに同章の措置を講ずることによる社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により必要な財源を確保しつつ、講ずるものとする。

(地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議)

第二十九条 政府は、第四条第四項第一号イから

ハまで及び第二号に掲げる事項に係る同項の措置、同条第七項第一号ロに掲げる事項に係る同項の措置その他第二章の措置のうち地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられるものを講ずるに当たっては、全国的連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の

第三項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得ることを目指すものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章第一節の規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三章第二節の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第百五十九条の三の次に次の一条を加える。

(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正)

第百五十九条の四 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四条第七項第二号ニ中「標準報酬の月額、給料の額及び標準給与」を「及び標準報酬」に改める。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十六条を次のように改める。

(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正)

第六十六条 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を削り、同項第四号中「児童福祉法」の下に「昭和二十二年法律第六十四号」を加え、同号を同項第三号とする。

第四条第七項第一号ロ中「市町村」の下に「(特別区を含む。)」を加える。

附則中第五号を削り、第六号を第五号とする。

理由

社会保障制度改革国民會議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、その推進に必要な体制を整備すること等により、これを総合的かつ集中的に推進するとともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、社会保障制度改革国民會議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、その推進に必要な体制を整備すること等により、これを総合的かつ集中的に推進するとともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 政府は、子どものための教育・保育給付、保育緊急確保事業の実施のために必要な措置等の子ども・子育て支援の実施に当たって必

要となる措置等を着実に講ずるほか、平成二十七年以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、地域で必要な医療を確保するため、病床機能報告制度の創設、地域の医療提供体制の構想の策定等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成二十九年年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年の常会に提出することを旨とする。

3 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、医療保険制度等の財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成二十六年から平成二十九年年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年の常会に提出することを旨とする。

4 政府は、難病及び小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、対象疾患の拡大、患者の認定基準の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成二十六年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年の常会に提出することを旨とする。

5 政府は、介護保険制度について、地域支援事業の見直し、これと併せた要支援者への支

援の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成二十七年年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年の常会に提出することを旨とする。

6 政府は、公的年金制度等について、マクロ経済スライドに基づく年金額の改定の仕組みの在り方、高所得者の年金給付の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議を置くものとする。

8 この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、その推進に必要な体制を整備すること等により、これを総合的かつ集中的に推進するとともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進することとは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十五年十一月十五日
厚生労働委員長 後藤 茂之
衆議院議長 伊吹 文明殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
三三〇円	三四五円